

第2次知名町地球温暖化対策実行計画 (区域施策編)

改訂計画



令和8年3月



みんなで創り みんなで育む みんなの町
知名町

【目 次】

| | |
|----------------------------|----|
| 第1章 計画の基本的事項 | 1 |
| 1 計画策定の目的 | 1 |
| 2 計画策定の趣旨 | 1 |
| 3 計画の位置づけ | 2 |
| 4 計画の対象範囲 | 2 |
| 5 計画期間、基準年及び目標年度 | 3 |
| 6 対象とする温室効果ガス | 3 |
| 第2章 地球温暖化対策と国内外の動向 | 4 |
| 1 地球温暖化と気候変動の影響 | 4 |
| 2 地球温暖化・気候変動対策の動向 | 7 |
| 第3章 沖永良部島の特徴 | 17 |
| 1 自然的特性 | 17 |
| 2 経済的特性 | 19 |
| 3 社会的特性 | 22 |
| 4 自然環境特性 | 28 |
| 5 地域脱炭素化に向けた取組 | 33 |
| 第4章 二酸化炭素排出量の現状と将来推計 | 43 |
| 1 二酸化炭素排出量の算定方法 | 43 |
| 2 二酸化炭素排出量の現況推計 | 44 |
| 3 森林吸収量の推計 | 47 |
| 4 二酸化炭素排出量の将来推計 | 50 |
| 第5章 計画の目標 | 51 |
| 1 計画の全体像 | 51 |
| 2 将来ビジョン | 52 |
| 3 温室効果ガス排出量(二酸化炭素排出量)の削減目標 | 57 |
| 4 再生可能エネルギーの導入目標 | 57 |
| 5 目標達成に向けた取組イメージ | 58 |
| 第6章 目標の達成に向けた施策 | 60 |
| 1 基本方針 | 60 |
| 2 具体的な取組 | 61 |
| 基本方針1 省エネルギーの推進 | 61 |
| 基本方針2 まちの脱炭素化の推進 | 65 |
| 基本方針3 再生可能エネルギー等の利用拡大 | 70 |
| 基本方針4 循環型社会の構築 | 74 |
| 基本方針5 多様な人々が取り組む環境づくり | 77 |
| 第7章 計画の推進体制と進行管理 | 80 |
| 1 推進体制 | 80 |
| 2 進行管理 | 82 |
| 巻末資料 用語集 | 83 |

第1章 計画の基本的事項

1 計画策定の目的

「第2次知名町地球温暖化対策実行計画（区域施策編）（以下、「本計画」という）」は、町域から排出される温室効果ガスの削減に向け、知名町（以下、「本町」という）の現状や地域特性を踏まえ、地域住民・事業者・行政の各主体による取組を総合的かつ計画的に推進していくことを目的としています。

2 計画策定の趣旨

本町では、2020（令和2）年9月に「知名町気候非常事態宣言」表明後、2022（令和4）年1月に地方公共団体実行計画（区域施策編）として「知名町地域再エネ導入戦略」を策定しました。また、2022（令和4）年4月に、環境省が認定する脱炭素先行地域に選定されており、再生可能エネルギーの導入や気候変動の悪影響を軽減する「適応策」も視野に入れた先進的な地球温暖化対策を推進してきました。

世界的には、2021（令和3）年10月～11月に開催された国連気候変動枠組条約第26回締約国会議（COP26）においての合意文書で、「産業革命前からの気温上昇を1.5℃以内に抑える努力を追求する」と明記され、今世紀半ばのカーボンニュートラル及びその経過点である2030（令和12）年に向けて、野心的な気候変動対策を締約国に求めることが決定されました。

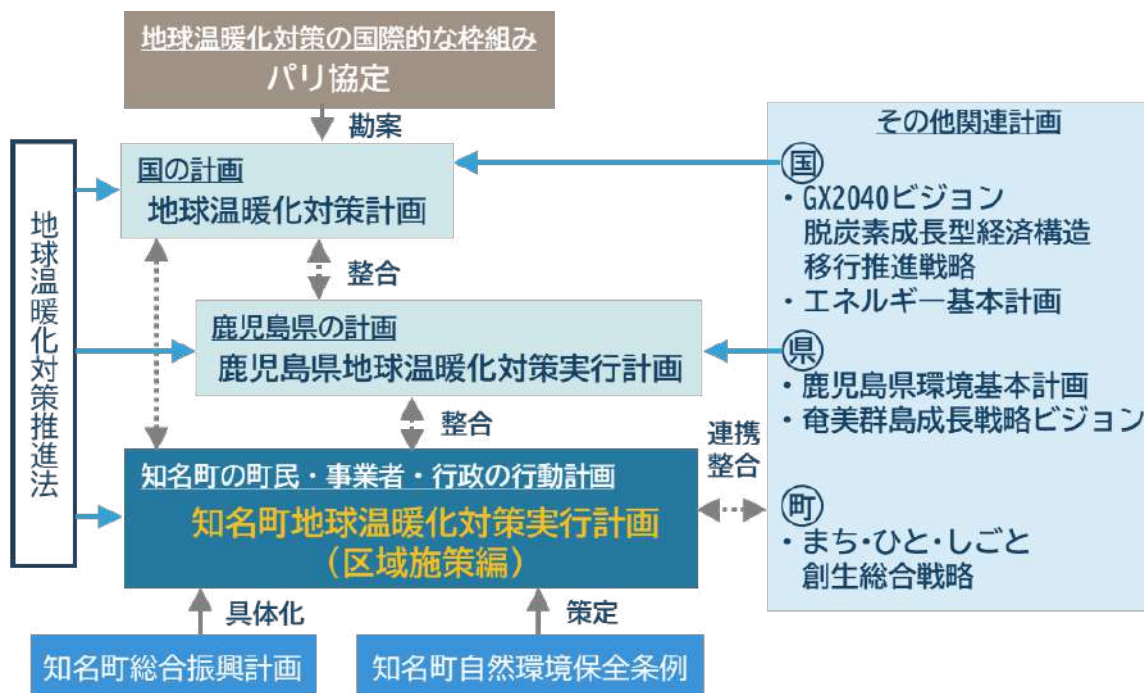
これを受けて、国では、2050年カーボンニュートラル宣言を行い、温室効果ガス排出量の削減目標を「2035（令和17）年度、2040（令和22）年度において、温室効果ガスを2013（平成25）年度からそれぞれ60%、73%削減することを目指す。」こととし、地球温暖化対策の推進に関する法律が改正、地球温暖化対策計画が改定されました。

本計画は、国際・国内情勢に対応したより実効性の高い取組を推進するとともに、2050年までに二酸化炭素の排出量を実質ゼロとする「脱炭素社会」の実現に向け、環境と経済の好循環を創出するための計画として策定するものです。

3 計画の位置づけ

本計画は、「地球温暖化対策の推進に関する法律」（平成 10 年法律第 117 号）（以下、「地球温暖化対策推進法」という）第 21 条に基づく地方公共団体実行計画であり、2020（令和 2）年 3 月に策定した第 6 次知名町総合振興計画の個別計画として位置付けられます。

▼ 本計画の位置づけ



4 計画の対象範囲

本計画の対象地域は、知名町全域とします。

ただし、対象地域を越えた広域的な取組を必要とする施策においては、国、県及び近隣自治体（和泊町）と連携して推進します。

5 計画期間、基準年及び目標年度

(1) 計画期間

計画期間は、脱炭素技術の進展や社会情勢の変化へ柔軟に対応し、施策の実効性を担保するため 2026（令和 8）年度から 2030（令和 12）年度までの 5 年間とします。

一方で、地域のインフラ整備や担い手育成には中長期的な視点が不可欠です。そのため、10 年後の地域経済への波及効果などを見据え、5 年ごとの確実な見直しと、10 年単位の持続可能な地域づくりに資する期間で計画を行います。

(2) 基準年度

本計画は、2013（平成 25）年度を基準年度とします。

(3) 目標年度

2030（令和 12）年度、2035（令和 17）年度及び 2040（令和 22）年度を目標年度とし、カーボンニュートラルを見据えて 2050（令和 32）年度を長期目標とします。



6 対象とする温室効果ガス

本計画で対策等の対象となる温室効果ガスは、「地球温暖化対策推進法」に規定された 7 種類のガスがありますが、本町では、温室効果ガスの大部分を占める二酸化炭素を対象とします。

▼ 地球温暖化対策の推進に関する法律で定められている温室効果ガス

| 温室効果ガス | | 主な発生源 |
|--------------|----------------------|--|
| 二酸化炭素 (CO2) | エネルギー起源 | 燃料の使用、電気の使用（火力発電所によるもの）等 |
| | 非エネルギー起源 | 廃棄物の焼却処理、工業プロセス等 |
| メタン (CH4) | | 稲作、家畜の腸内発酵、廃棄物の焼却処理、排水処理、自動車の走行等 |
| 一酸化二窒素 (N2O) | | 化石燃料の燃焼、化学肥料の使用、排水処理、自動車の走行等 |
| 代替フロン等 4 ガス | ハイドロフルオロカーボン類 (HFCs) | 冷凍空気調和機器・プラスチック・噴霧器・半導体素子等の製造、溶剤としての HFCs の使用等 |
| | パーフルオロカーボン類 (PFCs) | アルミニウムの製造、半導体素子等の製造、溶剤等としての PFCs の使用、PFCs の製造 |
| | 六ふっ化硫黄 (SF6) | マグネシウム合金の鋳造、電気機械器具や半導体素子等の製造、SF6 の製造等 |
| | 三ふっ化窒素 (NF3) | 半導体素子等の製造、NF3 の製造 |

注) 表中で網掛け の温室効果ガスは、本計画の対象外とする。

第2章 地球温暖化対策と国内外の動向

1 地球温暖化と気候変動の影響

(1) 地球温暖化のメカニズム

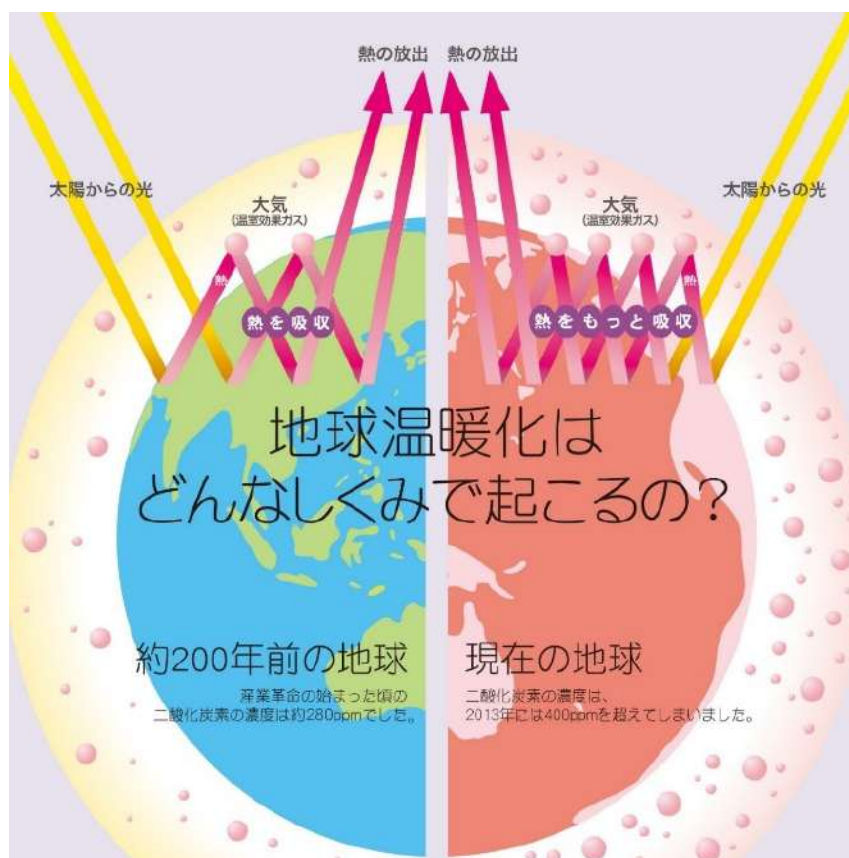
地球は、太陽からの光によって暖められ、暖められた地球からも熱が放出されています。その地球から放出される熱を、地球を覆う温室効果ガスが吸収することで、人間を含む地球上の生物がすみやすい環境をつくってきました。

石炭や石油など化石燃料の使用や森林の減少などにより、大気中の温室効果ガスの濃度は急激に増加し、気温上昇が引き起こされています。

地球温暖化は、気温の上昇のみならず、異常高温（熱波）や大雨・干ばつの増加などのさまざまな気候の変化をともなっています。

このような気候変動によって、氷河の融解や海面水位の変化、洪水などの自然災害の増加、陸上や海の生態系への影響、食料生産や健康など人間への影響が見られています。

▼ 温室効果ガスと地球温暖化メカニズム



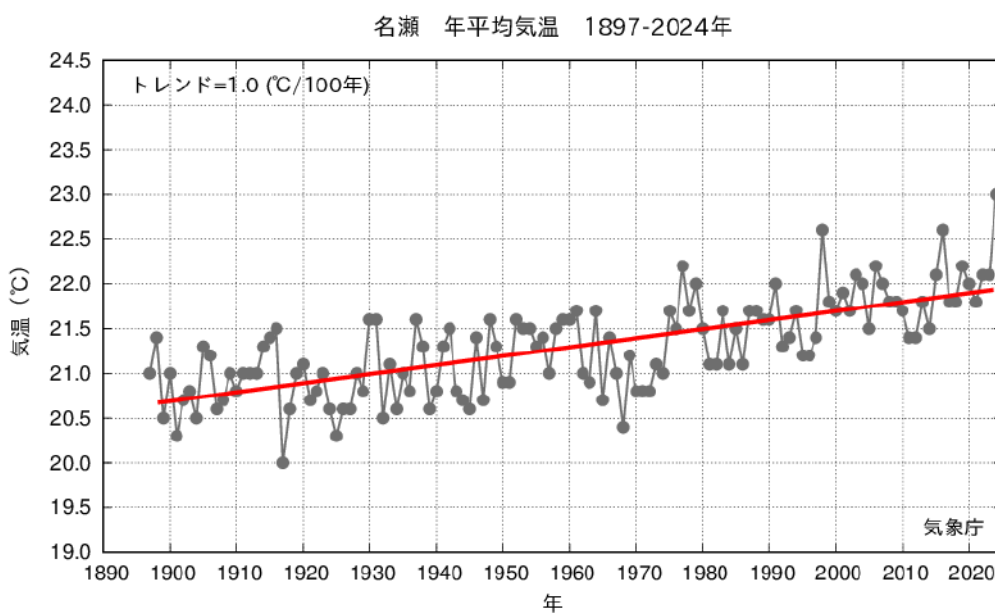
出典：全国地球温暖化防止活動推進センター「温室効果ガスと地球温暖化のメカニズム」

(2) 地球温暖化による影響

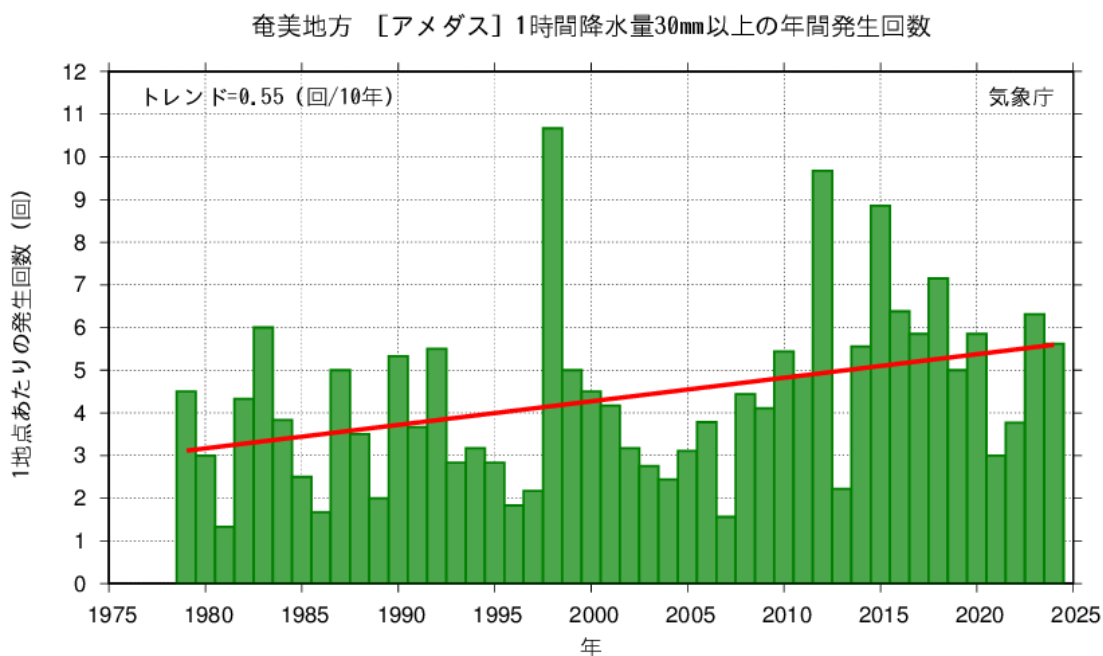
●奄美地方の気候変化

地球温暖化の影響は、本町が属する奄美地方でも確認されています。奄美地方 名瀬測候所における観測結果をみると、年平均気温、1時間降水量 30mm 以上（激しい雨）の年間発生回数は、増加傾向が現れています。

▼ 年平均気温の推移（奄美地方 名瀬測候所）



▼ 1時間降水量 30mm 以上の年間発生回数の推移（奄美地方 名瀬測候所）

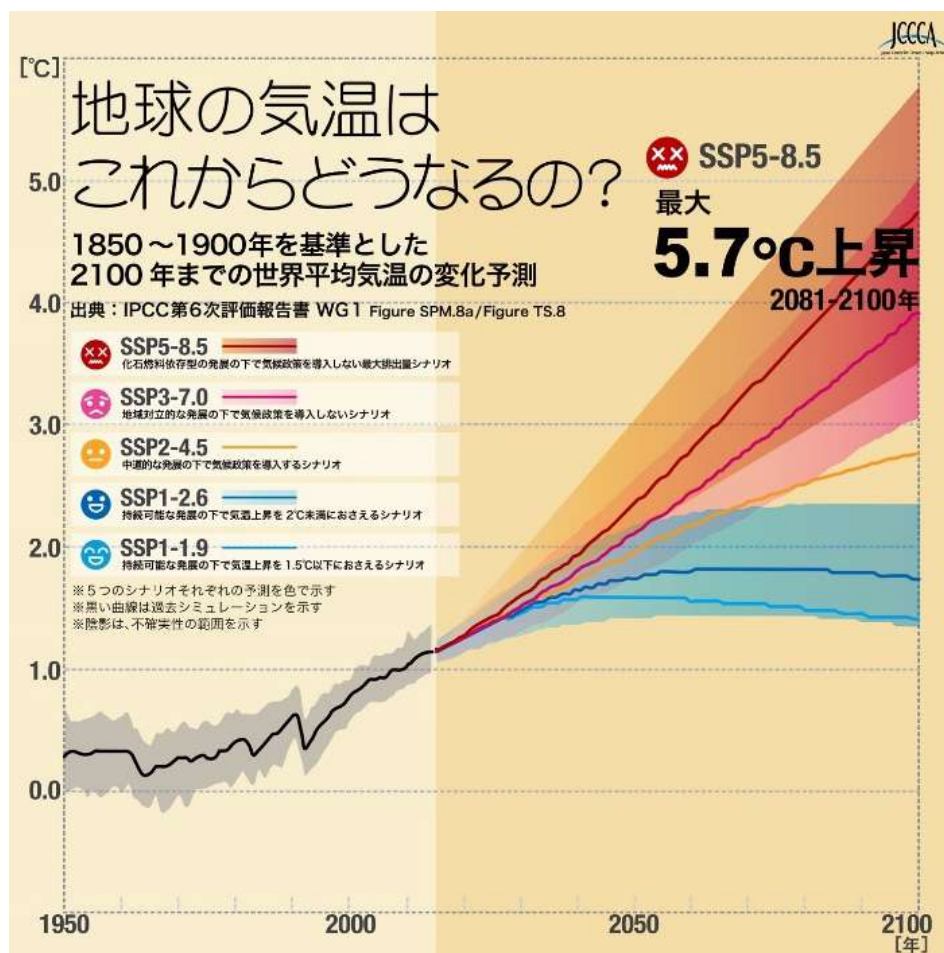


出典：気象庁 (A-PLAT)

(3) 地球温暖化の将来予測

2023（令和5）年に公表された「IPCC第6次統合報告書」によると、21世紀末までに世界の平均気温は3.3～5.7℃上昇すると予測されています。21世紀半ばに二酸化炭素排出実質ゼロが実現する最善シナリオ（SSP1-1.9）においても2021（令和3）～2040（令和22）年平均の気温上昇は1.5℃に達する可能性があるとしています。

▼ 気温上昇の将来予測



出典：全国地球温暖化防止活動推進センター

「2100年までの世界平均気温の変化予測（1950～2100年・観測と予測）」

2 地球温暖化・気候変動対策の動向

(1) 国際的な動向

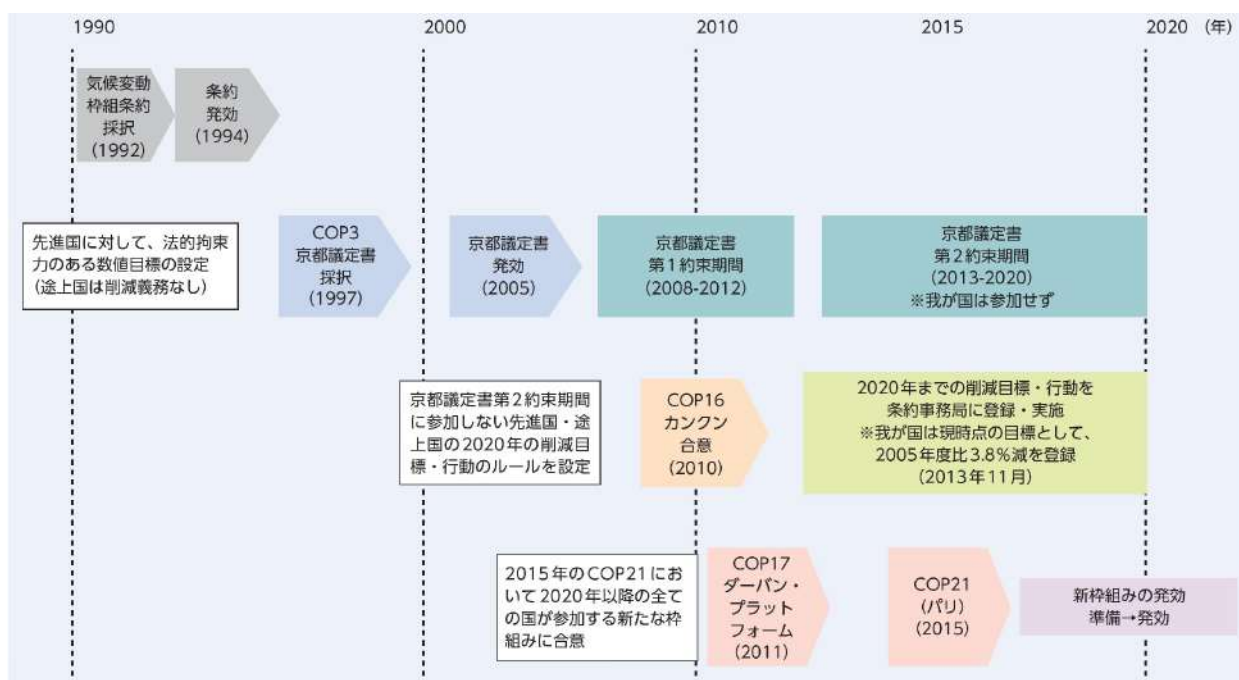
●パリ協定の採択

2015（平成 27）年、フランス・パリで行われた国連気候変動枠組条約第 21 回締約国会議（COP21）において、京都議定書以来の新たな法的拘束力のある国際的な合意文書となる「パリ協定」が採択されました。「パリ協定」は、55 カ国かつ世界の温室効果ガス総排出量の 55%以上を占める国の批准（ひじゅん）という 2 つの要件を満たしたことから、2016（平成 28）年 11 月 4 日に発効し、日本も同年 11 月 8 日に批准しました。世界共通の長期目標として、産業革命前からの平均気温の上昇を 2℃より低く抑える目標のみではなく、1.5℃以下に制限するよう努めることや、主要排出国を含むすべての国が削減目標を 5 年ごとに更新し提出することが求められています。

さらに、2021（令和 3）年にイギリス・グラスゴーで開催された国連気候変動枠組条約第 26 回締約国会議（COP26）では、合意文書で「産業革命前からの気温上昇を 1.5℃以内に抑える努力を追求する」と明記され、今世紀半ばのカーボンニュートラル及びその経過点である 2030（令和 12）年に向けて、野心的な気候変動対策を締約国に求めることが決定されました。

また、2022（令和 4）年にエジプト・シャルム・エル・シェイクで開催された国連気候変動枠組条約第 27 回締約国会議（COP27）では、緩和、適応、ロス&ダメージ、気候資金等の分野で、締約国の気候変動対策の強化を求める内容の「シャルム・エル・シェイク実施計画」が採択されました。

▼ パリ協定の発効までの経緯



出典：環境省 「国際交渉「パリ協定」採択までの道のり気候変動対策の新たな一歩（R1.2）」

●SDGs (Sustainable Development Goals) : 持続可能な開発目標

2015 (平成 27) 年の国連サミットにおいて、「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」が採択されました。この「2030 アジェンダ」の中核である「持続可能な開発目標 (Sustainable Development Goals : SDGs)」は、17 のゴールと 169 のターゲットから構成されており、環境・経済・社会の 3 つの側面を統合的に解決する考え方が示されています。地球温暖化・気候変動対策と関わりが深いものとしては、ゴール 7 「エネルギーをみんなにそしてクリーンに」をはじめ、ゴール 11 「住み続けられるまちづくりを」、ゴール 12 「つくる責任つかう責任」、ゴール 13 「気候変動に具体的な対策を」等、複数の目標が含まれています。

▼ 持続可能な開発目標 (SDGs) の 17 の目標



出典：国際連合広報センター

本計画に関連する持続可能な開発目標（SDGs）のゴール

| 本計画に関連する SDGs のゴール(目標) | ターゲット(達成目標)の例 |
|--|--|
|  <p>2 飢餓をゼロに 飢餓を終わらせ、食料安全保障及び栄養改善を実現し、持続可能な農業を促進する</p> | <ul style="list-style-type: none"> ✓ 飢餓を撲滅し、安全で栄養のある食料を得られるようにする ✓ 栄養不良をなくし、妊婦や高齢者等の栄養ニーズに対処する ✓ 小規模食料生産者の農業生産性と所得を倍増させる |
|  <p>3 すべての人に健康と福祉を あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する</p> | <ul style="list-style-type: none"> ✓ 妊産婦の死亡率を削減する ✓ 新生児・5歳未満児の予防可能な死亡を根絶する ✓ 重篤な伝染病を根絶するとともに、その他の感染症に対処する |
|  <p>4 質の高い教育をみんなに すべての人に包摂的かつ公正な質の高い教育を確保し、生涯学習の機会を促進する</p> | <ul style="list-style-type: none"> ✓ 無償かつ公正で質の高い初等・中等教育を修了できるようにする ✓ 乳幼児の発達・ケアと就学前教育にアクセスできるようにする ✓ 技術教育、職業教育、高等教育に平等にアクセスできるようにする |
|  <p>7 エネルギーをみんなにそしてクリーンに すべての人々の、安価かつ信頼できる持続可能な近代的エネルギーへのアクセスを確保する</p> | <ul style="list-style-type: none"> ✓ 安価かつ信頼できる現代的エネルギーサービスへの普遍的アクセスを確保する ✓ 再生可能エネルギーの割合を大幅に増やす ✓ エネルギー効率の改善率を倍増させる |
|  <p>9 産業と技術革新の基盤をつくろう 強靱(レジリエント)なインフラ構築、包摂的かつ持続可能な産業化の促進及びイノベーションの推進を図る</p> | <ul style="list-style-type: none"> ✓ 経済発展と福祉を支える持続可能で強靱なインフラを開発する ✓ 雇用と GDP に占める産業セクターの割合を大幅に増やす ✓ 小規模製造業等の金融サービス、バリューチェーン、市場統合へのアクセスを拡大する |
|  <p>11 住み続けられるまちづくりを 包摂的で安全かつ強靱(レジリエント)で持続可能な都市及び人間居住を実現する</p> | <ul style="list-style-type: none"> ✓ 住宅や基本的サービスへのアクセスを確保し、スラムを改善する ✓ 安全、安価、容易に利用できる、輸送システムへのアクセスを提供する ✓ 参加型・包摂的・持続可能な人間居住計画・管理能力を強化する |
|  <p>12 つくる責任つかう責任 持続可能な生産消費形態を確保する</p> | <ul style="list-style-type: none"> ✓ 持続可能な消費と生産に関する10年計画枠組みを実施する ✓ 天然資源の持続可能な管理及び効率的な利用を達成する ✓ 世界全体の一人当たりの食料廃棄を半減させ、生産・サプライチェーンにおける食品ロスを減らす |
|  <p>13 気候変動に具体的な対策を 気候変動及びその影響を軽減するための緊急対策を講じる</p> | <ul style="list-style-type: none"> ✓ 気候関連災害や自然災害に対する強靱性と適応能力を強化する ✓ 気候変動対策を政策、戦略及び計画に盛り込む ✓ 気候変動対策に関する教育、啓発、人的能力及び制度機能を改善する |
|  <p>14 海の豊かさを守ろう 持続可能な開発のために海洋・海洋資源を保全し、持続可能な形で利用する</p> | <ul style="list-style-type: none"> ✓ 海洋汚染を防止、大幅に削減する ✓ 海洋・沿岸の生態系の回復のための取組を行う ✓ 海洋酸性化の影響を最小限にする |
|  <p>15 陸の豊かさも守ろう 陸域生態系の保護、回復、持続可能な利用の推進、持続可能な森林の経営、砂漠化への対処ならびに土地の劣化の阻止・回復及び生物多様性の損失を阻止する</p> | <ul style="list-style-type: none"> ✓ 陸域・内陸淡水生態系及びそれらのサービスの保全・回復・持続可能な利用を確保する ✓ 森林の持続可能な経営の実施を促進し、森林減少阻止、回復と植林を大幅に増やす ✓ 砂漠化に対処し、劣化した土地と土壌を回復する |
|  <p>17 パートナーシップで目標を達成しよう 持続可能な開発のための実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する</p> | <ul style="list-style-type: none"> ✓ 先進国は、開発途上国、後発開発途上国に対するODAに係るコミットメントを完全に実施する ✓ 開発途上国のための追加的資金源を動員する |

(2) 国の動向

●2050年カーボンニュートラル宣言

2020（令和2）年10月、内閣総理大臣が所信表明演説において、「パリ協定」に定める目標等をふまえ、「2050年までに温室効果ガスの排出を全体としてゼロにする、すなわち2050年カーボンニュートラル、脱炭素社会の実現を目指す」ことを宣言しました。

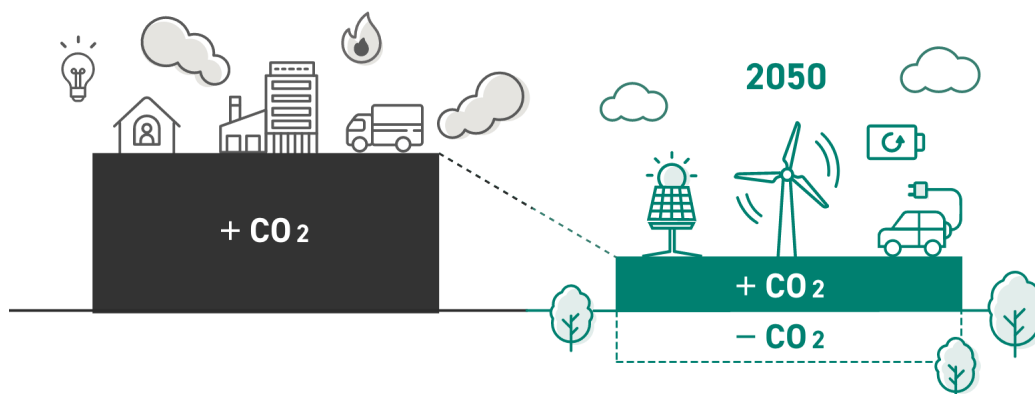
これを受けて、「2050年カーボンニュートラル」を目指すことを表明した自治体を「ゼロカーボンシティ」として位置付けており、本町では2020（令和2）年9月に、知名町気候非常事態宣言をゼロカーボンシティとして宣言しています。

カーボンニュートラルとは

「排出を全体としてゼロ」というのは、二酸化炭素をはじめとする温室効果ガスの「排出量」から、植林、森林管理などによる「吸収量」を差し引いて、合計を実質的にゼロにすることを意味しています。

※ここでの温室効果ガスの「排出量」「吸収量」とは、いずれも人為的なものを指します。

▼カーボンニュートラルの概念図



出典：環境省 脱炭素ポータル「カーボンニュートラルとは」

●地球温暖化対策の推進に関する法律

2021（令和3）年3月に、「2050年カーボンニュートラル宣言」を基本理念として位置付けた地球温暖化対策の推進に関する法律の一部改正案が閣議決定され、2022（令和4）年4月に施行されました。

また、2050年カーボンニュートラル実現や2030年度削減目標の達成に向けて、2022（令和4）年2月には、民間資金を呼び込む出資制度の創設、地方公共団体に対する財政上の措置を講ずる同法の一部改正案が閣議決定され、2024（令和6）年3月には、国内外の取組を加速するため、JCMクレジットの発行、地域脱炭素化促進事業制度の拡充などについて講ずる同法の一部改正案が閣議決定されました。

●地球温暖化対策計画

2025（令和7）年2月に閣議決定された地球温暖化対策計画では、2050年のカーボンニュートラル実現という長期目標はそのままに、その達成に向けた道筋がより具体的に示されました。これまでの2030年度に温室効果ガスを2013（平成25）年度比46%削減する目標に加え、新たに2035年度に60%、2040年度に73%削減するという、より野心的な中間目標が設定されています。

これは、目標達成までの道筋の具体性や予見可能性を高め、脱炭素と経済成長の同時実現に向けたGX投資などを加速させることが目的です。

▼ 国の地球温暖化対策計画の概要

【単位：100万t-CO₂、括弧内は2013年度比の削減率】

| | 2013年度実績 | 2030年度（2013年度比）※1 | 2040年度（2013年度比）※2 |
|--------------------------|----------|--|--|
| 温室効果ガス排出量・吸収量 | 1,407 | 760（▲46%※3） | 380（▲73%） |
| エネルギー起源CO ₂ | 1,235 | 677（▲45%） | 約360～370（▲70～71%） |
| 産業部門 | 463 | 289（▲38%） | 約180～200（▲57～61%） |
| 業務その他部門 | 235 | 115（▲51%） | 約40～50（▲79～83%） |
| 家庭部門 | 209 | 71（▲66%） | 約40～60（▲71～81%） |
| 運輸部門 | 224 | 146（▲35%） | 約40～80（▲64～82%） |
| エネルギー転換部門 | 106 | 56（▲47%） | 約10～20（▲81～91%） |
| 非エネルギー起源CO ₂ | 82.2 | 70.0（▲15%） | 約59（▲29%） |
| メタン（CH ₄ ） | 32.7 | 29.1（▲11%） | 約25（▲25%） |
| 一酸化二窒素（N ₂ O） | 19.9 | 16.5（▲17%） | 約14（▲31%） |
| 代替フロン等4ガス | 37.2 | 20.9（▲44%） | 約11（▲72%） |
| 吸収源 | - | ▲47.7（-） | ▲約84（-）※4 |
| 二国間クレジット制度（JCM） | - | 官民連携で2030年度までの累積で1億t-CO ₂ 程度の国際的な排出削減・吸収量を目指す。我が国として獲得したクレジットを我が国のNDC達成のために適切にカウントする。 | 官民連携で2040年度までの累積で2億t-CO ₂ 程度の国際的な排出削減・吸収量を目指す。我が国として獲得したクレジットを我が国のNDC達成のために適切にカウントする。 |

※1 2030年度のエネルギー起源二酸化炭素の各部門は目安の値。

※2 2040年度のエネルギー起源二酸化炭素及び各部門については、2040年度エネルギー需給見通しを作成する際に実施した複数のシナリオ分析に基づく2040年度の最終エネルギー消費量等を基に算出したもの。

※3 さらに、50%の高みに向け、挑戦を続けていく。

※4 2040年度における吸収量は、地球温暖化対策計画第3章第2節3.（1）に記載する新たな森林吸収量の算定方法を適用した場合に見込まれる数値。

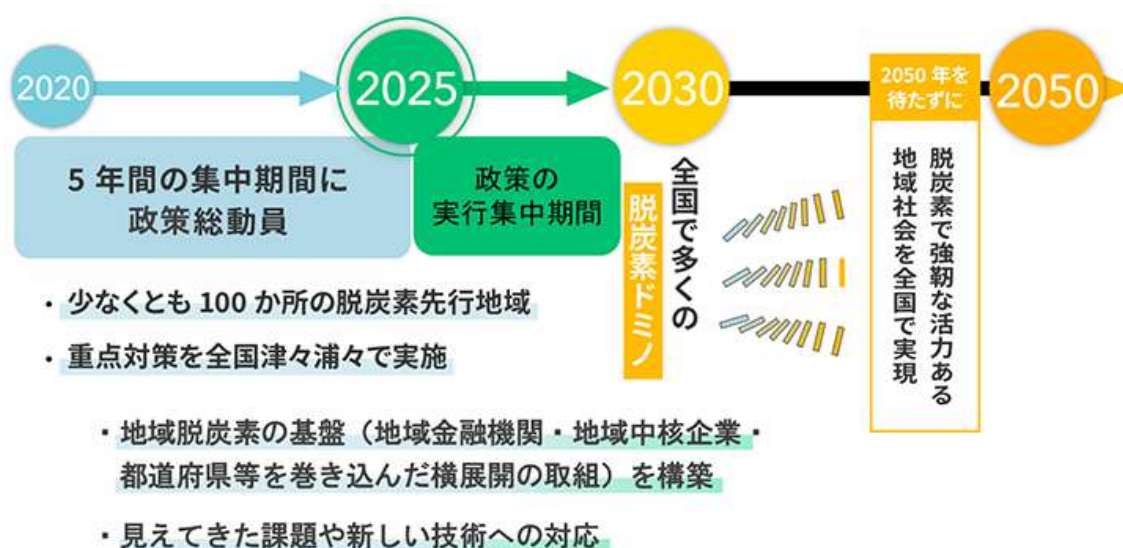
出典：内閣官房 「地球温暖化対策計画の概要（R7.2）」

●地域脱炭素ロードマップ

2021（令和 3）年 6 月に策定された「地域脱炭素ロードマップ」では、国の「2050 年カーボンニュートラル宣言」や、「2030 年度に温室効果ガスを 2013 年度から 46% 削減することを目指すこと、さらに、50%の高みに向け挑戦を続ける」との表明をふまえ、地域が主役となる、地域の魅力と質を向上させる地方創生に資する地域脱炭素の実現を目指し、特に 2030（令和 12）年までに集中して行う取組・施策を中心に、工程と具体策が示されています。

ロードマップでは、地域における脱炭素への取組が、意欲と実現可能性が高いところからその他の地域に広がっていく「実行の脱炭素ドミノ」を起こすべく、2025（令和 7）年までを集中期間として政策を総動員するとしています。そして、2030（令和 12）年以降も全国へと地域脱炭素の取組を広げ、2050（令和 32）年を待たずして多くの地域で脱炭素を達成し、地域課題を解決した強靱で活力ある次の時代の地域社会への移行を目指しています。

▼ 脱炭素ロードマップの概要



出典：環境省 「脱炭素地域づくり支援サイト『地域脱炭素とは』」

●第7次エネルギー基本計画

2025（令和7）年2月に策定された「第7次エネルギー基本計画」では、国際情勢変化やDX・GXの進展に伴う電力需要の増加を踏まえ、エネルギー政策の要諦である「S+3E（安全性、安定供給、経済効率性、環境適合性）」の原則の下、将来の不確実性に対応しつつ、あらゆる技術や選択肢を追求する方針が示されました。

また、本計画はエネルギー安定供給、経済成長、脱炭素の同時実現を目指し、産業政策と一体となった「GX2040ビジョン」や「地球温暖化対策計画」と連携して推進していくもので、我が国が掲げる2035年度に60%、2040年度に73%の温室効果ガス削減目標に向け、需要側での徹底した省エネルギーや非化石転換を進めるとともに、供給側では再生可能エネルギーの主力電源化、安全性を大前提とした原子力の活用、水素・アンモニアやCCUS等を活用した火力発電の脱炭素化を進めるとしています。

▼ エネルギー需給の見通し（イメージ）



(注) 左のグラフは最終エネルギー消費量、右のグラフは発電電力量であり、送配電損失量と所内電力量を差し引いたものが電力需要。

出典：資源エネルギー庁 「エネルギー基本計画の概要(R7.2)」

●GX2040ビジョン 脱炭素成長型経済構造移行推進戦略

2023（令和5）年7月に策定された「脱炭素成長型経済構造移行推進戦略」が、国際情勢の変化やDX・GXの進展に伴う電力需要の増加、脱炭素技術の導入スピードの不確実性などに対応し、より長期的な将来（2040年）を見据えた指針として、2025（令和7）年2月に「GX2040ビジョン」として改訂されました。

本ビジョンでは、「エネルギー基本計画」や「地球温暖化対策計画」と一体的に推進されるほか、「成長志向型カーボンプライシング構想」の実行や、2023年度からの10年間で官民150兆円超のGX投資を引き出すための20兆円規模の先行投資支援（GX経済移行債）などを通じて、産業構造の転換やGX市場の創造を推進する方針が示されています。また、地方創生に資する地域脱炭素の推進（地域GX）も位置づけられており、エネルギー安定供給の確保、経済成長、脱炭素の同時実現を目指しています。

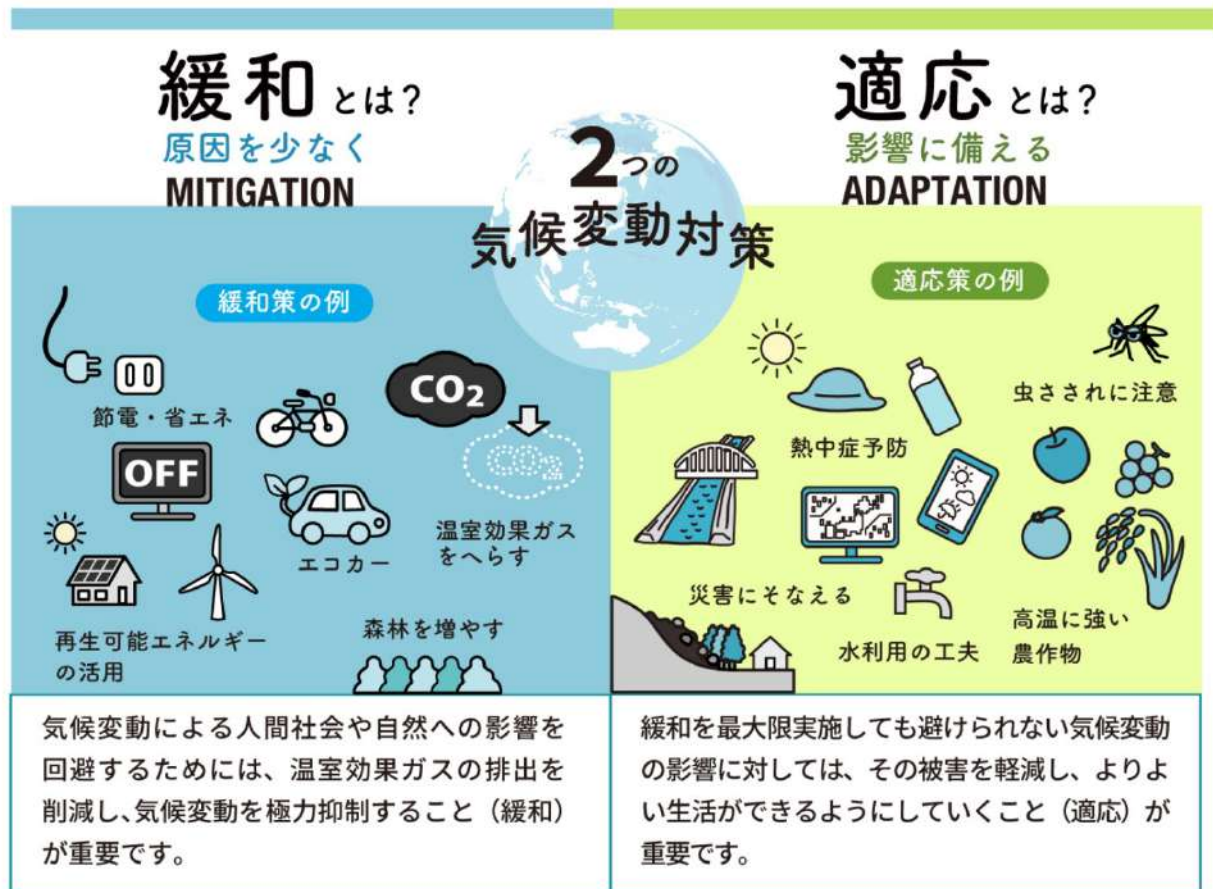
● 気候変動適応計画

2021（令和3）年10月に閣議決定された「気候変動適応計画」は、温室効果ガスの排出削減（緩和策）と並ぶ「車の両輪」として、気候変動影響による被害の防止・軽減を目指し策定されました。

IPCC第6次評価報告書などの最新の科学的知見を踏まえ、カーボンニュートラルを実現しても避けられない気候変動影響に対処するため、21世紀末までの長期的な展望のもと、今後おおむね5年間で実施すべき基本戦略や施策を定めています。また、令和5年（2023年）の一部変更により、改正気候変動適応法に基づく「熱中症対策実行計画」が新たに盛り込まれ、「2030年までに熱中症による死亡者数を現状から半減させる」という中期的な目標が明記されました。

本計画は政府全体の「地球温暖化対策計画」と連携し、防災や農業などの関連施策に気候変動適応の視点を組み込む「主流化」を図っています。さらに、被災後の復興時に将来の気候変動影響を考慮する「適応復興」の概念も導入し、安全・安心で持続可能な社会の構築を目指しています。これらを推進・定着させるため、都道府県等による地域気候変動適応計画の策定率や地域気候変動適応センターの設置率を100%にする等の指標（KPI）を設定し、PDCAサイクルによる進捗管理を行っています。

▼ 気候変動対策の考え方



出典：国立環境研究所 気候変動適応情報プラットフォーム（A-PLAT） 「気候変動適応とは」

(3) 鹿児島県内の動向

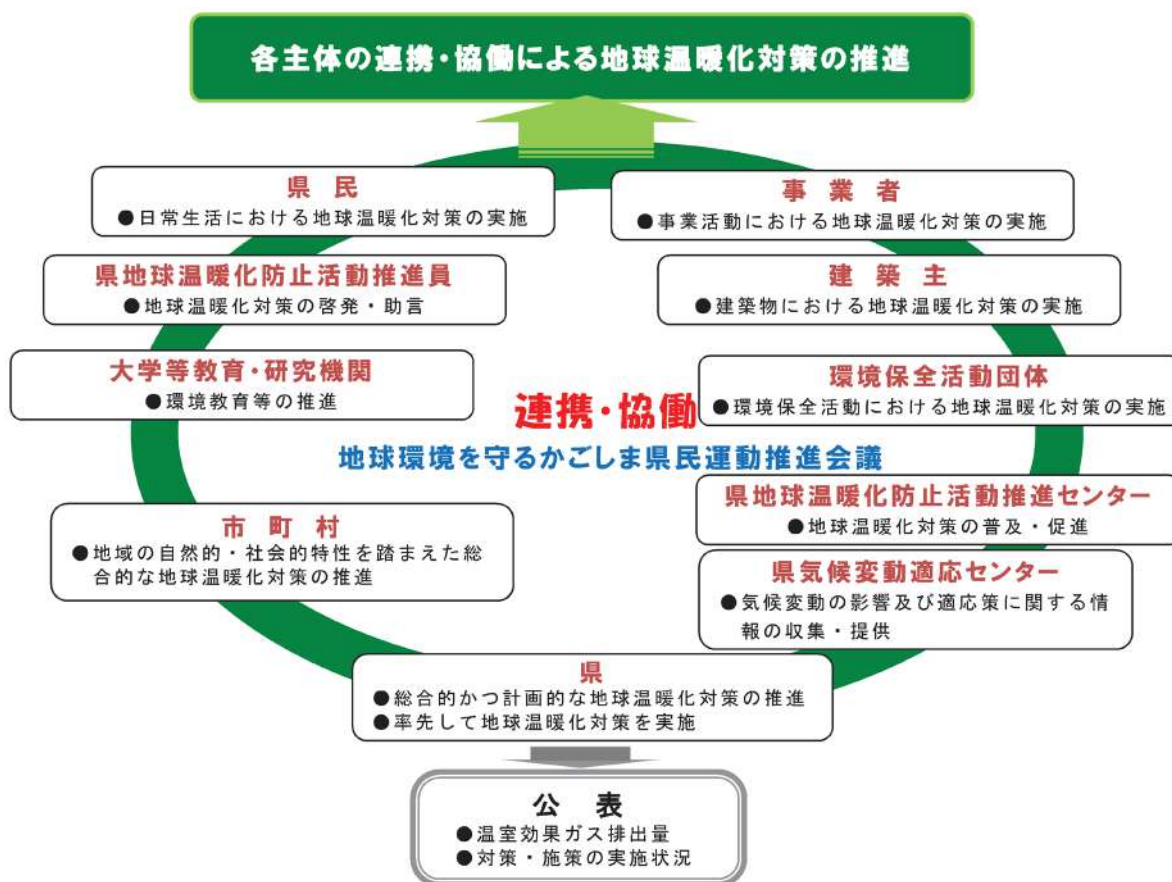
●鹿児島県地球温暖化対策実行計画

2023（令和5）年3月に策定された「鹿児島県地球温暖化対策実行計画」は、地球温暖化対策推進法に基づく実行計画であると同時に、気候変動適応法に基づく「地域気候変動適応計画」としての位置付けを有しています。

本計画では、IPCCの科学的知見や将来予測を前提に、「2050年カーボンニュートラル」や「2030年度に2013年度比46%削減」を目指す温室効果ガスの「緩和策」と、気温上昇や気象災害など避けられない影響に対処する「適応策」を、車の両輪として一体的に推進する方針が示されています。

具体的な適応策として、農業分野における高温耐性品種の導入や、防災分野での河川・海岸保全施設などの整備、サンゴ礁のモニタリングなどが推進されます。また、地域脱炭素化促進施設（太陽光・陸上風力発電など）の導入に向けて「環境配慮基準」を定め、土砂災害警戒区域や国立公園などを「促進区域」から除外すべき区域として明示するなど、地域の環境保全と再生可能エネルギー導入の両立を図っています。

▼ 鹿児島県地球温暖化対策実行計画における推進体制



出典：鹿児島県 「鹿児島県地球温暖化対策実行計画（R5.3）」

●奄美群島成長戦略ビジョン 2033

2023（令和5）年2月に策定された「奄美群島成長戦略ビジョン2033」は、究極の目標に「群島民の幸福度の向上」を掲げる10年間の指針です。

本ビジョンでは「つなぐ宝」「稼ぐ力」「支える基盤」の3本柱を設定し、地域の豊かな自然環境を守り継ぎながら持続可能な産業振興へとつなげる、環境と経済の両立を目指しています。

また、SDGs等の国策と連動し、DXの推進や多様な人材の確保を進めるとともに、脱炭素社会を見据えた再生可能エネルギーの導入など「エネルギー」分野の基盤づくりも重点化されており、地球環境に配慮した持続可能な島づくりを推進しています。

▼ 奄美群島成長戦略ビジョンマップ



出典：奄美群島市町村長会 「ビジョンマップ（R5.2）」

●奄美群島観光しまづくりプラン

2024（令和6）年3月に策定された「奄美群島観光しまづくりプラン」は、豊かな自然環境や歴史文化などの地域資源を生かし、観光客と島民の双方の満足度を高める「持続可能な観光地域づくり」の実現を目的とした計画です。

本計画では具体的な取組の方向性として、「カーボンニュートラルの推進」や「脱炭素社会の実現に向けた取組」が明記されています。

また、自然生態系の保全と活用、環境に配慮した交通手段の整備、旅行者に対するレスポンスブル・ツーリズム（責任ある観光）の促進など、観光分野における環境負荷低減の考え方が示されています。

第3章 沖永良部島の特徴

1 自然的特性

(1) 概要

沖永良部島は、鹿児島市から南南西へ約540km、奄美群島の南西部に位置し、北は東シナ海、南は太平洋を隔てて沖縄本島を望むことができます。

知名町は沖永良部島の南西部に位置し、豊かな自然と長い歴史で築いた、うるおいとやすらぎのある町で、町内は21の集落で構成されています。島の東北部には和泊町が隣接しています。

(2) 面積

沖永良部島は東西に細長いひょうたん型の島で、周囲55.8km、面積93.67km²です。

知名町の面積は53.30km²、和泊町の面積は40.37km²です。

(3) 地形

沖永良部島は隆起サンゴ礁でおおわれた平坦な地形で、島の北西部には石灰岩が台風の風雨によって浸食されたカルスト地形や鍾乳洞が確認でき、歴史的にも観光資源としても重要な地形がみられます。

知名町は海拔245mの大山を中心に、その裾野に集落や耕地が形成されています。

(4) 地質

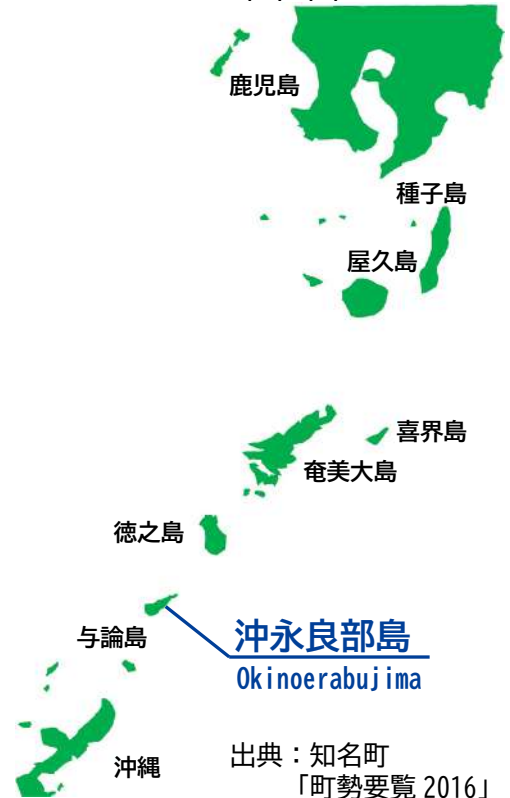
地質は、古い堆積岩などの古期岩類を隆起サンゴ礁に由来する琉球石灰岩が覆うように成り立っています。

知名町北西部に位置する田皆岬には、石灰岩が再結晶化した「トラバーチン」という大理石が採取されていた石切場と呼ばれる場所があり、沖永良部島産のトラバーチンは国会議事堂でも使用されていました。

▼ 田皆岬



▼ 位置図

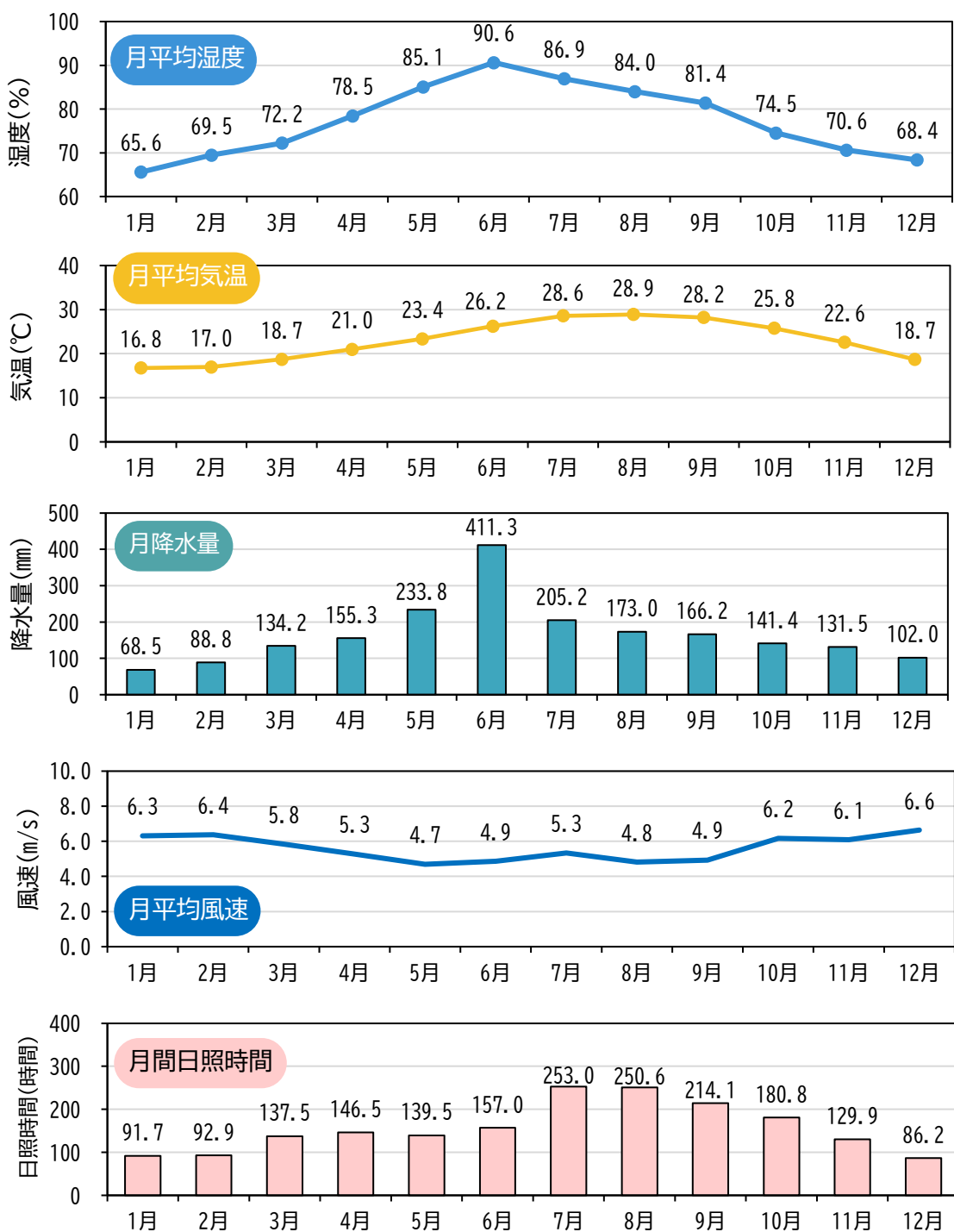


出典：知名町
「町勢要覧 2016」

(5) 気候

沖永良部島は、亜熱帯海洋性気候に属し、年間平均気温が約23℃と温暖です。冬は17℃前後で暖かく、夏は28℃を超える暑さで蒸し暑く、湿度が高いのが特徴です。6～7月の梅雨時期に降水量が多く、年間を通じて風が強いエリアです。

▼ 各気候データの月平均の推移〔2013(平成25)年～2025(令和7)年〕



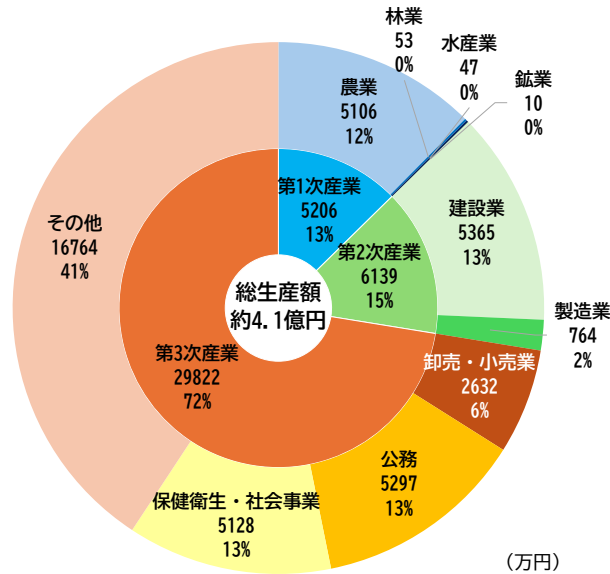
出典：気象庁 アメダス観測所「沖永良部（鹿児島県）」気象データより整理

2 経済的特性

沖永良部島の産業は第3次産業が総生産額の約7割を占める一方、島外から所得を獲得する基幹産業は農業です。しかし、産業別エネルギー消費量が最も多い分野が農林水産業であり、島全体のエネルギー代金として年間約32億円（域内総生産の7.8%）が島外へ流出しています。

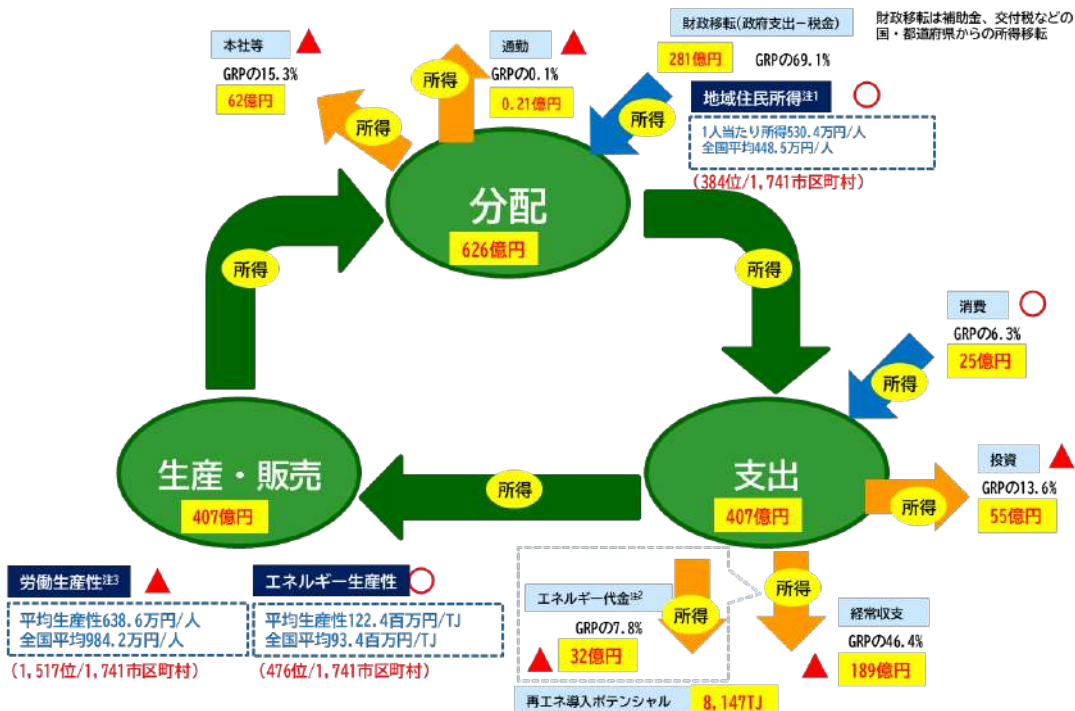
地域経済の自立と脱炭素化を両立するには、基幹産業の脱炭素化を進めることが課題となっています。

▼ 産業別の生産額割合(令和元年度)



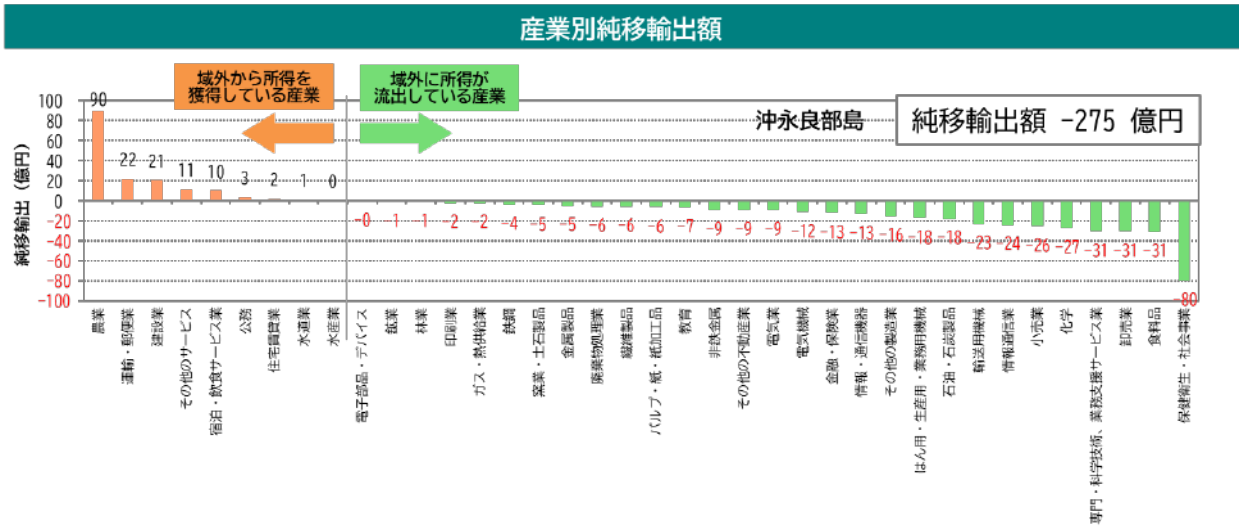
出典：市町村民所得推計報告書（R1年度）より整理

▼ 沖永良部島の所得循環構造(2022年度)

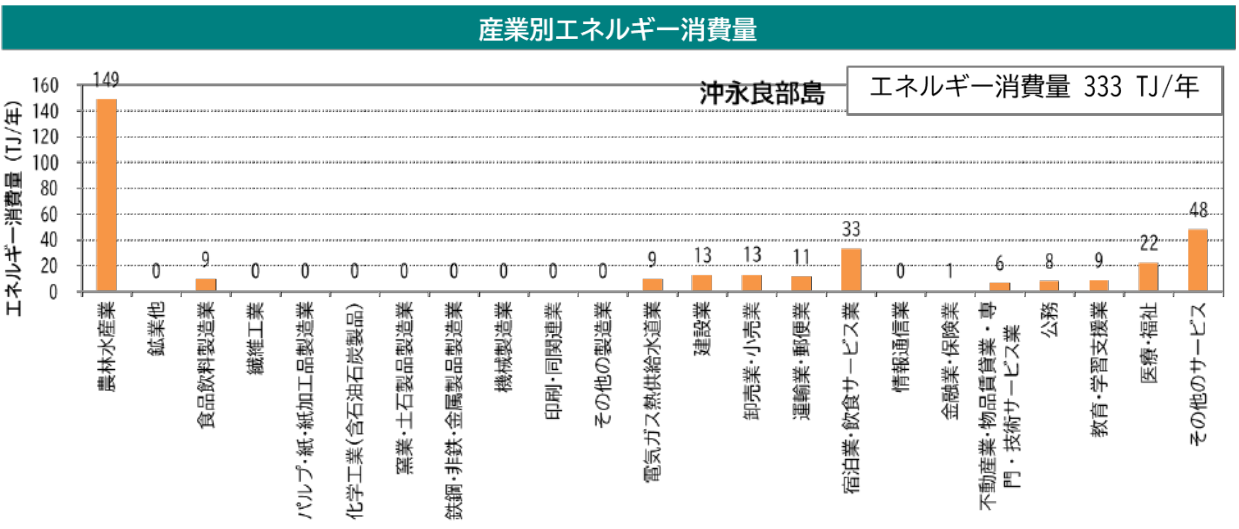


出典：RESAS 地域経済循環分析（2022年版）より作成

▼ 沖永良部島の産業別純移輸出額（2022年度）



▼ 沖永良部島の産業別エネルギー消費量（2022年度）



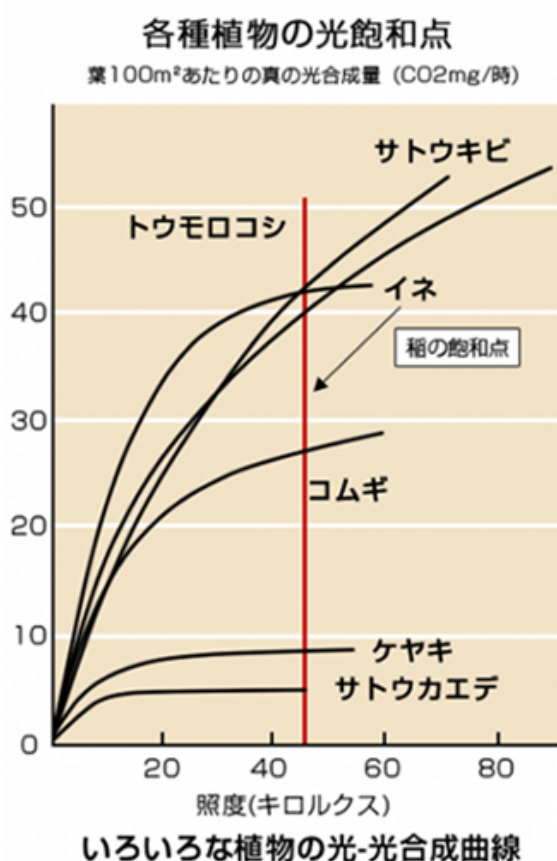
出典：RESAS 地域経済循環分析（2018年版）より作成

沖永良部島の農業作物

沖永良部島では、ばれいしょ等の野菜、さとうきび、花き（観賞用の植物）の生産が盛んに行われています。

作物の成長には日光が欠かせませんが、実は光が強いほど成長が速くなるわけではなく、強すぎる光でダメージを受けることがあります。植物それぞれの、成長できる限界の光の強さのことを「光飽和点」と呼びます。

沖永良部島で栽培されている作物のなかで、さとうきびや観賞用のユリ・ソリダゴなどは、光飽和点がとても高いことが知られており、強い日光を浴びて良く育つことができます。逆にばれいしょの光飽和点は夏野菜のなかでも低いですが、隆起サンゴ礁のミネラル豊富な土壌で栽培されるため、沖永良部を代表する農作物になっています。



各種植物の光飽和点・光補償点

| | 光飽和点 (klx) | 光補償点 (klx) |
|---------------|------------|------------|
| イネ | 40 - 50 | 0.5 - 1 |
| トマト | 70 | - |
| ナス | 40 | 2 |
| キュウリ | 55 | - |
| エンドウ | 40 | 2 |
| レタス | 25 | 1.5~2 |
| ミツバ | 20 | 1 |
| ブドウ(巨峰) | 40 | 0.4 |
| デラウェア | 48 | 0.3 |
| モモ(白鳳) | 40 | 0.2 |
| ナシ(幸水) | 40 | 0.3 |
| オウトウ | 40 - 60 | 0.4 |
| イチジク(榊井ドーフィン) | 40 | 1 |
| セントポーリア | 5 - 10 | 0.5 |
| シンビジウム | 10 | 0.3 |
| シクラメン | 15 | 0.3 |
| プリムラマライデス | 10 | 0.4 |
| プリムラオブコニカ | 10 | 0.4 |
| アザレア | 5 | 0.1 |

出典：営農型太陽光情報提供システム.com

| | 光飽和点 (klx) | 光補償点 (klx) |
|-------|------------|------------|
| バレイショ | 30 | 1 |
| コーヒー | 17~20 | 1~2 |

出典：農家 web 「読めば流れがわかる！ジャガイモの栽培方法」

金地 「水ストレス下におけるコーヒーの光合成に関する研究 (H26)」

宮里 「沖縄におけるコーヒー樹の導入と栽培 (H9)」

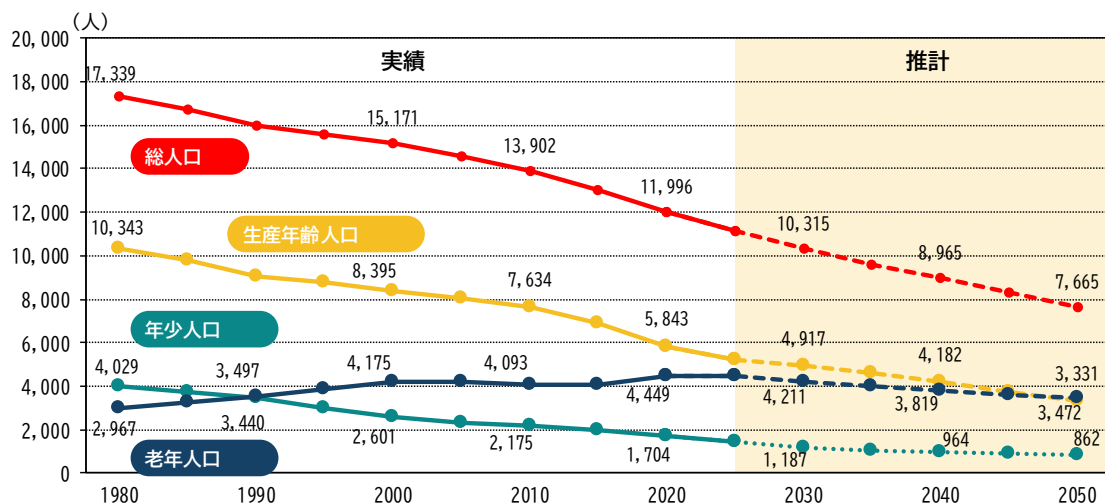
3 社会的特性

(1) 人口及び世帯数

沖永良部島の人口は減少及び高齢化の傾向にあります。一方で世帯の小規模化が進んでおり、世帯数の減少は比較的緩やかとなっています。こうした単身・少人数世帯の増加は、住民一人当たりのエネルギー消費量を相対的に増加させる要因となります。

今後は、地域コミュニティを維持しつつ、人口動態の変化を見据えた効率的なエネルギー利用と対策が課題となります。

▼ 沖永良部島の年齢3区分別人口の推移と将来推計人口（1980～2050年）



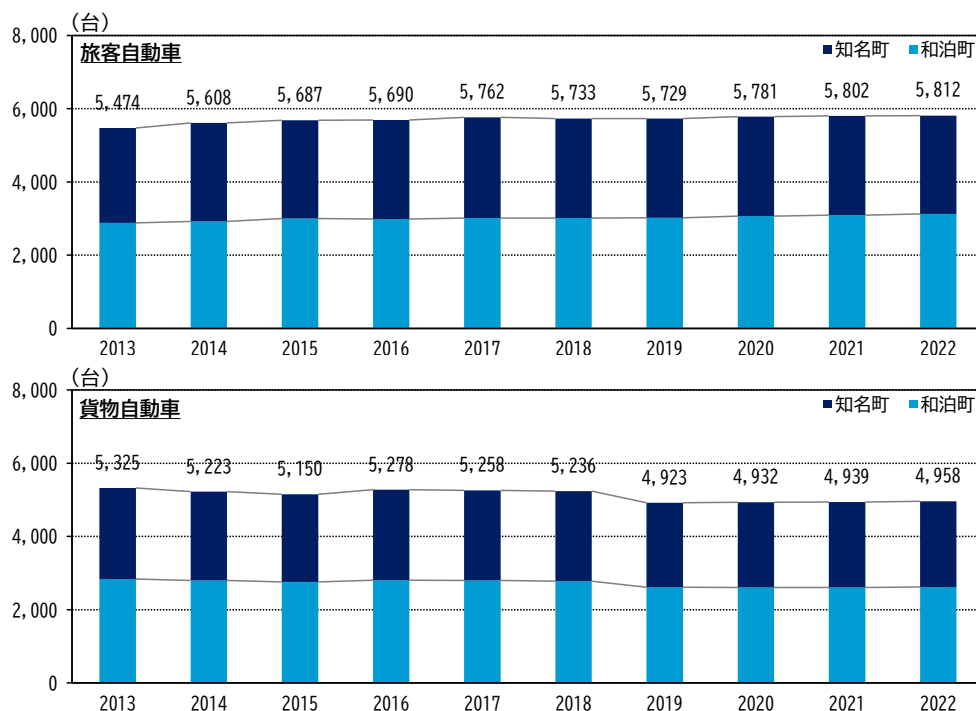
| | 年 | 総人口 | 年少人口 (0～14歳) | 生産年齢人口 (15～64歳) | 老年人口 (65歳以上) |
|----|-------|--------|--------------|-----------------|--------------|
| 実績 | 1980年 | 17,339 | 4,029 | 10,343 | 2,967 |
| | 2000年 | 15,171 | 2,601 | 8,395 | 4,175 |
| | 2005年 | 14,551 | 2,287 | 8,062 | 4,202 |
| | 2010年 | 13,902 | 2,175 | 7,634 | 4,093 |
| | 2015年 | 12,996 | 1,977 | 6,922 | 4,097 |
| | 2020年 | 11,996 | 1,704 | 5,843 | 4,449 |
| 推計 | 2025年 | 11,101 | 1,440 | 5,218 | 4,443 |
| | 2030年 | 10,315 | 1,187 | 4,917 | 4,211 |
| | 2035年 | 9,610 | 1,048 | 4,592 | 3,970 |
| | 2040年 | 8,965 | 964 | 4,182 | 3,819 |
| | 2045年 | 8,304 | 917 | 3,760 | 3,627 |
| | 2050年 | 7,665 | 862 | 3,331 | 3,472 |

出典：知名町 「知名町デジタル田園都市構想総合戦略（R7.3）」
 和泊町 「第3期わどまり未来予想図プロジェクト（R7.6）」

(2) 交通

沖永良部島の自動車保有台数は、人口減少下においても台数は横ばいとなっています。これは、島内の移動や経済活動が自家用車に強く依存していることを示しており、運輸部門の二酸化炭素排出の主要因となっています。同時に、離島特有の燃料費高騰が地域住民の家計や地域産業を直接圧迫しているという構造的な課題となっています。

▼ 自動車の保有台数



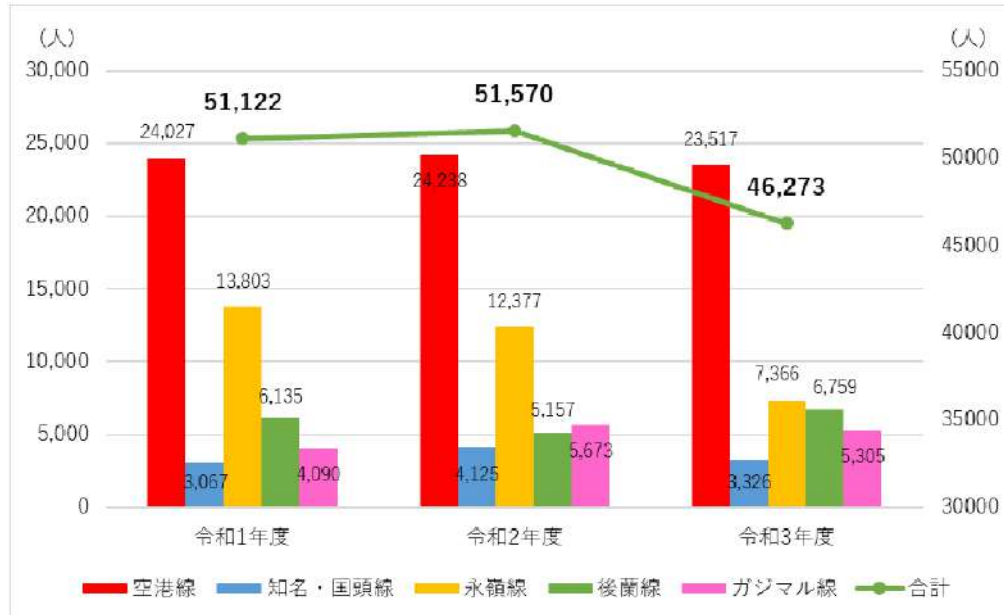
| 年 | 旅客自動車 | | | 貨物自動車 | | |
|------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
| | 合計 | 知名町 | 和泊町 | 合計 | 知名町 | 和泊町 |
| 2008 | 5,020 | 2,447 | 2,573 | 5,378 | 2,520 | 2,858 |
| 2009 | 5,040 | 2,436 | 2,604 | 5,388 | 2,499 | 2,889 |
| 2010 | 5,133 | 2,484 | 2,649 | 5,415 | 2,522 | 2,893 |
| 2011 | 5,279 | 2,532 | 2,747 | 5,423 | 2,526 | 2,897 |
| 2012 | 5,398 | 2,572 | 2,826 | 5,353 | 2,492 | 2,861 |
| 2013 | 5,474 | 2,595 | 2,879 | 5,325 | 2,483 | 2,842 |
| 2014 | 5,608 | 2,687 | 2,921 | 5,223 | 2,422 | 2,801 |
| 2015 | 5,687 | 2,687 | 3,000 | 5,150 | 2,391 | 2,759 |
| 2016 | 5,690 | 2,705 | 2,985 | 5,278 | 2,469 | 2,809 |
| 2017 | 5,762 | 2,749 | 3,013 | 5,258 | 2,461 | 2,797 |
| 2018 | 5,733 | 2,721 | 3,012 | 5,236 | 2,457 | 2,779 |
| 2019 | 5,729 | 2,711 | 3,018 | 4,923 | 2,311 | 2,612 |
| 2020 | 5,781 | 2,713 | 3,068 | 4,932 | 2,323 | 2,609 |
| 2021 | 5,802 | 2,708 | 3,094 | 4,939 | 2,333 | 2,606 |
| 2022 | 5,812 | 2,690 | 3,122 | 4,958 | 2,340 | 2,618 |

出典：一般財団法人自動車検査登録情報協会 「市区町村別自動車保有車両数」
 一般社団法人全国軽自動車協会連合会 「市区町村別軽自動車車両数」

路線バスは、知名町から和泊町を經由して沖永良部空港に至る空港線を中心に5系統が運行されています。

また、2025（令和7）年10月からは、路線3系統と和泊港線の運行を取りやめ、事前予約で好きな時間に好きな区間を移動できる「デマンドバス」の試行運用が実施されています。

▼ 路線バス利用者数推移



出典：知名町・和泊町 「沖永良部地域共生交通計画（R5.3）」

▼ デマンドバスの試行運用



出典：知名町・和泊町 「沖永良部デマンドバスパンフレット（R7.10）」

(3) 廃棄物

沖永良部島で排出されるごみは、沖永良部衛生管理組合が管理する「沖永良部クリーンセンター」で処理されています。

2021（令和3）年度のごみ総排出量は3,996t/年であり、2018（平成30）年度に増加した後は減少・横ばい傾向で推移しています。一方で、人口減少などの影響もあり、1人1日あたりのごみ排出量は「921g/人・日」と経年的に増加傾向にあります。

また、本圏域の令和3年度のリサイクル率は12.7%にとどまっており、国（20.0%）や鹿児島県（16.0%）の平均を下回っている状況です。二酸化炭素の排出を抑え、持続可能な循環型社会を形成するためには、1人あたりのごみ排出量を削減し、リサイクル率を向上させることが急務となっています。

▼ 沖永良部島のごみ排出量

| 項目 | H29 | H30 | R1 | R2 | R3 | R3-H29（増減率） | | |
|--------|----------------|----------------|----------------|---------------|----------------|---------------|---------|---------|
| 人口（人） | 12,557 | 12,425 | 12,171 | 11,996 | 11,827 | ▲ 730 | ▲ 5.8 % | |
| 収集ごみ | 燃えるごみ | 2,625 (68.1%) | 2,630 (64.4%) | 2,620 (65.5%) | 2,595 (64.4%) | 2,488 (62.3%) | ▲ 137 | ▲ 5.2 % |
| | 燃えないごみ・空き缶・その他 | 2,375 (61.7%) | 2,353 (57.6%) | 2,324 (58.1%) | 2,305 (57.2%) | 2,221 (55.6%) | ▲ 154 | ▲ 6.5 % |
| | 燃えないごみ・空き缶・その他 | 113 (2.9%) | 125 (3.1%) | 131 (3.3%) | 128 (3.2%) | 125 (3.1%) | 12 | 10.6% |
| | 空きビン | 97 (2.5%) | 99 (2.4%) | 105 (2.6%) | 101 (2.5%) | 91 (2.3%) | ▲ 6 | ▲ 6.2 |
| | ペットボトル・発泡スチロール | 40 (1.0%) | 53 (1.3%) | 60 (1.5%) | 61 (1.5%) | 51 (1.3%) | 11 | 27.5% |
| 直接搬入ごみ | 燃えるごみ | 1,223 (31.8%) | 1,456 (35.6%) | 1,379 (34.6%) | 1,434 (35.5%) | 1,508 (37.7%) | 285 | 23.3% |
| | 燃えるごみ | 1,069 (27.8%) | 1,160 (28.4%) | 1,071 (26.8%) | 1,137 (28.2%) | 1,235 (30.9%) | 166 | 15.5% |
| | 燃えないごみ・空き缶・その他 | 73 (1.9%) | 152 (3.7%) | 172 (4.3%) | 150 (3.7%) | 128 (3.2%) | 55 | 75.3% |
| | ペットボトル・発泡スチロール | 5 (0.1%) | 10 (0.2%) | 12 (0.3%) | 12 (0.3%) | 9 (0.2%) | 4 | 80.0% |
| | 粗大ごみ | 58 (1.5%) | 99 (2.4%) | 74 (1.9%) | 81 (2.0%) | 76 (1.9%) | 18 | 31.0% |
| ダンボール | 18 (0.5%) | 35 (0.9%) | 50 (1.3%) | 54 (1.3%) | 60 (1.5%) | 42 | 233.3% | |
| ごみ排出量 | 3,848 (99.9%) | 4,086 (100.0%) | 3,999 (100.1%) | 4,029 (99.9%) | 3,996 (100.0%) | 148 | 3.8% | |

※1：人口は各年度ともに3月31日現在

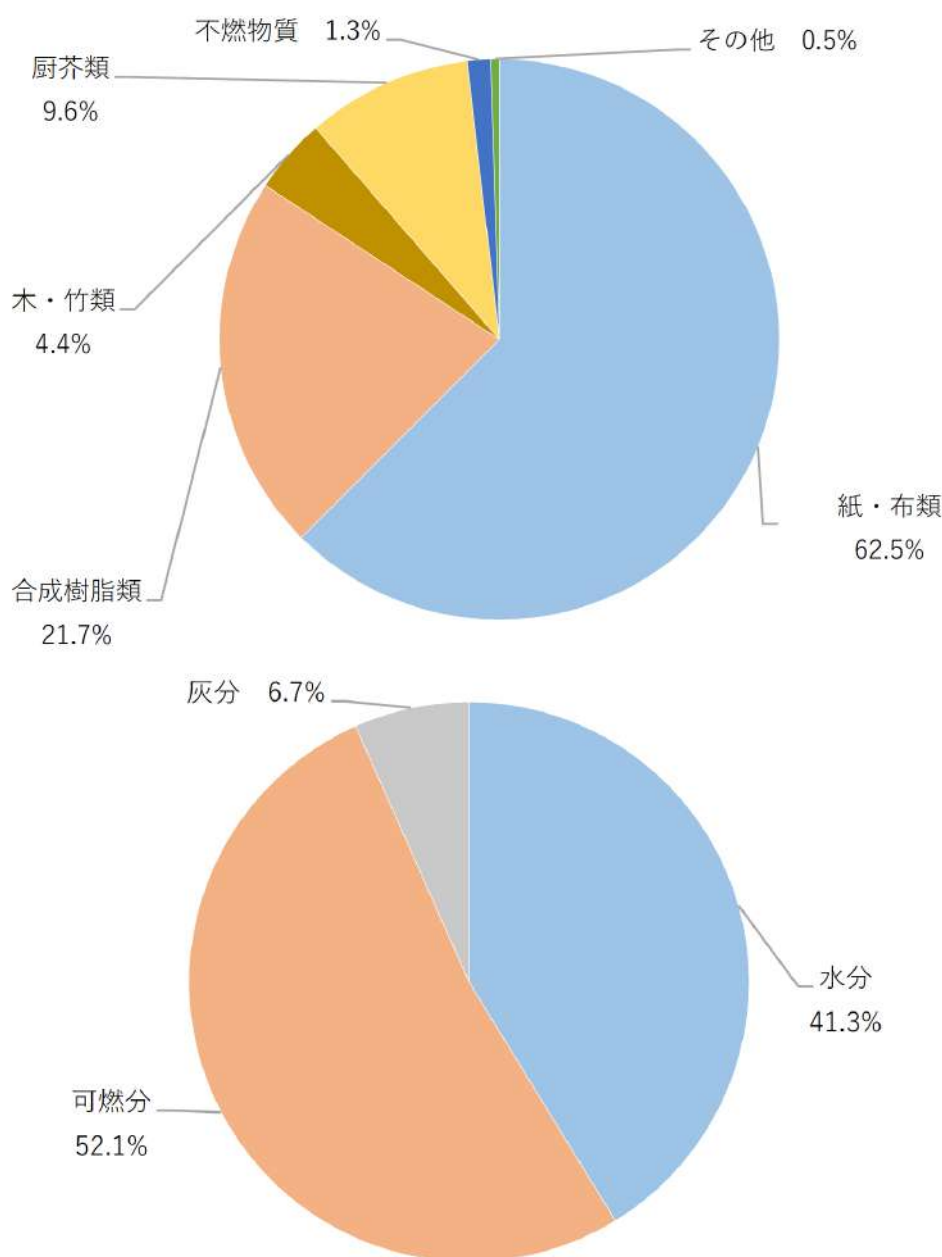
※2：端数処理のため合計値が100%にならない場合があります。

出典：沖永良部衛生管理組合 一般廃棄物（ごみ）処理基本計画【改訂版】（R5.3）

過去5年間のごみ質測定実績によると、燃えるごみの組成は「紙・布類」が最も多く62.5%を占め、次いで「合成樹脂類（プラスチック類）」が21.7%となっており、この2種類だけで全体の8割近くを占めています。また、ごみの三成分の構成比（平均値）は、水分41.3%、可燃分52.1%、灰分6.7%となっています。

二酸化炭素排出削減の観点からは、化石燃料由来である「合成樹脂類（プラスチック類）」の焼却が二酸化炭素排出の大きな要因となるため、その削減が不可欠です。また、「紙類」などの本来リサイクル可能な資源が燃えるごみに多く混入していることも課題です。

▼ 燃えるごみの組成（上図）と三成分の構成比（下図）



出典：沖永良部衛生管理組合 一般廃棄物（ごみ）処理基本計画【改訂版】(R5.3)

沖永良部島のごみ処理事業及び地球温暖化対策における主な課題は以下の通りです。

●分別収集の徹底と資源化の推進

排出されたごみの中には古紙類などのリサイクル可能なものが多く含まれており、さらなる減量化・資源化に向けた地域住民への啓発と分別ルールの徹底が必要です。

●プラスチックごみ及び食品ロスの削減

地球温暖化に対する取組を推進する立場から、容器包装を含むプラスチック系のごみを削減し、環境負荷を低減していくことが求められます。また、食品ロスの削減は、ごみの水分量を減らして焼却効率を上げるだけでなく、SDGs の目標達成にも直結する重要な課題です。

●処理施設の老朽化対策と延命化

沖永良部クリーンセンターのごみ焼却施設は供用開始から 20 年以上が経過し、設備の老朽化が進んでいます。また、最終処分場についても埋立物の減量化を図り、施設の延命化に努める必要があります。ごみの排出抑制と資源化を進めることは、これらごみ処理施設への負荷を軽減し、処理工程で消費されるエネルギー（二酸化炭素排出）の削減に大きく貢献します。

▼ ごみ処理事業における課題

| ごみ処理の段階 | 課題 |
|----------|-------------------------|
| 排出抑制の課題 | 事業者へのごみの排出抑制意識の醸成 |
| | 町民へのごみの減量・分別および再利用方法の啓発 |
| 収集・運搬の課題 | 分別収集の徹底 |
| | 戸別収集などの超高齢化社会への対応 |
| | 在宅医療廃棄物の処理方法の啓発 |
| | 環境美化、廃棄物の不法投棄や不適正処理の防止等 |
| 中間処理の課題 | ごみ焼却施設の老朽化への対応 |
| 資源化の推進 | 生ごみコンポストの普及啓発 |
| 最終処分の課題 | 最終処分場の老朽化への対応 |
| その他 | プラスチック製品等の資源循環 |
| | 食品ロスの削減促進 |

出典：沖永良部衛生管理組合 一般廃棄物（ごみ）処理基本計画【改訂版】(R5.3)

4 自然環境特性

(1) 概要

沖永良部島は、温暖な気候に恵まれ、四季を通じて熱帯、亜熱帯の花々が咲き、エラブユリ、スプレーキクなどの栽培も盛んです。地下には 200 以上の鍾乳洞が存在し、「花と鍾乳洞の島」と呼ばれています。

また、島を囲む海は「エラブブルー」と呼ばれる抜群の透明度を誇る美しい青色で、アカウミガメやアオウミガメの産卵や餌場になっており、環境省が指定する「重要湿地」や「生物多様性の観点から重要度の高い海域」に指定されています。

(2) 植生

沖永良部島では、ガジュマルやヒカゲヘゴをはじめとして、これまでに 170 科 1,218 種（ゾーニング事業より整理）もの植物が確認されており、隆起サンゴ礁由来の石灰岩地質に適応した植物群落が見られることが最大の特徴です。

これらの森林や植生は、二酸化炭素の重要な吸収源（グリーンカーボン）であるとともに、アダンやソテツ等の海岸植生は、高潮や台風の強風から島を守る「グリーンインフラ」としての機能を有しています。これらを保全することは、地球温暖化適応策（防災・減災）としても重要です。

▼ 沖永良部島で確認できる代表的な植物

ヒカゲヘゴ【重要種】



ソテツ



アダン【重要種】



ガジュマル【重要種】



出典：おきのえらぶ島観光協会 「沖永良部島観光サイト シマ動植物図鑑」

(3) 陸上動物

沖永良部島の陸上には、シロオビアゲハやツマベニチョウなどの蝶類、リュウキュウキジバト、イソヒヨドリなどの鳥類等、49目178科566種（ゾーニング事業より整理）が確認されています。

特徴的な点として、奄美群島で唯一ハブが存在しない島であり、農業被害をもたらすニホンイノシシや外来種のニホンイタチが定着しています。

沖永良部島は海底から隆起した島であるため、ハブやアマミノクロウサギといった特有の動物は生息していません。

▼ 沖永良部島で確認できる代表的な動物

イソヒヨドリ（留鳥）



シロハラクイナ（留鳥）



オカヤドカリ【重要種（天然記念物）】



ヤギ（家畜）



シロオビアゲハ【重要種】



出典：おきのえらぶ島観光協会
「沖永良部島観光サイト シマ動植物図鑑」

※ゾーニング事業にて撮影
ニホンイノシシ【重要種】



出典：環境省 環境省 那覇自然環境事務所
「奄美群島の外来種(H28. 3)」

(4) 渡り鳥

沖永良部島では、これまでに 17 目 42 科 127 種（ゾーニング事業より整理）の鳥類が確認されており、渡り鳥の重要な休息・中継地です。

南からの渡りルート上に位置し、旅鳥の割合が高いのが特徴です。

春・秋の渡り期には珍しい渡り鳥も飛来し、冬はツクシガモやサカツラガンなどの迷鳥・冬鳥も観察される、バードウォッチングに適した島です。また、ムナグロ、メダイチドリ、トウネン等のシギ・チドリ類が多く記録されています。

サシバのような猛禽類の飛来も確認されており、生態系ピラミッドの上位種を支えられる環境があります。

▼ 沖永良部島で確認できる代表的な渡り鳥

セイタカシギ【重要種】



サシバ【重要種】



アカハラダカ



ミサゴ【重要種】



※ゾーニング事業にて撮影

(5) 海域生物

海域では、ホンダワラの群生地であるガラモ場やサンゴ礁が島を囲んでおり、これを利用する生態系が形成されています。

サンゴ礁は、島を囲む豊かな生物多様性を育む重要な基盤となっており、離島特有のスポットとして沖永良部島の観光業を支えています。また、ホンダワラはブルーカーボンとしても注目され、造成や磯焼けからの回復への取組が行われています。

(6) 希少な固有種・保護対象種

沖永良部島では、この地域だけの固有種や、環境省や鹿児島県のレッドデータブックに記載されるような絶滅危惧種も多数確認されています。

砂浜をアカウミガメが産卵場としての利用が確認されています。

毎年1月中旬～3月中旬にザトウクジラが繁殖・子育てのために来遊し、ホエールウォッチングや、一緒に海に入る「ホエールスイム」が楽しめます。

▼ 沖永良部島で確認できる代表的な海洋生物

アカウミガメ



ザトウクジラ



出典：おきのえらぶ島観光協会 「沖永良部島観光サイト シマ動植物図鑑」

グリーンインフラ

グリーンインフラとは、自然環境が持つ多様な機能を活用して、持続可能で魅力ある国土・都市・地域づくりを進める考え方や取組のことです。米国で発案された社会資本整備手法をもとにした考え方で、欧州連合など他の国や地域でも取組が進められており、日本では、2015年より取組が開始されました。

「グリーン」は、単に緑や植物といったことを意味するのではなく、自然環境が持つ自律的回復力をはじめとする多様な機能を積極的に活かすという意味を持ちます。「インフラ」は、従来のダムや道路等のハードとしての人工構造物だけを意味するものではなく、自然環境との共生に適した社会資本整備やまちづくり、土地利用等を含み、地域社会の活動を下支えするソフトの取組も含まれます。



出典：国土交通省「グリーンインフラの推進について（R6.9）」



5 地域脱炭素化に向けた取組

(1) 脱炭素先行地域事業

沖永良部島は、知名町と和泊町が共同で環境省が認定する脱炭素先行地域に選定され、2050年のカーボンニュートラルに向けて様々な取組を進めています。

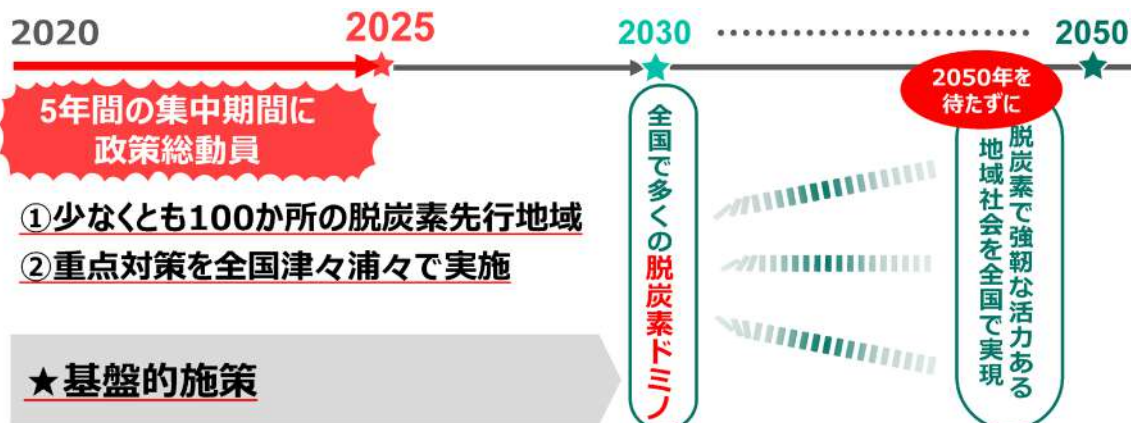
▼ 脱炭素先行地域認定証



脱炭素先行地域は、2050年カーボンニュートラルに向けて「脱炭素ドミノ」のモデルとして選ばれた地域です。脱炭素先行地域が脱炭素化に向けて積極的に取り組むことによって、脱炭素ドミノの基点となり、周りの地域にその活動が波及し、将来的に日本全体でカーボンニュートラルを達成することを目的としています。

沖永良部島では、脱炭素社会の離島モデルとして、他地域の水平展開が期待されています。

▼ 地域脱炭素ロードマップ

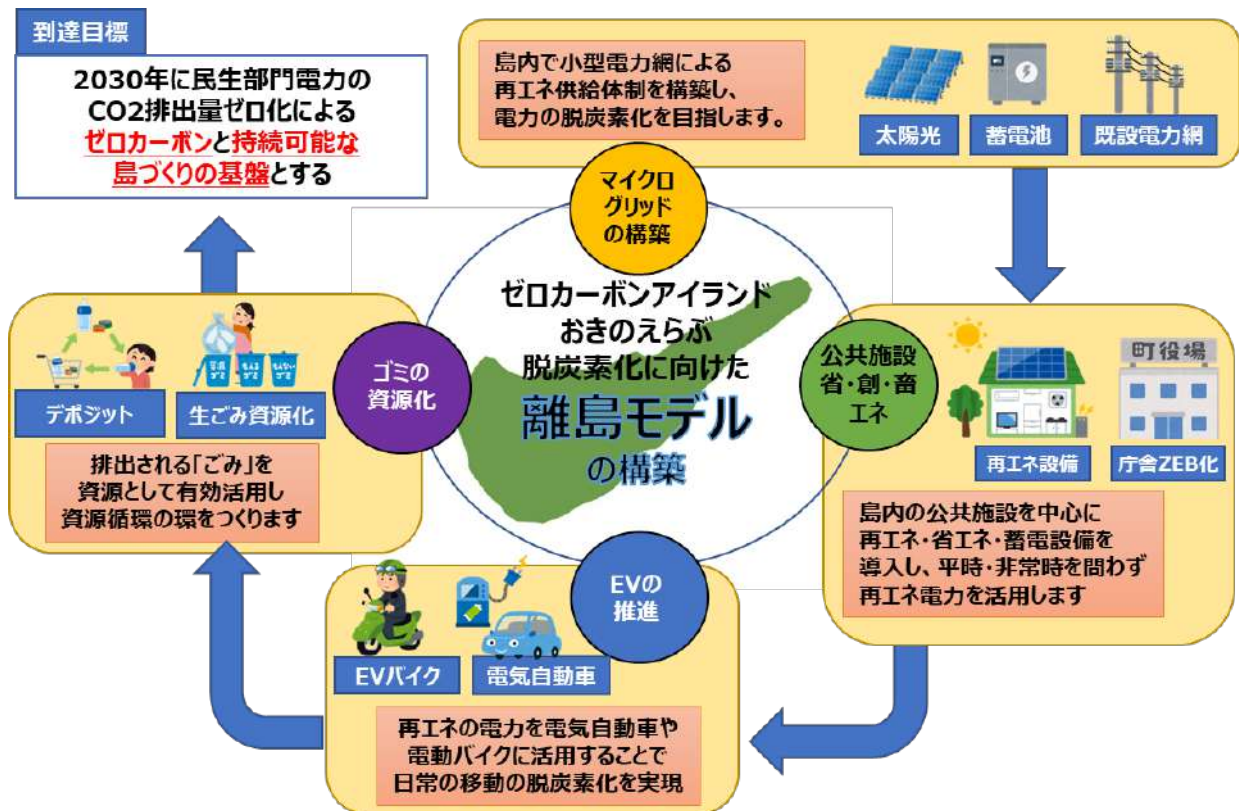


出典：環境省 「脱炭素先行地域づくりガイドブック(第2版)(R4.6)」

沖永良部島における脱炭素先行地域（ゼロカーボンアイランドおきのえらぶ）は主に4つの取組で構成されています。

- ①地域マイクログリッドの構築による、再エネを主体としたエリアづくり
- ②公共施設における省エネ（LED照明への切り替え）・創エネ（太陽光発電装置の導入）・蓄エネ（蓄電池の設置）と再エネを主体とした公共施設群の運営
- ③再エネのEV活用
- ④生ごみの液肥・バイオガス利用と缶やPETボトル容器などのデポジット制度活用による資源循環

▼ 「ゼロカーボンアイランドおきのえらぶ」イメージ図



(2) 再生可能エネルギー導入に関するゾーニングマップ

●取組背景

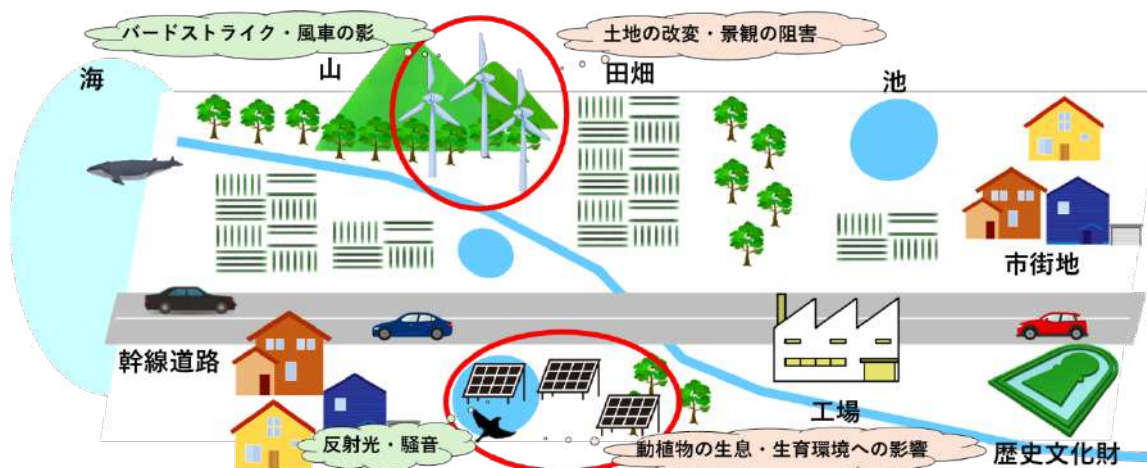
再生可能エネルギーを無計画に建設してしまうと、騒音の発生や景観の阻害・野生生物等の生活の場が奪われる等、生活・自然環境へ重大な影響を及ぼす恐れがあります。再エネ導入の際は、必要な環境調査を実施し、適切な保全措置を計画した上で導入を進める必要があります。

再生可能エネルギーの種類によっても周囲に及ぼす影響が異なるため、再エネの特徴を抑えた上で、環境影響を評価していく必要があります。

沖永良部島では、自然や人々の生活環境を守りつつ、再エネの導入を進めるために、自然条件や社会条件、事業性に関する情報を調査し、総合的に評価した陸域の区域分け（ゾーニング）を行いました。それにより、再エネを導入する際の環境負荷を限りなく最小化し、地球温暖化対策を推進していきます。

▼ ゾーニング実施の目的

再生可能エネルギーを無作為に整備してしまうと・・・



ゾーニング＝地域の保全や再エネ導入に関する色分け



●再生可能エネルギー導入に関するゾーニングマップ

ゾーニングマップは、「保全エリア」・「調整エリア」・「導入可能エリア」の3つのエリアに分類し、「地域の生活・自然環境の保全」・「再生可能エネルギーの導入促進」の視点から情報の重ね合わせにより2つのマップを作成しています。

保全エリア

- ・ 開発不可となるエリア
- ・ 法規制において、開発制限の高い区域や自然環境・生活環境への支障が高いと想定されるエリア

調整エリア

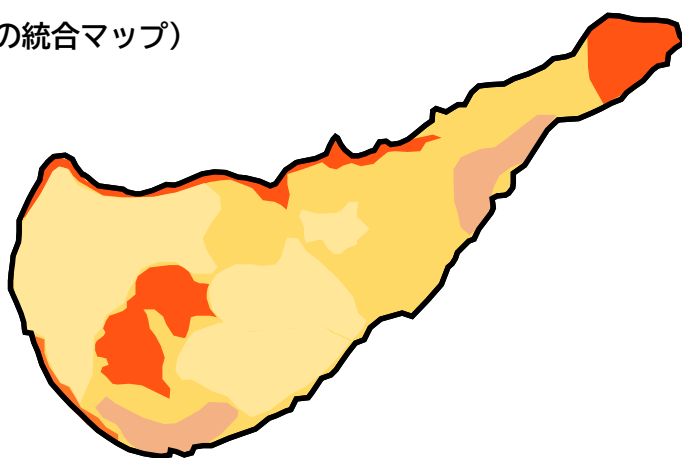
- ・ 再生可能エネルギー（太陽光・風力）施設の導入にあたり、開発手続きや関係者合意等の調整が必要となるエリア

導入可能エリア

- ・ 気象条件（日当たりの良い、風が良い）や地形条件（傾斜の少ない、広い面積を確保可能）等から開発が可能と想定されるエリア
- ・ 公有地や未利用地（耕作放棄地など）を有効活用できるエリア

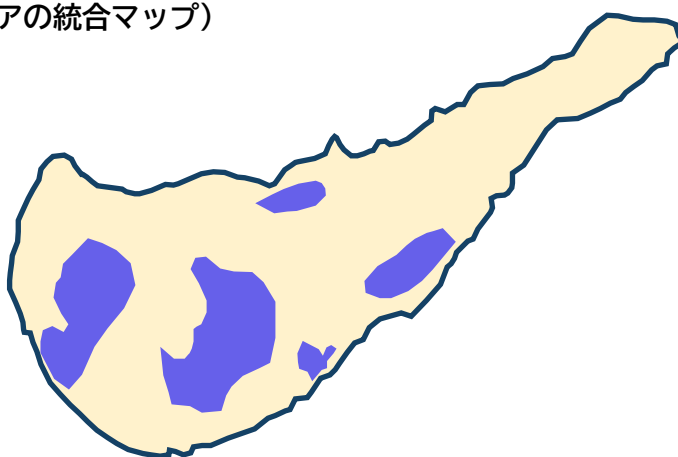
保全マップ（保全エリア+調整エリアの統合マップ）

視点：地域の生活・自然環境の保全
開発不可の地域や関係者調整の煩雑度（対応必要数等）を可視化



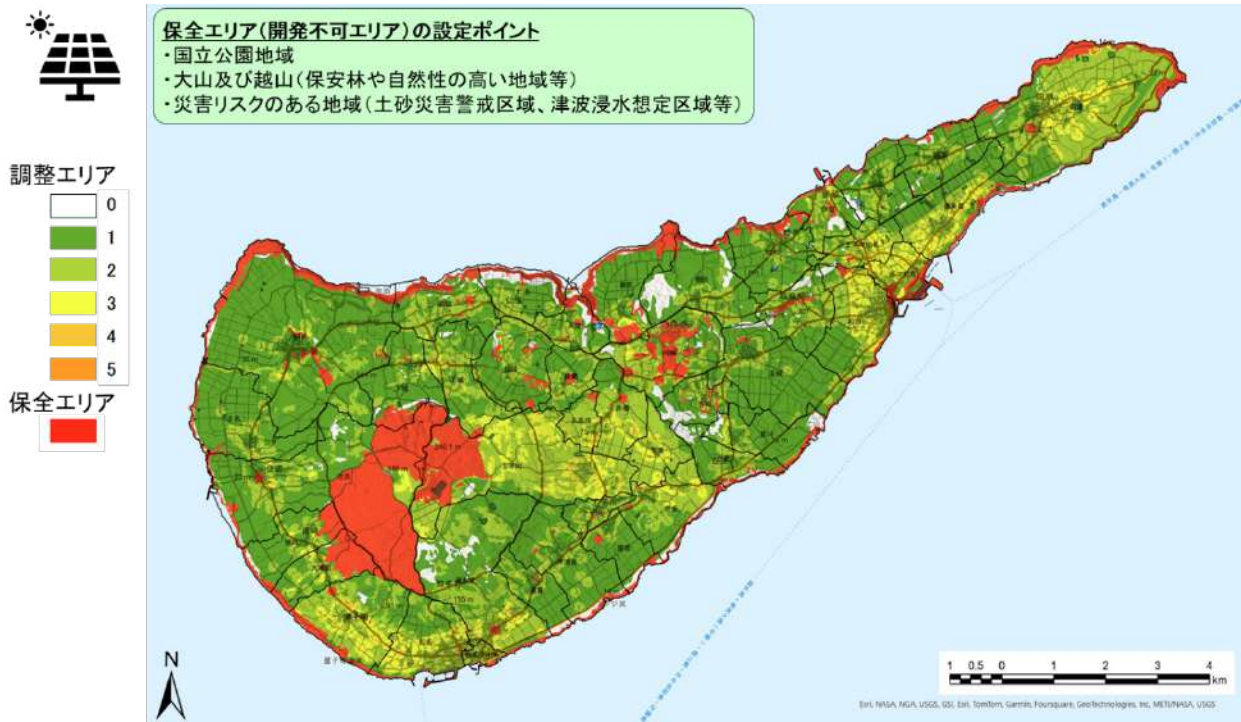
導入可能エリアマップ（導入可能エリアの統合マップ）

視点：再生可能エネルギーの導入促進
地域の抱える課題（空き地等）や地域発展（地域経済力の向上等）の可能性のある箇所を抽出

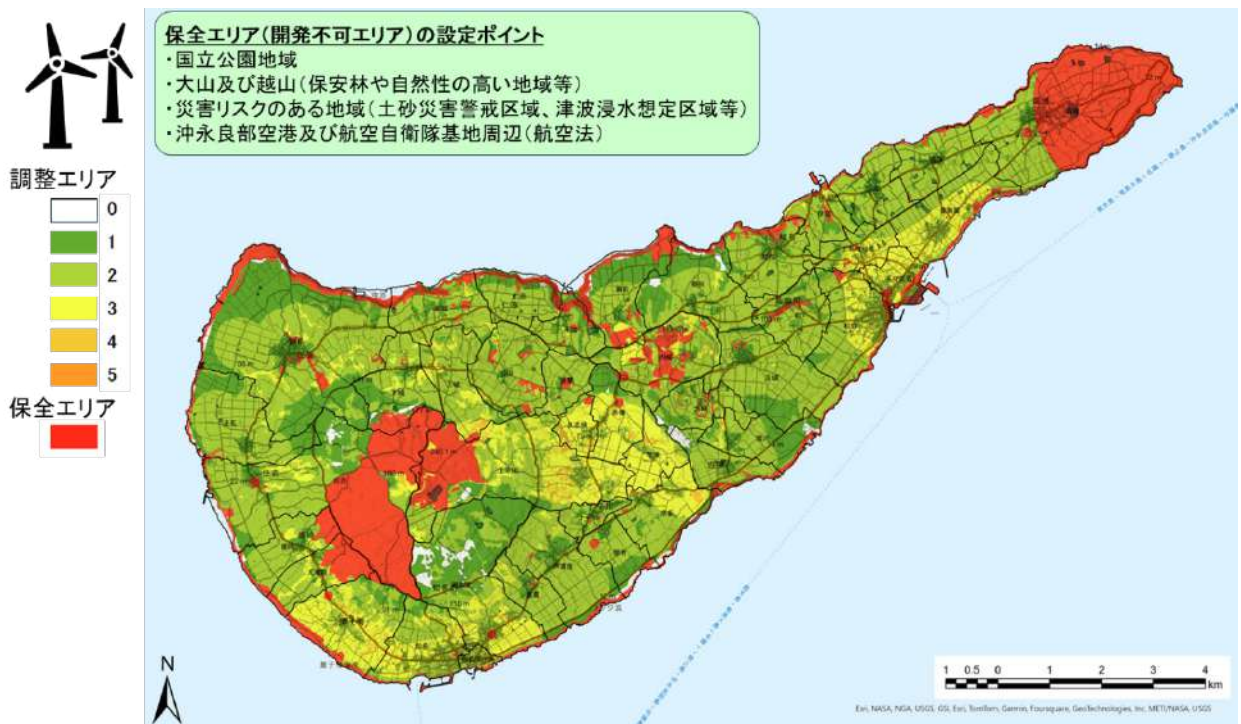


保全マップ

▼ 太陽光発電施設 保全マップ

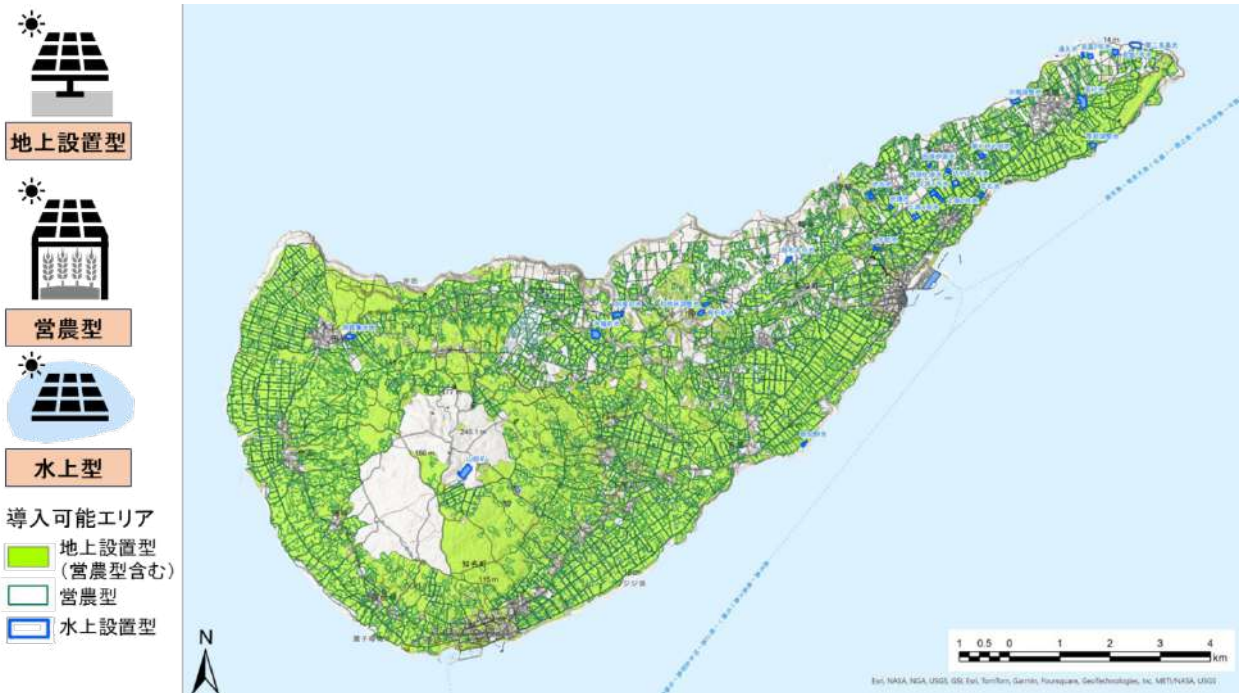


▼ 陸上風力発電施設 保全マップ

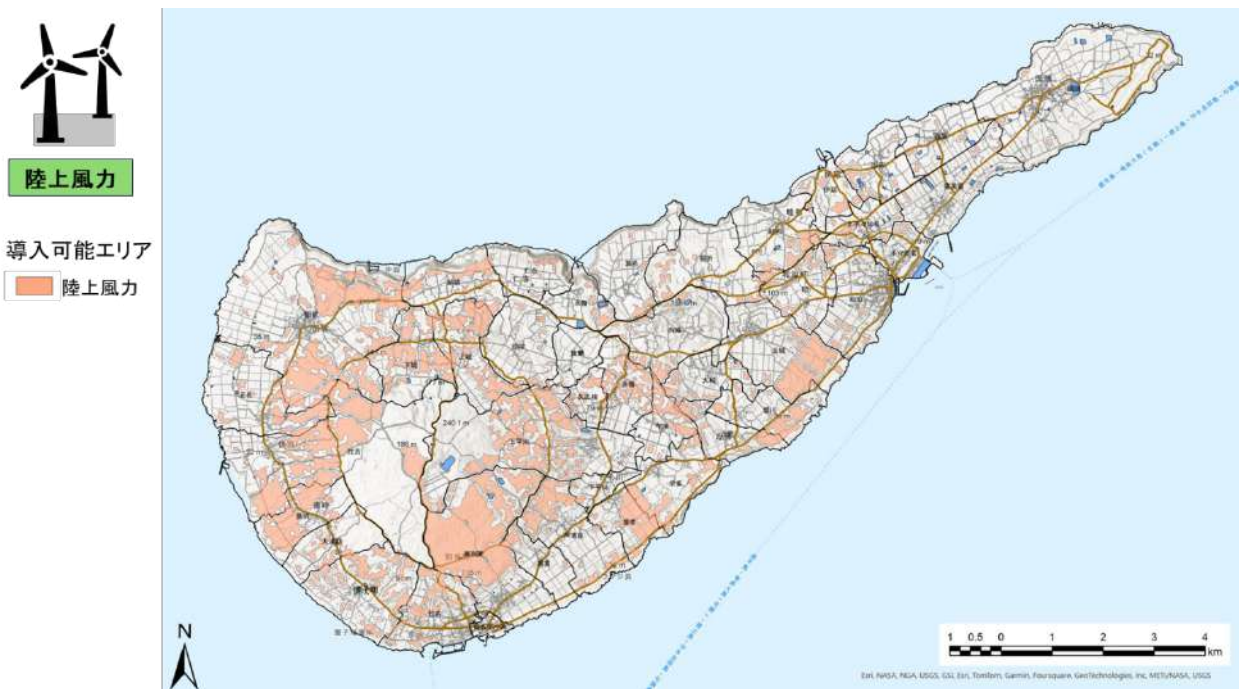


導入可能エリアマップ

▼ 太陽光発電施設 導入可能エリアマップ



▼ 陸上風力発電施設 導入可能エリアマップ



(3) 地球温暖化に関する地域住民アンケート

本計画の策定にあたり、地域住民の地球温暖化対策への意向をあらかじめ把握するために「地球温暖化対策に関するアンケート調査」を実施しました。

●地域住民を対象としたアンケート結果

現在の沖永良部島を担う現役世代を含む、すべての世代を対象にした地域住民へのアンケートでは、地球温暖化の問題について多くの関心を集め、沖永良部島でゼロカーボンシティの宣言が行われていることを聞いたことがあると回答した人は 95%と高いことが分かりました。

また、鹿児島県や町が行っている地球温暖化対策の取組について、電気自動車・生ごみ処理機などの導入補助をはじめ、EV バスの運行など幅広い取組について認知度があることが分かりました。

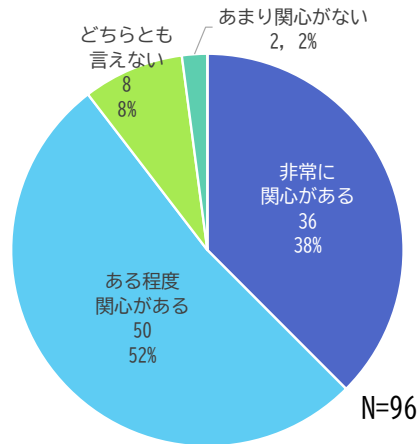
地球温暖化対策に関する自由記述では、EV 導入などの脱炭素施策を「環境対策」のみで考えるのではなく、離島での持続可能な暮らしのあり方を考えて実施すべきという意見や、ごみの分別と資源化をもっと推進すべきだといった意見があげられ、暮らしの基盤を考え直す機会ととらえている回答が多い結果となりました。

▼ アンケート結果一部抜粋

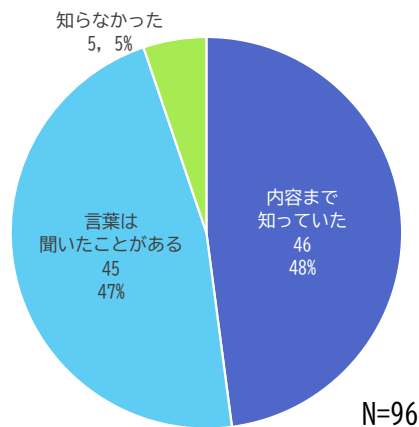
| 町民アンケート結果 | |
|---|--|
| ①地球温暖化への関心 | <ul style="list-style-type: none">・90%が関心があると回答・30, 40代で一定数どちらともいえないと回答 |
| ②ゼロカーボンシティの宣言の認知度 | <ul style="list-style-type: none">・48%が宣言の内容まで認知・47%が言葉は聞いたことがあると回答 |
| ③県や町の地球温暖化対策の認知度 | <ul style="list-style-type: none">・電気自動車類の購入補助や生ごみ処理機などの購入補助の認知度が最も高い・EVバスの導入や電気バイクの貸し出しなどの電気モビリティの公共運用の認知度も高い・省エネ設備の事業者向け導入補助、ZEBやZEHへの転換支援についての認知度は比較的低い |
| ④町が地球温暖化対策や自然環境保全の取り組みを進めるうえで力を入れてほしいこと | <ul style="list-style-type: none">・島の自然を守る活動の強化について最も関心が高い・補助金の拡充やゴミ分別・リサイクルの強化についても関心が高い・農水産業への支援や相談窓口の設置など、すべての項目に偏りなく関心がある |

地域住民アンケート結果（抜粋）

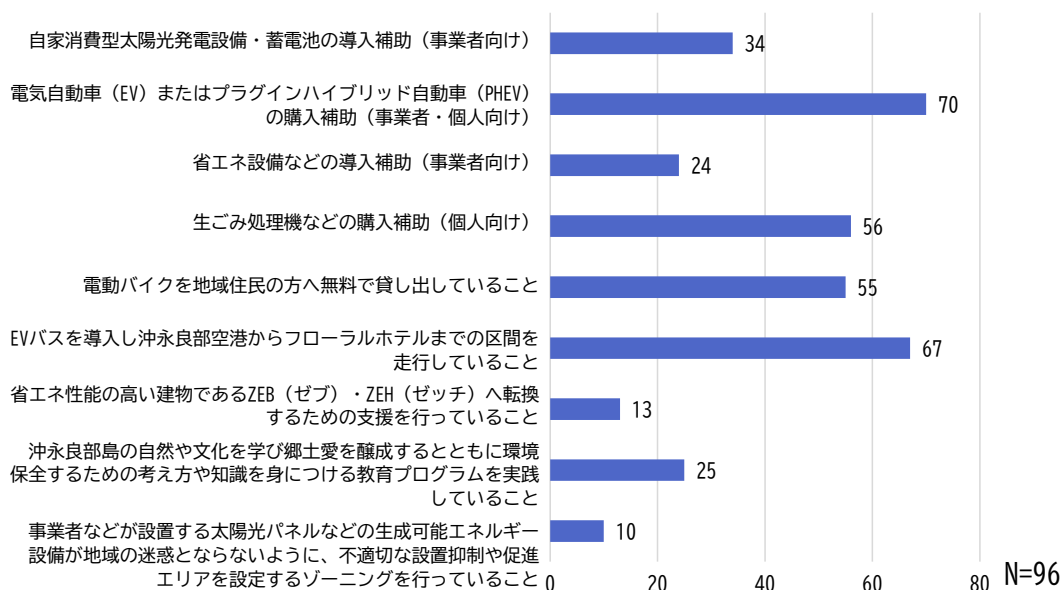
問 あなたは、地球温暖化の問題にどのくらい関心がありますか。



問 沖永良部島では、2050年までに二酸化炭素排出量を実質ゼロにすることを
目指すゼロカーボンシティの宣言を行っていることを知っていますか。



問 あなたは、鹿児島県や町が行っている以下の地球温暖化対策の取組を
知っていますか。知っていることをすべて選んでください。



●中高校生を対象としたアンケート結果

中高校生を対象としたアンケートでは、地球温暖化の問題についておよそ半数の人で関心があると回答し、沖永良部島でゼロカーボンシティの宣言が行われていることを聞いたことがあると回答した人は139人（回答者数の54%）と全世代を対象としたアンケートよりも関心と認知度が低いことが分かりました。

また、鹿児島県や町が行っている地球温暖化対策の取組について、EVバスの運行をはじめ、電気バイクの無料貸し出しや自然環境を守るための授業や活動など幅広い取組について認知度があることが分かりました。

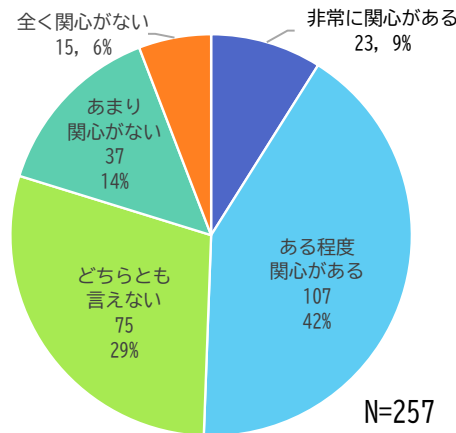
将来沖永良部島がどのような町になってほしいかに関する自由記述では、自然が豊かでごみがない町や、医療や交通が整備された安全な町、商業施設が並ぶ活気のある町、伝統行事などの地域の人と関わる機会のある人々が温かい町などの回答が得られ、大きな転換を求めるより、今の魅力を最大限生かしたいと考えている回答や観光や流行を積極的に取り入れたいと考えている回答が多い結果となりました。

▼ アンケート結果一部抜粋

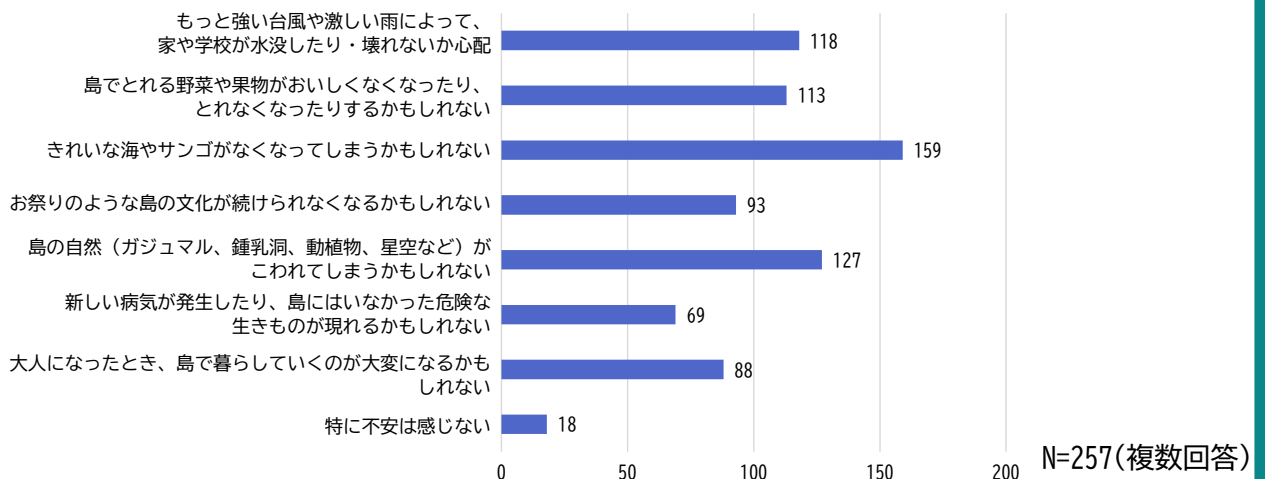
| 中高校生アンケート結果 | |
|-----------------------------|---|
| ①地球温暖化への関心 | <ul style="list-style-type: none"> ・51%が関心があると回答 ・29%がどちらともいえないと回答 ・中学2年生でどちらともいえないの回答が40%と高い |
| ②ゼロカーボンシティの宣言の認知度 | <ul style="list-style-type: none"> ・全体の54%が認知 ・中学3年生以上の年代で特に認知度が高い |
| ③県や町のカーボンニュートラルのための取り組みの認知度 | <ul style="list-style-type: none"> ・ゼロカーボンシティの宣言の認知度が最も高い ・EVバスの導入や電気バイクの貸し出しなどの電気モビリティの公共運用の認知度も高い ・生ごみ処理機の活用推進や再生可能エネルギー促進区域の設定などの施策への認知度は全体の20%程度 |
| ④あなたが思う沖永良部の魅力 | <ul style="list-style-type: none"> ・きれいな海とサンゴ礁、鍾乳洞や動植物などの島ならではの自然が魅力と感じている方が最も多い ・人のあたたかさや、のんびりとした時間・雰囲気を感じている方も多い ・その他沖永良部島の特産物や祭りなどの伝統文化が魅力との回答も多くみられた |

地域住民アンケート結果（抜粋）

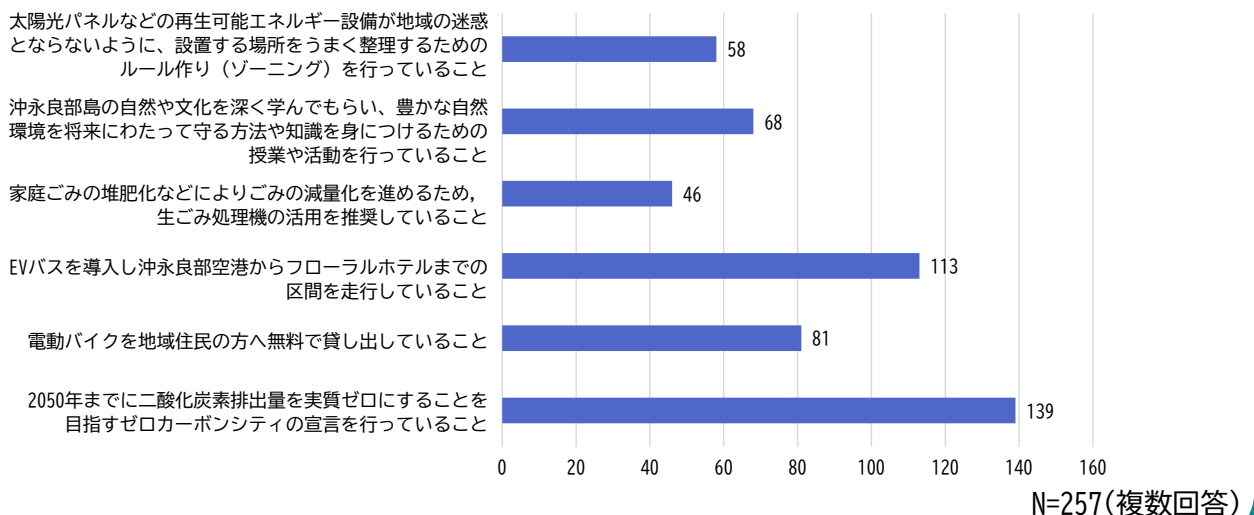
問 あなたは、地球温暖化の問題にどのくらい関心がありますか。



問 沖永良部島では、2050年までに二酸化炭素排出量を実質ゼロにすることを
目指すゼロカーボンシティの宣言を行っていることを知っていますか。



問 あなたは、鹿児島県や町が行っている以下の地球温暖化対策の取組を
知っていますか。知っていることをすべて選んでください。



2 二酸化炭素排出量の現況推計

本町域から排出される二酸化炭素排出量はすべての部門で減少傾向にあり、2022（令和4）年度の二酸化炭素排出量は、約34.8千t-CO₂であり、基準年度の2013（平成25）年度比で24.5%減少しています。

2022（令和3）年度の部門別排出割合は、自動車による「運輸部門」が最も多く41.7%を占めており、次いで「家庭部門」が21.6%、第三次産業に該当する「業務その他部門」が19.5%となっています。

▼ 部門別二酸化炭素排出量の割合

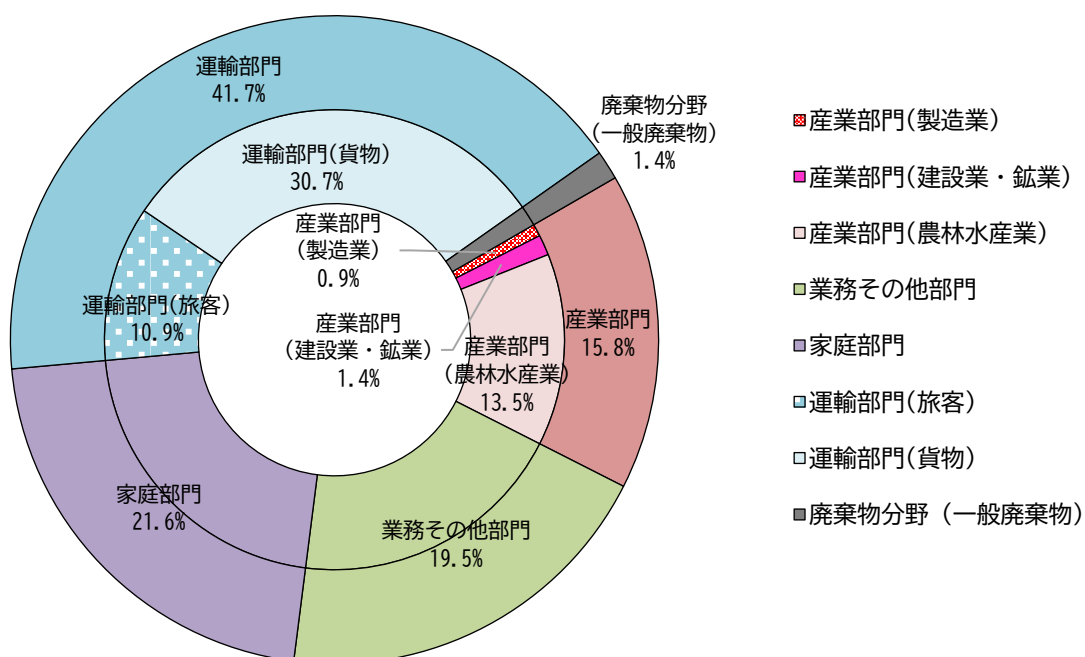
（単位：千t-CO₂）

| 年度/部門・分野 | 平成25 (2013)年度 基準年度 | 令和4(2022)年度暫定値 | | 基準年度比 | |
|--------------|--------------------------|----------------|-------|-------|--------|
| | | 排出量 | 構成比 | 増減量 | 増減率 |
| 産業部門 | 7.0 | 5.5 | 15.8% | -1.5 | -21.4% |
| 製造業 | 0.3 | 0.3 | 0.9% | 0.0 | 0.0% |
| 建設業・鉱業 | 0.9 | 0.5 | 1.4% | -0.4 | -44.4% |
| 農林水産業 | 5.8 | 4.7 | 13.5% | -1.1 | -19.0% |
| 業務その他部門 | 9.9 | 6.8 | 19.5% | -3.1 | -31.3% |
| 家庭部門 | 11.3 | 7.5 | 21.6% | -3.8 | -33.6% |
| 運輸部門 | 17.1 | 14.5 | 41.7% | -2.6 | -15.2% |
| 自動車(旅客) | 4.7 | 3.8 | 10.9% | -0.9 | -19.1% |
| 自動車(貨物) | 12.4 | 10.7 | 30.7% | -1.7 | -13.7% |
| 廃棄物分野(一般廃棄物) | 0.8 | 0.5 | 1.4% | -0.3 | -37.5% |
| 合計 | 46.1 | 34.8 | - | -11.3 | -24.5% |

注) 1. 四捨五入により合計値等が一致しない場合があります。

2. 算定に用いた「都道府県別エネルギー消費統計」の2022年度値は暫定値です。

▼ 部門別二酸化炭素排出量の割合（2022(令和4)年度暫定値）

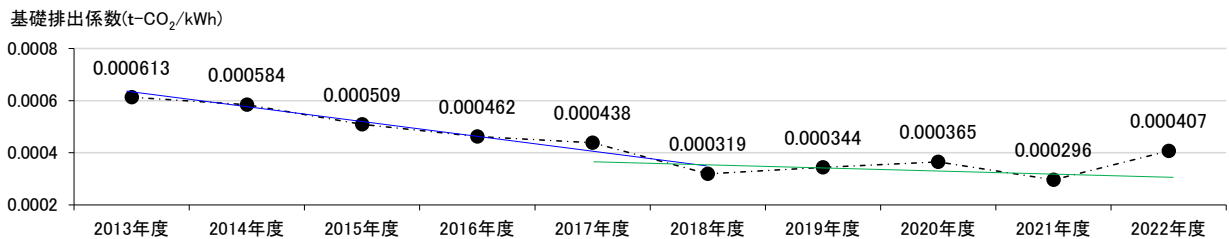


基準年度である 2013（平成 25）年度と比較し、町全体の二酸化炭素排出量は減少傾向となっています。しかし、この減少は電力会社の電源構成変化に伴う「電力排出係数の改善」による効果が大きく、近年の排出量自体は横ばい傾向（下げ止まり）にあります。

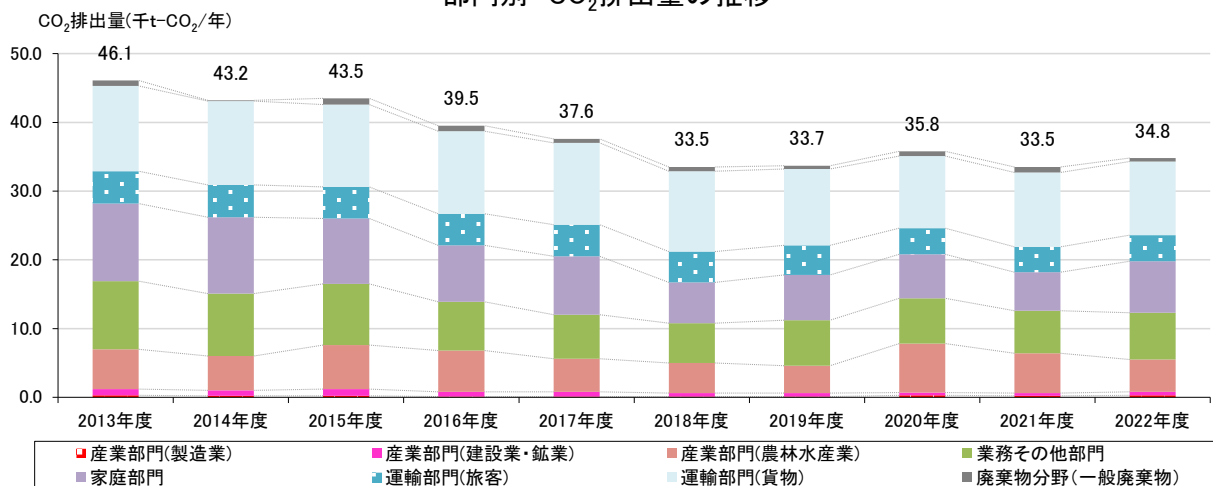
今後、さらなる削減を進めるためには、外部要因に依存するだけでなく、本町の豊かな地域資源を活かした再生可能エネルギーの導入や、地域住民・事業者と協働した省エネルギー対策など、地域内でエネルギーと経済が循環する自律的な削減の仕組みづくりが重要です。

▼ 部門別二酸化炭素排出量と電力排出係数の推移

電力排出係数の推移



部門別 CO₂排出量の推移



知名町の部門別排出割合の特徴（鹿児島県及び和泊町との比較）

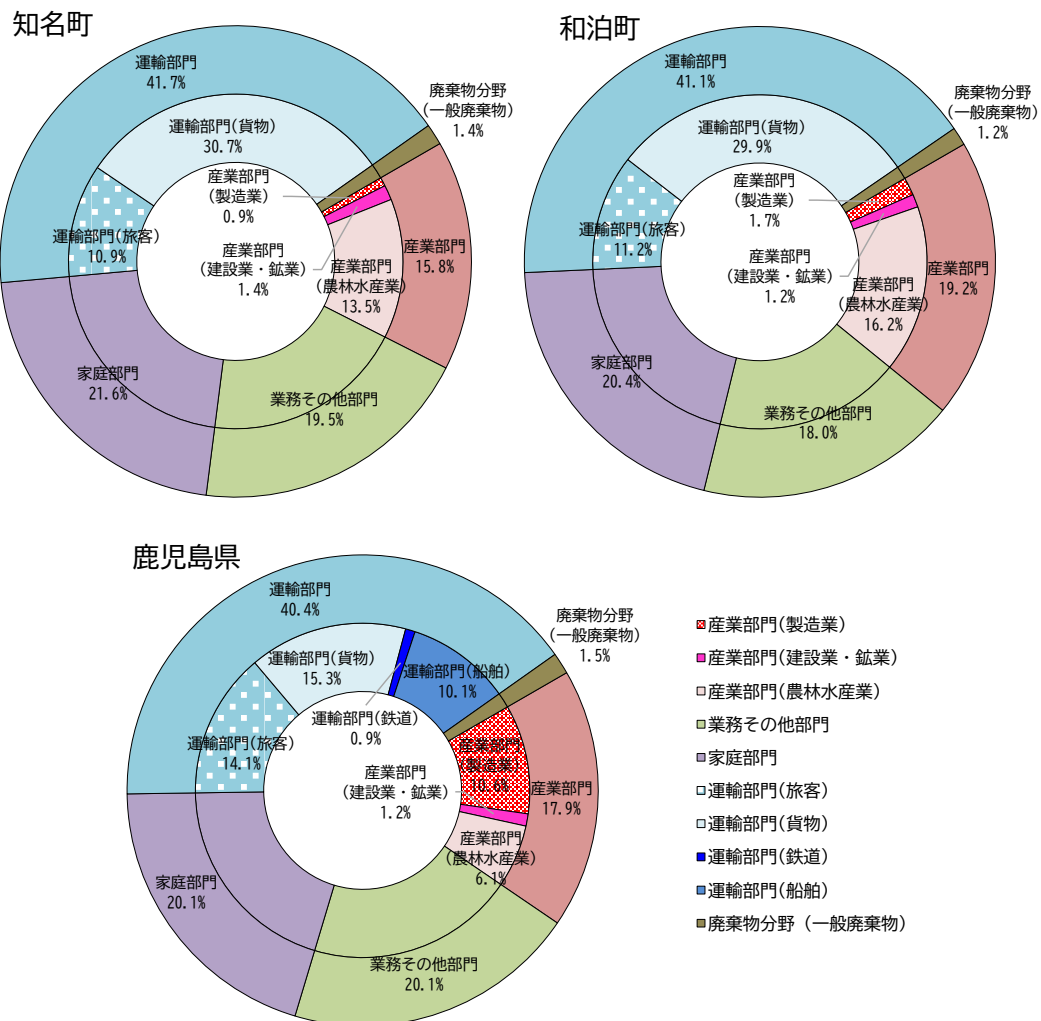
本町の部門別二酸化炭素排出量の特徴について、隣接する和泊町及び鹿児島県全体との比較から、離島特有の傾向が明確に読み取れます。

●運輸部門（特に貨物）への高い依存

鹿児島県全体の運輸部門の割合が25.1%であるのに対し、本町は41.7%（和泊町は41.1%）と県平均を大きく上回っています。中でも「自動車（貨物）」が30.7%と突出しており、島内の農産物輸送などの物流ネットワークが自動車交通に強く依存している離島ならではの構造が表れています。

●農林水産業の比重の高さと製造業の少なさ

産業部門において、鹿児島県全体では「製造業」が17.5%と大きな割合を占めますが、本町では0.9%に留まります。一方で、「農林水産業」は13.5%（和泊町は16.2%）と県平均（8.2%）より高く、町の基幹産業である農業等の一次産業が排出量に与える影響が相対的に大きいことがわかります。



※和泊町については、本町と同様の推計方法にて算定

鹿児島県については、環境省「自治体排出量カルテ(R7.3)」にて算定

3 森林吸収量の推計

(1) 本町の森林面積

本町の2022（令和4）年度の森林面積は8.99km²であり、本町全体の約16.9%にあたります。

これらの森林は、本町の豊かな自然環境や景観を形成するだけでなく、二酸化炭素の重要な吸収源としての役割を担っています。

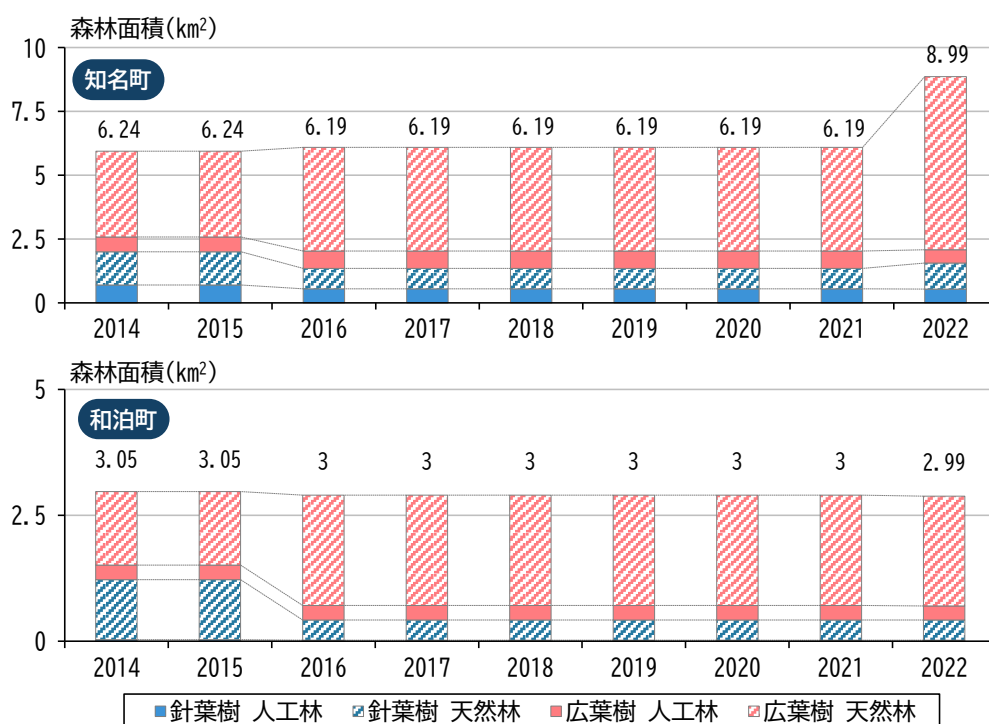
また、本計画の基準年は2013（平成25）年度としていますが、鹿児島県の森林データ公開状況により、森林吸収量は2014（平成26）年度以降のデータを使用し現状の把握と推計を行いました。

▼ 沖永良部島（知名町・和泊町）の森林面積及び材積量

| 樹種 | | 面積 (km ²) | | | 材積量 (千 m ³) | | |
|--------|-----|-----------------------|---|------|-------------------------|---|-----|
| 知名町 | | 53.29 | | | — | | |
| 針葉樹 | 人工林 | 0.54 | ～ | 0.70 | 10 | ～ | 14 |
| | 天然林 | 0.80 | ～ | 1.30 | 16 | ～ | 25 |
| 広葉樹 | 人工林 | 0.52 | ～ | 0.68 | 8 | ～ | 10 |
| | 天然林 | 3.36 | ～ | 6.78 | 53 | ～ | 112 |
| 合計 | | 6.19 | ～ | 8.99 | 101 | ～ | 151 |
| (面積比%) | | 11.6 | ～ | 16.9 | — | | |
| 和泊町 | | 40.37 | | | — | | |
| 針葉樹 | 人工林 | 0.02 | ～ | 0.03 | 0 | ～ | 0 |
| | 天然林 | 0.40 | ～ | 1.19 | 8 | ～ | 24 |
| 広葉樹 | 人工林 | 0.28 | ～ | 0.29 | 4 | ～ | 4 |
| | 天然林 | 1.46 | ～ | 2.19 | 22 | ～ | 26 |
| 合計 | | 2.16 | ～ | 3.70 | 34 | ～ | 54 |
| (面積比%) | | 5.4 | ～ | 9.2 | — | | |

※整理年度〔2014(平成26)年度～2022(令和4)年度〕

▼ 沖永良部島（知名町・和泊町）の森林面積の推移



(2) 森林吸収量の現況推計

森林による二酸化炭素の吸収量は、一般的に樹種や樹齢別の森林蓄積量データを用いて推計されます。しかしながら、本町を含む離島特有の樹林環境においては、詳細な蓄積量データの継続的な把握が難しいという課題があります。

本計画では、「森林吸収源対策を行った森林の吸収のみを推計する簡易手法」を採用し推計を行いました。この手法は、町内で実際に整備・管理された実績面積に基づき吸収量を評価するものです。

●森林吸収量の推計

森林吸収量

= 森林経営活動に伴う面積 × 森林経営活動を実施した場合の吸収係数

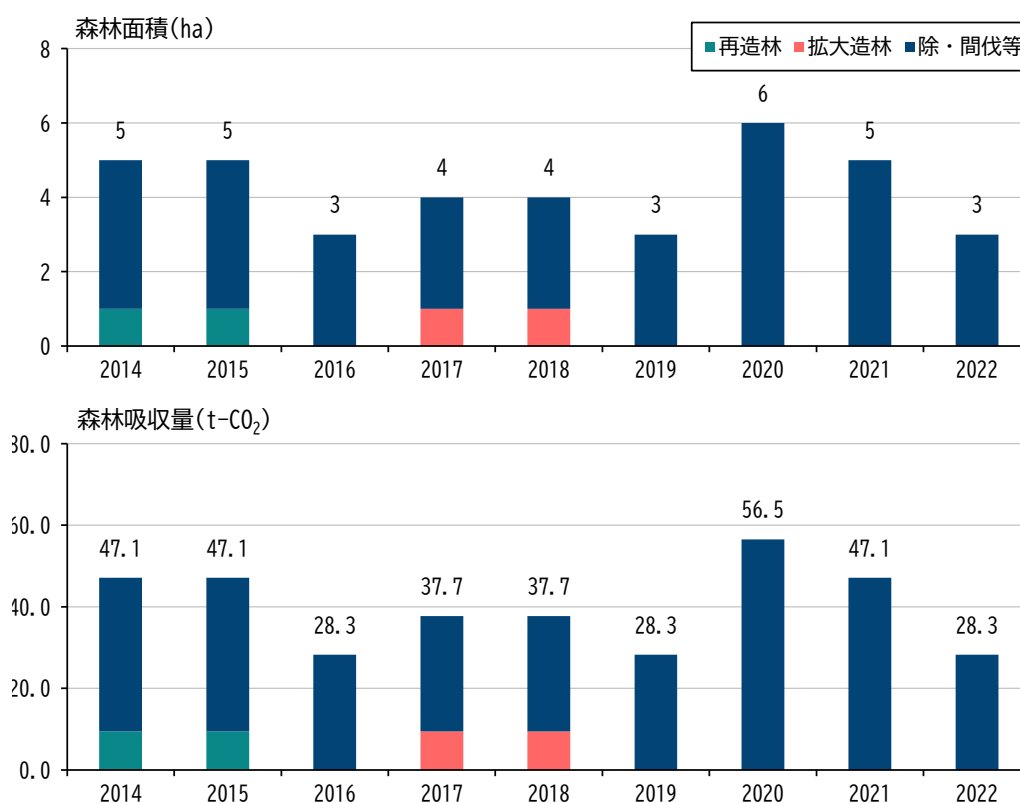
▼ 森林経営活動を実施した場合の吸収係数

| 対象となる森林 | 吸収係数 |
|---------------|--------------------------------|
| 森林経営活動を実施した森林 | 2.57 [t-CO ₂ /ha/年] |

出典：環境省 「地方公共団体実行計画（区域施策編）策定・実施マニュアル（算定手法編）Ver.2.2」（R7.6）

基準年度である 2014（平成 26）年度以降、本町では継続的な森林整備活動が行われており、直近の 2022（令和 4）年度においては、除・間伐等による 3ha の整備実績により、年間 28.3t-CO₂の二酸化炭素が吸収されたと推計されます。

▼ 本町において森林経営活動を実施した森林面積及び森林吸収量の現況推計結果



(3) 森林吸収量の将来推計

2030（令和 12）年度以降の目標年度に向けた森林吸収量は、今後も適切な森林整備（除・間伐や再造林等）が継続して実施されると仮定し、近年の平均的な吸収量を見込むものとします。

▼ 森林吸収量の将来推計結果

| 項目 | 2014(平成 26)年度 ～2022(令和 4)年度 の平均値 | 2030 (令和 12) 年度 | 2035 (令和 17) 年度 | 2040 (令和 22) 年度 | 2050 (令和 32) 年度 |
|-----------------------------|--|------------------------------|------------------------------|------------------------------|------------------------------|
| 森林経営 活動を 実施した 森林面積 | 4.2 ha | 4.2 ha | 4.2 ha | 4.2 ha | 4.2 ha |
| 森林吸収量 | 39.8 t-CO ₂ /年 | 39.8 t-CO ₂ /年 | 39.8 t-CO ₂ /年 | 39.8 t-CO ₂ /年 | 39.8 t-CO ₂ /年 |

森林の多面的機能

森林には、地球温暖化の原因となる二酸化炭素（CO₂）を吸収するだけでなく、土砂災害を防いだり、多様な生き物を育んだりする様々な役割（多面的機能）があります。

なかでも、水源に乏しい沖永良部島において特に重要なのが「水源かん養機能」です。手入れが行き届いた森林土壌は、降った雨をたっぷりと蓄え、少しずつ地下の琉球石灰岩へと浸透させる「緑のダム」の役割を果たしています。

沖永良部島では、生活用水や農業用水の多くを地下水に依存しています。島の基幹産業である農業（サトウキビや花き等）を潤す「地下ダム」の水を支えているのも、元をたどれば森に降った雨です。

私たちが間伐や再造林などの適切な整備を行い、森を維持することは、CO₂を減らすだけでなく、島の大切な「水」を守ることに直結しています。



出典：林野庁「森林と生物多様性」

4 二酸化炭素排出量の将来推計

(1) 二酸化炭素排出量の推計方針

本町域の将来の二酸化炭素排出量について、現在の社会経済状況や対策が今後も継続すると仮定した「現況すう勢（BAU：Business As Usual）ケース」における将来の二酸化炭素排出量を推計しました。

推計の結果、2030年度（短期目標：基準年度比46%削減）および2035年度（短期目標：同60%削減）においては、目標値を達成する見通しです。

一方で、2040年度（中期目標：同73%削減）以降は目標値との間に乖離が生じる推計となっており、2050年度（長期目標：実質ゼロ）の脱炭素化を確実に実現するためには、現行施策の推進にとどまらず、新たな追加対策の立案及び実行が不可欠となります。

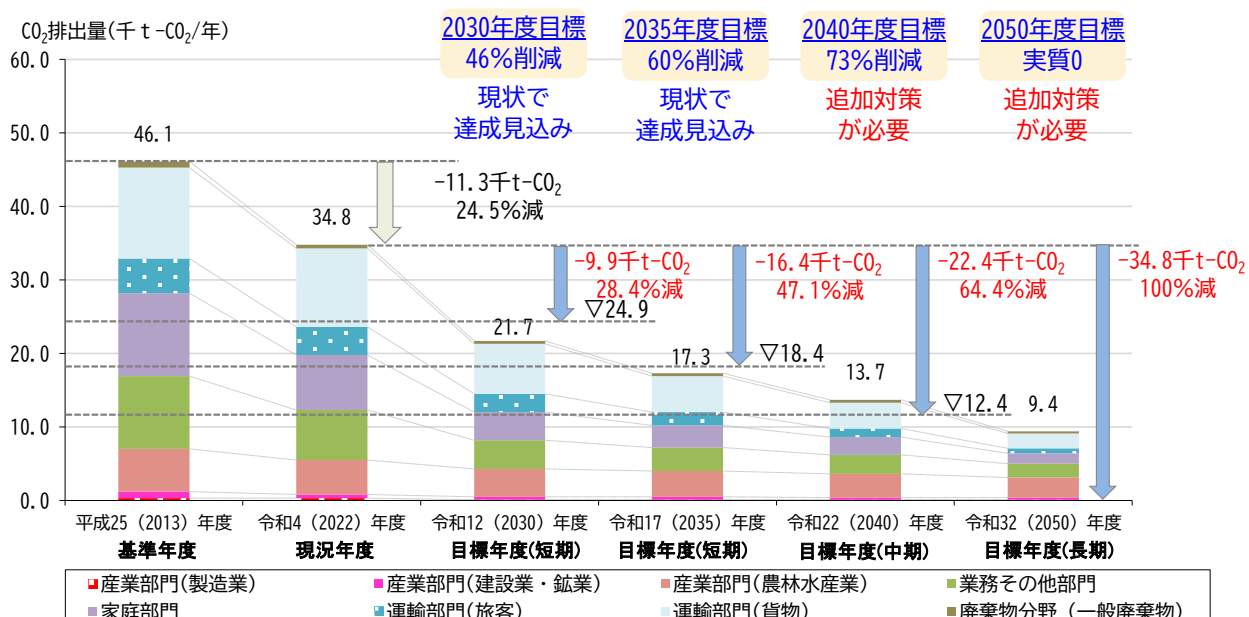
▼ 現況すう勢（BAU）ケースにおける部門別二酸化炭素排出量の割合

（単位：千t-CO₂）

| 年度/部門・分野 | 平成25 (2013)年度 基準年度 | 令和4 (2022)年度 直近年度 | 現況すう勢（BAU）ケース | | | |
|--------------|--------------------------|-------------------------|------------------|------------------|------------------|------------------|
| | | | 令和12 (2030)年度 | 令和17 (2035)年度 | 令和22 (2040)年度 | 令和32 (2050)年度 |
| 産業部門 | 7.0 | 5.5 | 4.3 | 4.0 | 3.6 | 3.1 |
| 製造業 | 0.3 | 0.3 | 0.1 | 0.1 | 0.1 | 0.1 |
| 建設業・鉱業 | 0.9 | 0.5 | 0.4 | 0.4 | 0.3 | 0.3 |
| 農林水産業 | 5.8 | 4.7 | 3.8 | 3.5 | 3.2 | 2.7 |
| 業務その他部門 | 9.9 | 6.8 | 3.9 | 3.2 | 2.6 | 1.9 |
| 家庭部門 | 11.3 | 7.5 | 3.8 | 3.0 | 2.4 | 1.4 |
| 運輸部門 | 17.1 | 14.5 | 9.3 | 6.7 | 4.7 | 2.7 |
| 自動車（旅客） | 4.7 | 3.8 | 2.5 | 1.8 | 1.2 | 0.7 |
| 自動車（貨物） | 12.4 | 10.7 | 6.8 | 4.9 | 3.5 | 2.0 |
| 廃棄物分野（一般廃棄物） | 0.8 | 0.5 | 0.4 | 0.4 | 0.4 | 0.3 |
| 合計 | 46.1 | 34.8 | 21.7 | 17.3 | 13.7 | 9.4 |

注）四捨五入により合計値等が一致しない場合があります。

▼ 部門別二酸化炭素排出量の推移



第5章 計画の目標

1 計画の全体像

本町における地球温暖化対策は、基幹産業である農業や観光業などの振興と調和を図りつつ進めていく必要があります。

本町は、既存電源との系統運用や台風常襲地帯による設置上の安全性、さらに限られた土地における基幹産業との両立等、離島特有の解決すべき課題が多く残されています。そのため、現時点の技術において、カーボンニュートラルを実現できる規模の再生可能エネルギーを直ちに導入することは困難な状況にあります。

地域の方々の声として、資源循環（ごみ分別等）や将来的な自然環境の再生を求める声も大きいことから、脱炭素とあわせ、生物多様性の保全を含めた多面的な施策を一体的に展開することで、本町の豊かな自然を次世代へ確実につなぐ持続可能なまちづくりを進めていきます。

～計画の視点～

1. 産業と環境が好循環する「子や孫が誇れる持続可能なまちづくり」の視点

基幹産業である農業・観光業におけるエネルギー消費の最適化と脱炭素化を推進し、運用コストの削減と地域ブランド価値の向上の同時達成を目指す。経済的合理性と環境保全を両立させた、産業基盤を構築する。

2. ネイチャーポジティブを前提とした「地域共生型再エネ導入」の視点

生態系や景観の保全と再エネ導入が調和するゾーニングを実施する。行政単独ではなく、地域住民や事業者などとの誠実な対話を通じて、地域社会全体で納得できる合意形成を推進する。

3. 地域全体で未来を創る「全員参加型・自分ごと化」の視点

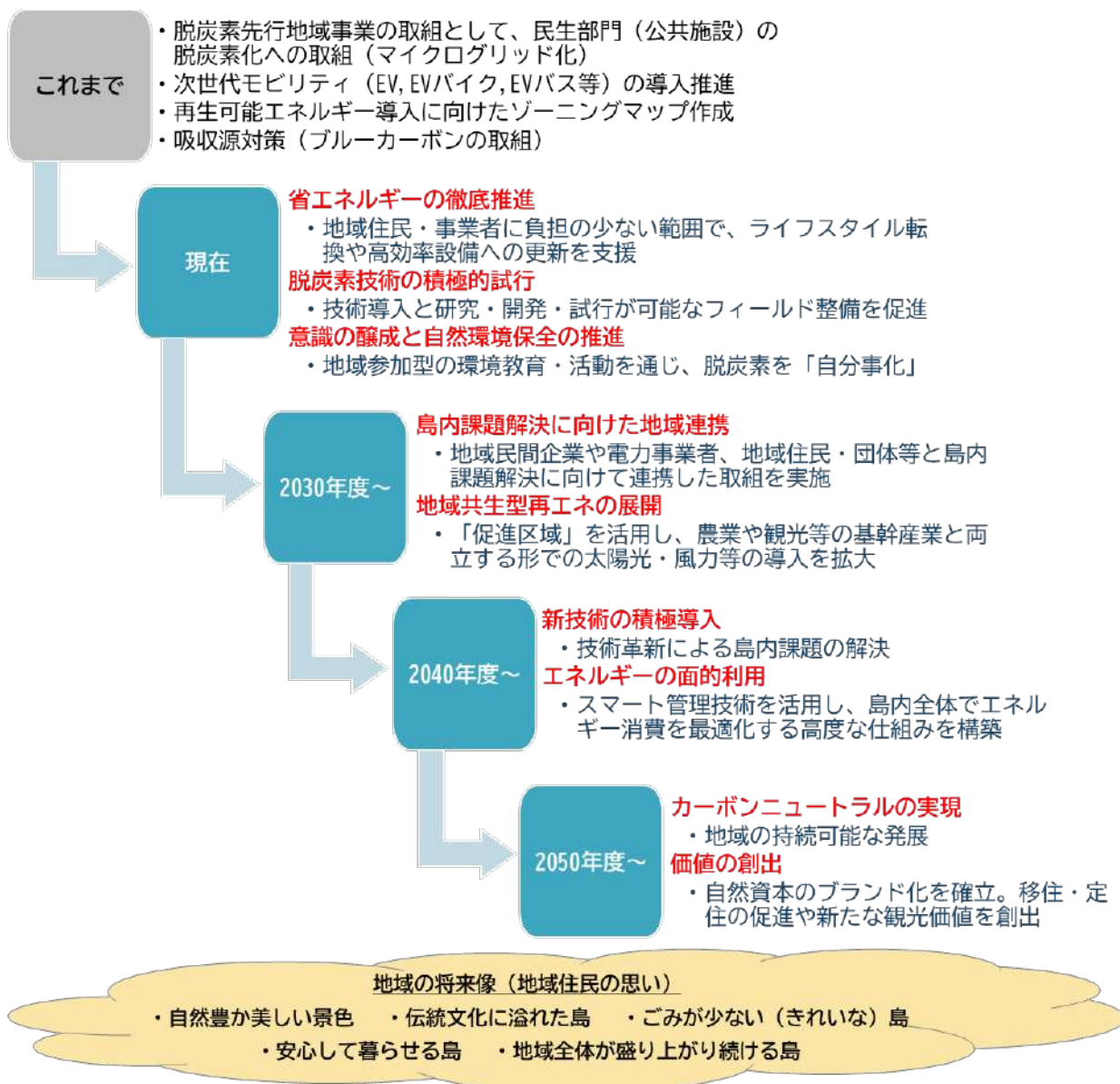
データに基づく経済効果などの可視化により、脱炭素化がもたらす地域へのメリットを明確に示す。地域住民一人ひとりが当事者として参画し、地域内で恩恵が循環する自律的な社会システムの構築を目指す。

2 将来ビジョン

本町は、島の豊かな自然と地域住民の暮らしを守りながら、段階的かつ着実に脱炭素社会への移行を目指します。

短期から長期にわたる基盤的な取組として、地域住民の生活や地域産業に過度な負担が生じない範囲での無理のない省エネルギー化を推進するとともに、沖永良部島の魅力であり二酸化炭素の吸収源でもある森林等の自然環境の保全と創出を進めていきます。

さらに長期的な視点においては、技術革新の動向を的確に捉え、新たな脱炭素技術の研究・試行による積極的な導入を進めていくとともに、先進的な取組や地域と共生する再生可能エネルギー事業を推進するフィールドとして、促進区域などの整備を推進し、環境と経済が調和する持続可能な次世代の島づくりを実現します。



沖永良部島の現況課題（イメージ）



荒廃農地の発生

水資源の確保
・水道水の硬度化

最終処分場の
容量不足・老朽化

農業分野の
担い手不足

森林の多面的機能の劣化
(水資源・防災)

系統安

漂着ごみの処理

熱中症リスク大

再エネの
出力制御

内燃力発電
への依存

サンゴの白化

石油燃料
の輸送コスト

気温上昇

関係人口の減少

CO₂

CO₂

CO₂

CO₂

CO₂

CO₂

CO₂

CO₂

CO₂

CO₂

CO₂

CO₂

CO₂

自動車交通への依存度大

行政負担増・地域連携課題

観光客の減少

赤土の流出

石油資源の高騰

定化

停電リスクの顕在化

STOP

STOP

台風等の気候変動



沖永良部島の2050年の将来像（イメージ）



建物・機器の
省エネルギー化

EVバス

地域共生型
再エネの導入

ごみの適正処理
4R推進

環境教育

ソーラーシェア
リングの拡大

森林の適性管理
(生物多様性の創出)

地域社会活動
の活性化

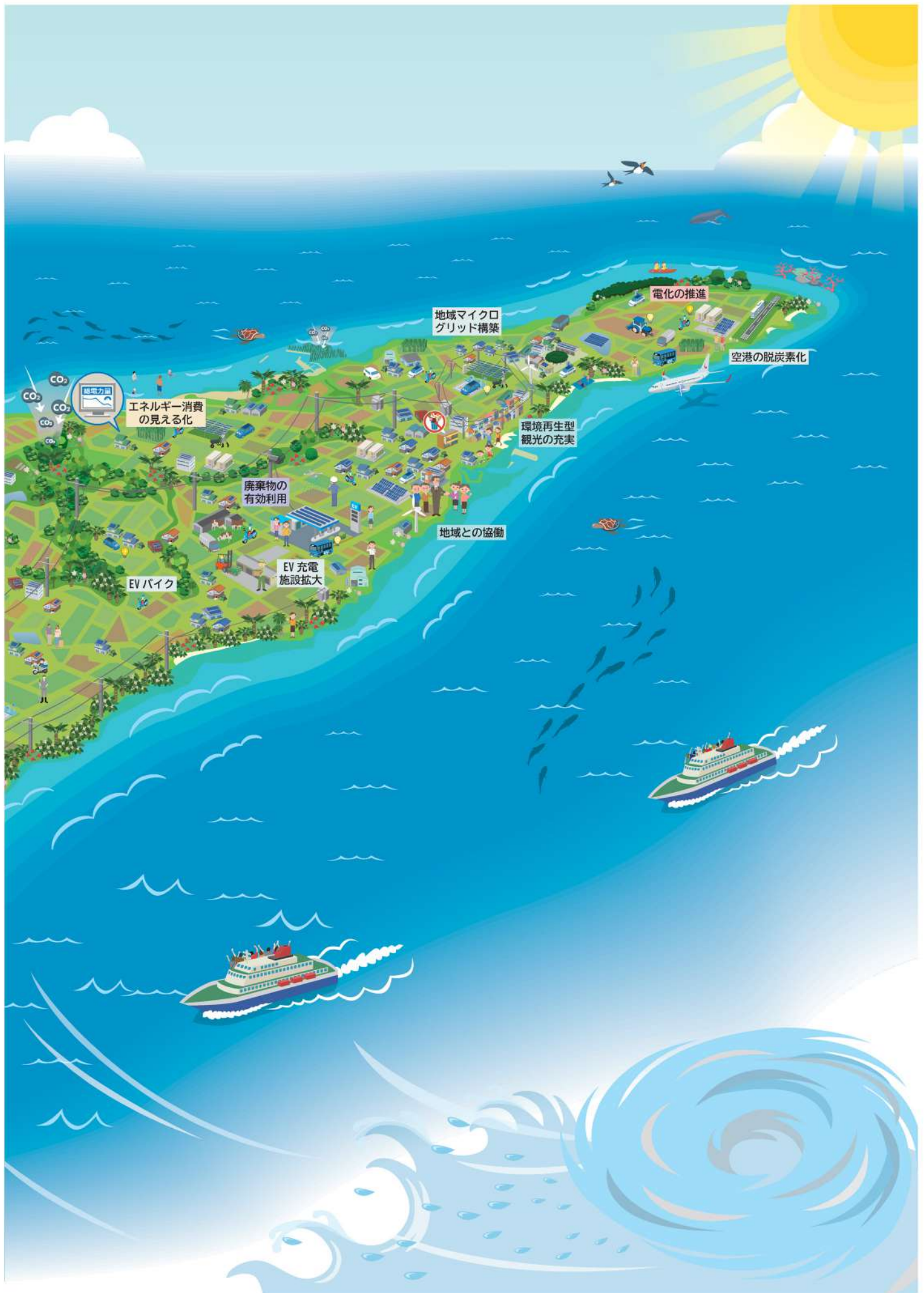
食品ロス対策

電気自動車

系統安定化・
再エネ利用拡大

環境保全活動
の活性化

藻場再生



エネルギー消費の見える化

EVバイク

廃棄物の有効利用

EV充電施設拡大

地域との協働

環境再生型観光の充実

地域マイクログリッド構築

電化の推進

空港の脱炭素化

3 温室効果ガス排出量（二酸化炭素排出量）の削減目標

本町の温室効果ガス排出量は、島特有の豊かな自然環境を次世代へ継承し、持続可能な地域社会を構築するため、2050年における二酸化炭素排出量の「実質ゼロ（カーボンニュートラル）」の実現を目指します。

この長期目標を確実に達成するためのマイルストーンとして、国が新たに示した地球温暖化対策計画（令和7年2月閣議決定）の次期削減目標と整合を図り、本町においても中長期目標を設定しました。具体的には、基準年度である2013（平成25）年度の排出量を起点とし、以下の段階的な削減を目指します。

温室効果ガス排出量の令和32（2050）年度の削減目標

**温室効果ガス排出量実質ゼロの
カーボンニュートラルの実現を目指します。**

温室効果ガス排出量の段階的な削減目標

2030（令和12）年度：46%削減

2035（令和17）年度：60%削減

2040（令和22）年度：73%削減

4 再生可能エネルギーの導入目標

国の「第7次エネルギー基本計画」（令和7年2月閣議決定）において示された「2040年度の電源構成見通し」における再生可能エネルギーの導入水準を、本町の「2050年度の導入目標」として設定しました。

本町は、本土と比較して克服すべき技術的・物理的なハードルが高い状況にあります。そのため、国が2040年度に見据える高度なエネルギーマネジメント技術や次世代蓄電池などの革新技术が、離島環境において安全かつ安価に実装・普及するまでの時間的猶予を現実的に考慮し設定しました。

地域全体の電化を推進するとともに、事業用を中心とした太陽光・風力発電の導入拡大を推進します。

▼ 本町における再生可能エネルギーの導入目標

| | 太陽光発電施設 | 陸上風力発電施設 |
|--------------------------------|-----------------------------|-----------------------------|
| 2050年度におけるCO ₂ 削減目標 | 2.36 千 t-CO ₂ /年 | 0.39 千 t-CO ₂ /年 |
| 2050年度における導入目標 | 5,242 kW 5.2 MW | 573 kW 0.6 MW |

5 目標達成に向けた取組イメージ

本計画で掲げた将来ビジョン及び中長期の温室効果ガス削減目標を確実に達成するため、その実現の柱となる「5つの基本方針」を策定しました。

基本方針1 省エネルギーの推進

地域住民や事業者に過度な負担が生じないように、エネルギー使用状況の見える化やスマート管理（HEMS 等）や高効率機器の導入を支援し、経済的メリットを実感できる無理のない脱炭素型ライフスタイルへの転換を進めていきます。

基本方針2 まちの脱炭素化の推進

EV 等の次世代モビリティへの転換や、公共施設を核とした地域マイクログリッドの構築により、平時の脱炭素化と災害時のエネルギー確保（レジリエンス強化）を両立させ、強靱な島づくりを推進します。

基本方針3 再生可能エネルギー等の利用拡大

客観的データに基づき、地域の自然環境や農業等の基幹産業と調和する「促進区域(地域脱炭素化促進事業制度)」を設定し、丁寧な合意形成を大前提とした地域共生型の再生可能エネルギー導入を推進します。

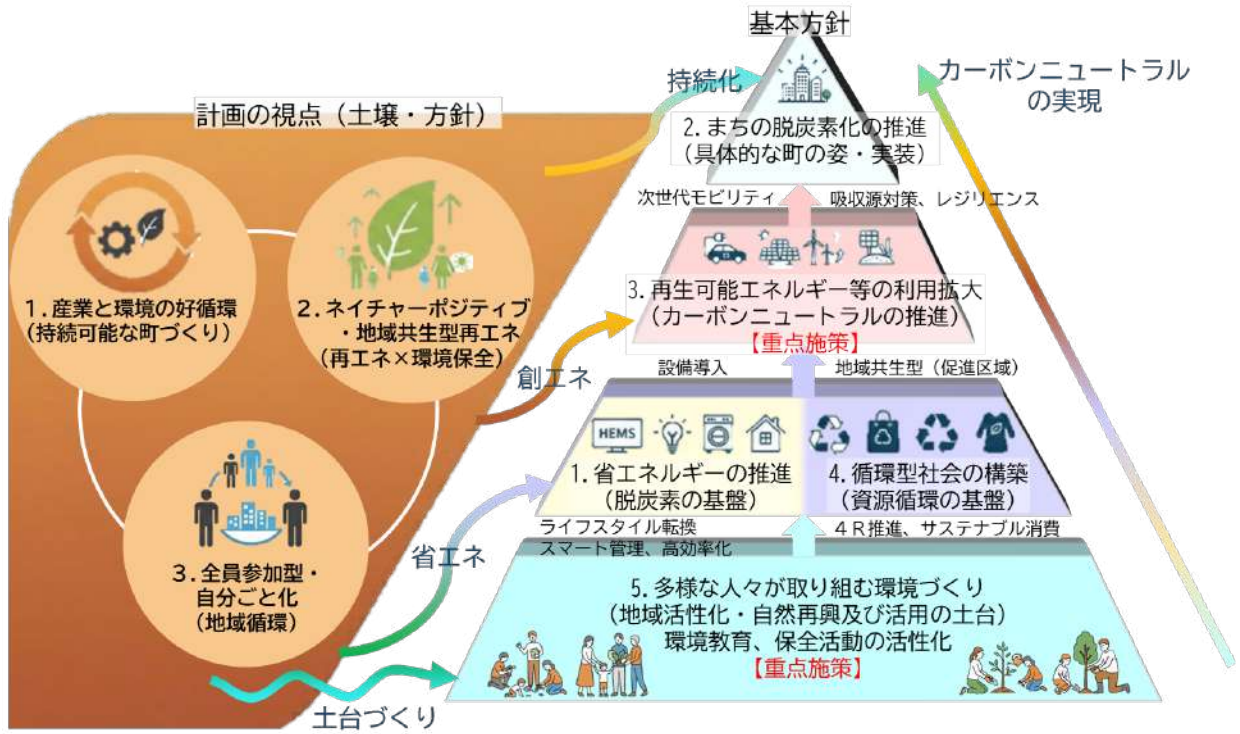
基本方針4 循環型社会の構築

島内の限られた資源を有効活用するため、ごみの適正な分別や地域内資源循環（4R）を徹底し、廃棄物に新たな価値を生み出すアップサイクル等のサステナブル消費が定着する持続可能な仕組みを実践します。

基本方針5 多様な人々が取り組む環境づくり

次世代を担う子どもたちへの環境教育や、再生可能エネルギー事業の収益を通じた地域活動・伝統行事への還元スキームを構築し、地域住民一人ひとりが主体的に環境保全に参画できる土壌を育みます。

▼ 計画の全体像



第6章 目標の達成に向けた施策

1 基本方針

本計画では、温室効果ガス排出量の削減に向けた目標の達成のため、基本方針ごとに具体的な施策や事業を推進していきます。

| | 基本方針 | 施策項目 | 施策と関連する部門・分野 | | | | |
|---|---------------------------|-------------------------------|--------------|-------|----|----|-----|
| | | | 産業 | 業務その他 | 家庭 | 運輸 | 廃棄物 |
| 1 | 省エネルギーの推進 | 脱炭素型ライフスタイルへの転換 | ● | ● | ● | ● | ● |
| | | スマートエネルギー管理の普及 | ● | ● | ● | | |
| | | 高効率機器・建築の導入促進 | | ● | ● | | |
| 2 | まちの脱炭素化の推進 | 次世代モビリティへの転換と拠点整備 | | | | ● | |
| | | 公共交通 ・二次交通の脱炭素化 | | ● | ● | ● | |
| | | レジリエンス強化とカーボンシンク | ● | ● | | | |
| 3 | 【重点施策】 再生可能エネルギー等の利用拡大 | 再生可能エネルギー設備等の導入推進 | ● | ● | ● | ● | |
| | | 地域共生型再エネの導入促進 (促進区域の設定と活用) | ● | ● | | | |
| 4 | 循環型社会の構築 | 地域資源循環(4R)の推進 | ● | ● | ● | | ● |
| | | サステナブル消費の定着 | | | ● | | ● |
| 5 | 【重点施策】 多様な人々が取り組む環境づくり | 環境教育・環境学習の充実 | ● | ● | ● | ● | ● |
| | | 地域・環境保全活動の活性化 | ● | ● | ● | ● | ● |

2 具体的な取組

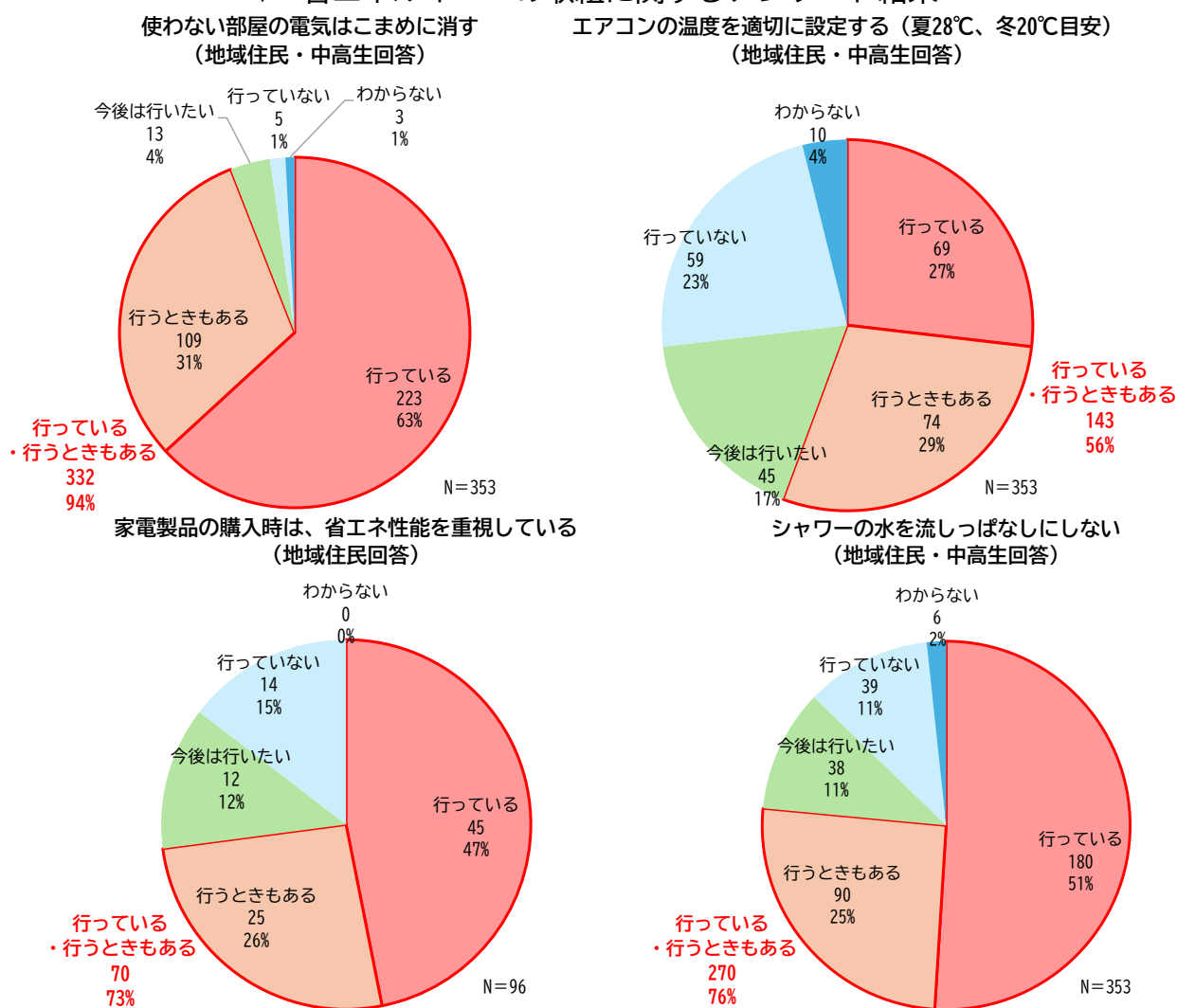
基本方針1 省エネルギーの推進

(1) 現状

住民アンケートの結果から、自然環境保全への関心は高い一方で、再エネ設備やEVの導入については初期コストや維持管理への不安が障壁となっていることが判明しました。

そのため、まずは住民や事業者の経済的負担が少なく、効果を実感しやすい対策から着手することが必要です。

▼ 省エネルギーへの取組に関するアンケート結果



(2) 施策の方針

脱炭素社会の実現に向けた基盤づくりとして、地域住民や事業者に負担の少ない範囲で「省エネルギーの推進」を徹底します。

無理な節約を強いるのではなく、エネルギーの見える化や高効率設備への更新を通じて、光熱費の削減という経済的なメリットを理解頂く取組を推進します。

地域経済向上と、豊かな自然環境保全を両立させ、誰もが主体的に参加できる脱炭素型ライフスタイルへの転換を推進します。

(3) 具体的な取組

① 脱炭素型ライフスタイルへの転換

地域住民一人ひとりが日常生活の中で無理なく実践できる省エネ行動への転換を促します。

具体的には、各家庭のエネルギー使用状況を専門家がアドバイスする「家庭エコ診断（うちエコ診断）」の受診を推奨します。また、高効率空調への買い替え促進や、通勤等に伴う移動のエネルギーを削減するため、テレワークなどの多様な働き方の活用を啓発し、環境と家計の双方に優しい持続可能なライフスタイルの定着を目指します。

▼ 脱炭素型ライフスタイルの選択肢



出典：国立研究開発法人 国立環境研究所 「国内 52 都市における脱炭素型 ライフスタイルの効果を定量化～「カーボンフットプリント」からみた移動・住居・食・レジャー・消費財利用の転換による脱炭素社会への道筋～(R3.9)」

● 計画指標 (計画推進の目安など)

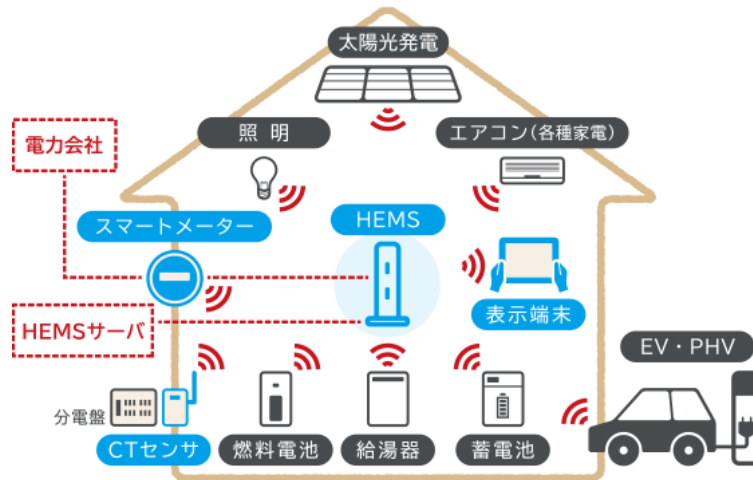
| 指標 | 現状年・基準年 | 令和 12 年度(2030 年度) における目安 | 令和 17 年度(2035 年度) における目安 |
|----------------------------|--|-----------------------------|-----------------------------|
| 地域住民の 省エネルギーに関する 実践度 | 現状年：令和 4 年度(2022 年度) 76% (アンケート結果より) | 80% (現状年度比+4%) | 90% (現状年度比+14%) |

②スマートエネルギー管理の普及

エネルギー使用量を正確に把握し、無駄なく制御するスマート管理を普及させます。家庭や事業所において、電気の使用状況を可視化・最適化する HEMS（ホームエネルギーマネジメントシステム）等の導入を支援します。

あわせて、鹿児島県が提供する環境アプリ「エコふぁみ」等の活用を促進し、日々の省エネ行動をポイント化するなどのデコ活を通じて、楽しみながら徹底的なエネルギー管理ができる環境を構築します。

▼ HEMS のイメージ



出典：国立研究開発法人 国立環境研究所 「環境技術解説」

▼ エコふぁみ（広報資料）



出典：鹿児島県 『「エコふぁみ」で環境にやさしい生活をしましょう！(R7.12)』

●計画指標（計画推進の目安など）

| 指標 | 現状年・基準年 | 令和 12 年度(2030 年度)における目安 | 令和 17 年度(2035 年度)における目安 |
|----------------------|---------------------------------|-------------------------|-------------------------|
| 町内の環境アプリ「エコふぁみ」の登録件数 | 現状年：令和 6 年度(2022 年度) 9 件 | 14 件 (現状年度比+55.5%) | 20 件 (現状年度比+122.2%) |
| 「エコふぁみ」協賛店・協力施設数 | 現状年：令和 6 年度(2022 年度) 1 施設・店舗 | 2 施設・店舗 (現状年度比+100%) | 4 施設・店舗 (現状年度比+400%) |

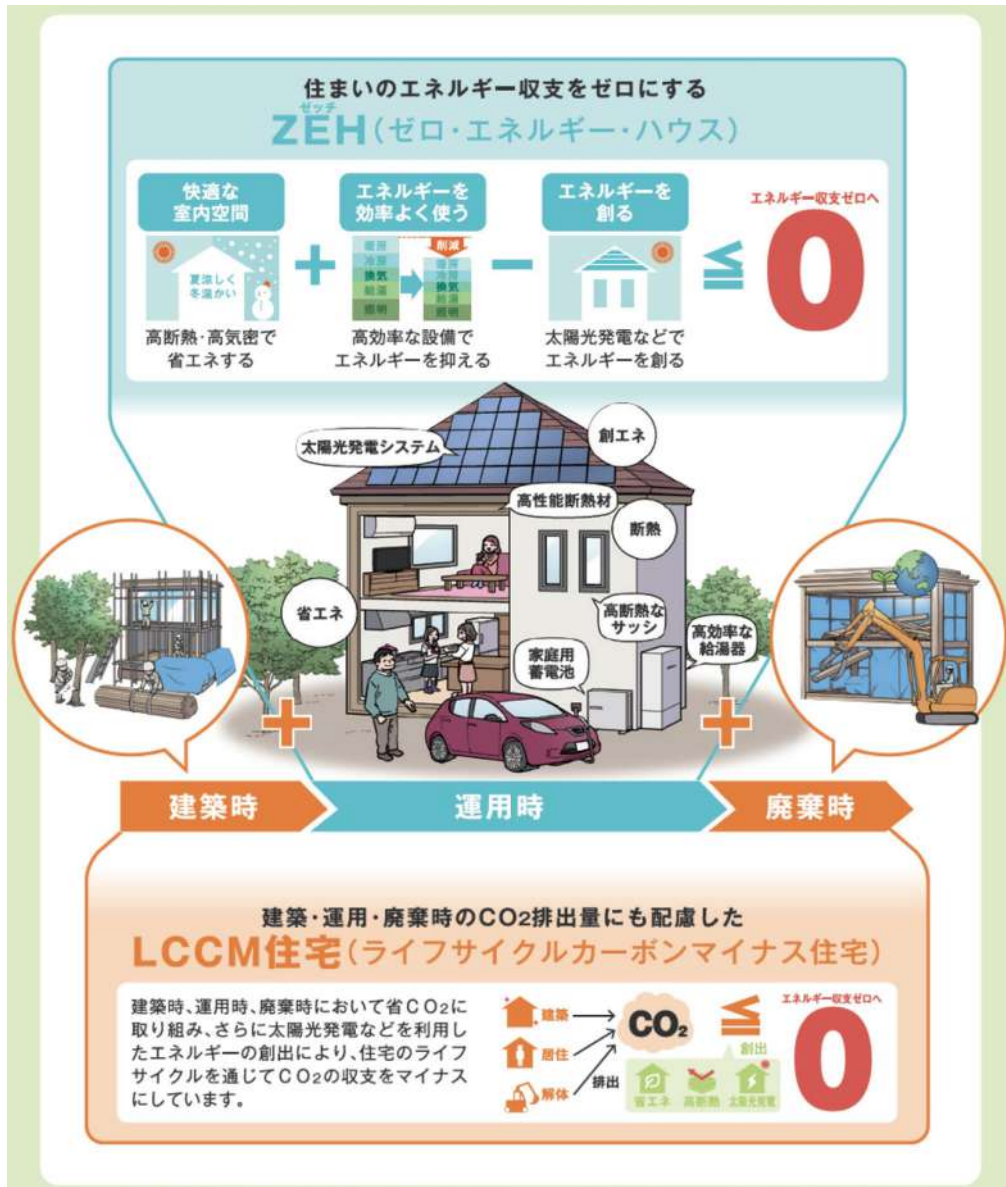
③高効率機器・建築の導入促進

家庭や事業所におけるエネルギー消費の抜本的な削減を目指し、建物の断熱化や機器の高効率化を推進します。

具体的には、既存施設への LED など高効率照明の導入を促進するほか、住宅や事業所の新築・改修時における高い省エネ性能を備えた ZEB・ZEH 化の支援を検討します。

さらに、トップランナー制度の基準を満たす省エネ家電への買い替えを促し、町全体のエネルギー効率を底上げします。

▼ ZEH (ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス)



出典：国土交通省「建築物省エネ法特設ページ『ご注文は省エネ住宅ですか?』」

●計画指標 (計画推進の目安など)

| 指標 | 現状年・基準年 | 令和12年度(2030年度)における目安 | 令和17年度(2035年度)における目安 |
|----------------------------|-------------------------|----------------------|----------------------|
| ZEB・ZEH関連の導入件数 (補助活用件数) | 現状年：令和4年度(2022年度) 0件 | 2件 (現状年度比+2件) | 4件 (現状年度比+4件) |

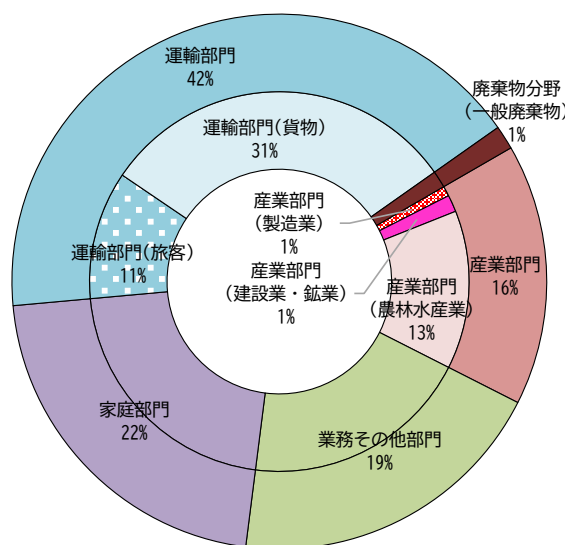
基本方針2 まちの脱炭素化の推進

(1) 現状

島内の移動は自動車交通への依存度が高く、運輸部門からの二酸化炭素排出量削減が課題です。さらに、台風常襲地帯であるため、災害時の大規模停電リスクという脆弱性を抱えています。

加えて、豊かな海を囲むサンゴ礁の白化や藻場の減少など、気候変動による自然生態系への影響も懸念されています。

▼ 部門分野別 CO₂ 排出量 (2022 年度実績)



▼ サンゴの白化現象



出典：南海日日新聞

(2) 施策の方針

電気自動車 (EV) 等の次世代モビリティの普及や充電インフラの整備を進め、日常の移動手段を脱炭素化します。また、公共施設を核とした地域マイクログリッドの構築により、平時の二酸化炭素排出量削減と災害時のエネルギー供給 (レジリエンス強化) を両立させます。

さらに、本町の豊かな海洋資源を活かし、二酸化炭素を吸収するブルーカーボンの保全を図ります。

(3) 具体的な取組

①次世代モビリティへの転換と拠点整備

地域住民の生活や観光に欠かせない自動車の脱炭素化を推進します。電気自動車（EV）や電動バイクの導入補助を継続し、自宅での基礎充電を中心とした普及モデルの構築を検討します。併せて、島内レンタカーのEV化や充電インフラの整備を推進します。

さらに、島の玄関口である沖永良部空港において、再生可能エネルギーの拠点化（太陽光発電やEV充電器の導入等）を図り、空港機能の脱炭素化と地域全体への波及を目指します。

●計画指標（計画推進の目安など）

| 指標 | 現状年・基準年 | 令和12年度(2030年度)における目安 | 令和17年度(2035年度)における目安 |
|----------------------|-------------------------|----------------------|----------------------|
| EV・電気バイク等の導入数（補助申請数） | 現状年：令和7年度(2025年度) 2件 | 5件 (現状年度比+150%) | 10件 (現状年度比+500%) |
| EV充電施設設置数 ※一般利用施設 | 現状年：令和4年度(2022年度) 0台 | 3台 (現状年度比+3件) | 6台 (現状年度比+6件) |

▼ 沖永良部空港再エネ拠点化の方針



出典：鹿児島県 「沖永良部空港における再エネ拠点化事業検討 実証事業計画書」

▼ EV充電器の整備イメージ



出典：南海日日新聞

②公共交通・二次交通の脱炭素化

島内の公共交通ネットワークにおける脱炭素化を推進します。既に導入されているEVバスの運用に加え、地域住民の足となるグリーンスローモビリティ（環境への負荷が少なく、狭い道でも運行可能な小型電動車）の導入や、観光客も利用しやすいシェアサイクルの整備を検討します。

これにより、高齢者を含む地域住民の利便性向上と観光地としての魅力向上を図りつつ、交通分野からの二酸化炭素排出を計画的に削減します。

▼ EVバスシフト事業



今回導入した小型電気バス
EVモーターズ・ジャパン製EVコミュニティバス
全長：6.99m、乗車定員：29名（立席含む）
バッテリー：114kWh、航続距離：290 km

※仕様・スペックはメーカーカタログ値。航続距離は定速40km/h、負荷重65%、エアコンOFF

- サービス対象
ホテル～沖永良部空港、ホテル～和泊港のお客さま送迎用バス（一日およそ3往復、走行距離120km/日）
 - 主な導入設備
小型コミュニティ電気バス 1台
壁掛け式急速充電器（30kW） 1台
通信制御装置 等
 - 主な付帯サービス
車両・充電設備メンテナンス
充電マネジメント（EMS）
再エネ電力供給（当面は再エネ証書にて対応）
 - サービス実施体制*
九州電力株式会社
芙蓉総合リース株式会社／芙蓉オートリース株式会社
九電テクノシステムズ株式会社
株式会社EVモーターズ・ジャパン
- ※5社によるモデル事業として実施（2023年9月業務協定締結）



出典：九州電力 「九電でんきバスサービス事業コンセプト(R4.5)」

●計画指標（計画推進の目安など）

| 指標 | 現状年・基準年 | 令和12年度(2030年度)における目安 | 令和17年度(2035年度)における目安 |
|----------|-------------------------------|---------------------------|---------------------------|
| EVバス利用者数 | 現状年：令和6年度(2024年度) 年間1,510名 | 年間2,000名 (現状年度比+32.5%) | 年間2,500名 (現状年度比+65.6%) |

沖永良部島内の電気自動車専門レンタカー

2025年12月に沖永良部島で初めてのEV（電気自動車）専門のレンタカー店がオープンしました。気軽にEV車の乗り心地を試せるようになりました。

EV車(電気自動車)専門 レンタカー

全てのプランが安心の免責補償料込み!!!

気軽に、EV車の乗り心地を試せるチャンス！
島とEV車の魅力を感じながらエコなドライブできます。

満充電での 返却は不要です!!!

すべてEV車(電気自動車)なので、ガソリンスタンドに寄らず、そのまま返却可能！充電無料！
ガソリン車よりもお得にレンタルできます。

ゼロカーボンアイランド 私たちにできること

沖永良部島は環境省の「脱炭素先行地域」に選出。

地球温暖化を抑える＝二酸化炭素排出量削減。
島の環境、地球に優しいドライブを提供いたします。

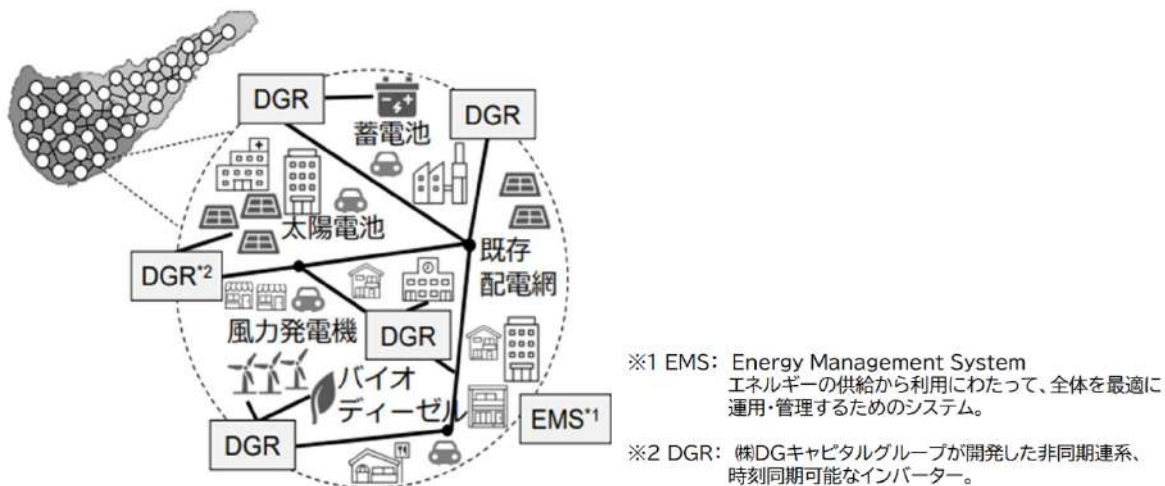
出典：アスカEVレンタカー 和泊港店

③レジリエンス強化とカーボンシンク

災害に強いエネルギー供給体制の構築と、自然の吸収源対策を推進します。

公共施設等に太陽光発電や蓄電池を導入し、系統停電時にも電力を供給できる「地域マイクログリッド」を構築して、防災力（レジリエンス）を高めます。

▼ 地域マイクログリッドシステムのイメージ



出典：知名町 「マイクログリッド事業について (R5.1)」

また、CO₂の重要な吸収源（ブルーカーボン）となる藻場の再生や、高波から沿岸を守るグリーンインフラとしての海岸植生（アダン・ソテツ等）の保全など、自然の力を活用した対策に取り組めます。

▼ ブルーカーボンの概念図



出典：環境省 BLUE CARBON「ブルーカーボンとは」

●計画指標（計画推進の目安など）

| 指標 | 現状年・基準年 | 令和12年度(2030年度)における目安 | 令和17年度(2035年度)における目安 |
|---|---------------------------------------|---|---|
| 地域マイクログリッド導入容量 | 現状年：令和4年度(2022年度) 0kW | 2,600kW (現状年度比+2,600kW) | 3,000kW (現状年度比+3,000kW) |
| 藻場再生・創出面積 ※目標値については、環境省生物多様性の観点から重要度の高い海域に示される「サンゴ礁面積」より設定 | 現状年：令和4年度(2022年度) 0km ² | 0.3km ² (現状年度比+0.3km ²) | 0.6km ² (現状年度比+0.6km ²) |

基本方針3 再生可能エネルギー等の利用拡大

(1) 現状

本町のエネルギー消費は石油製品や電力に大きく依存しており、これらに伴う化石燃料の燃焼が二酸化炭素排出の主な要因となっています。

本町は豊かな自然環境に恵まれ、太陽光や風力など再生可能エネルギーのポテンシャルが高い地域ですが、導入に向けては解決すべき課題が存在します。

具体的には、電力系統の連系制約、台風等の自然災害に対する施設の安全性確保、さらには農業などの基幹産業や、歴史的・生態系保全などのエリアとの共生です。

これらの観点から、単なる開発優先ではなく、地域固有の資産を守りながら合意形成を図る必要があります。現時点において地域脱炭素を達成しうる規模での無秩序・急速な導入は困難であると判断しています。

(2) 施策の方針

再生可能エネルギーの利用拡大にあたっては、「地域の自然環境や住民の生活環境の保全」と「インフラ整備や事業継続性」の両立を基本方針とします。

短期・中期的には、行政による公共施設への率先導入と、住宅の新築・改築時における設置費用の助成等を通じて、町内における再生可能エネルギー設備の普及を段階的に加速させます。

これと並行して、長期的には、系統制約などの本町の課題を克服する新技術（蓄電池等）の活用を図るとともに、地域の声を取り入れ自然環境と共生した再エネ事業のためのフィールド（促進区域等）の整備を推進します。

客観的なデータに基づき、住民の納得感を得ながら持続可能な脱炭素地域づくりを目指します。

▼ 地域共生型再生可能エネルギーのイメージ



※この画像は生成 AI を用いて作成しました

(3) 具体的な取組

①再生可能エネルギー設備等の導入促進

公共施設については、庁舎や学校の屋根、駐車場などを最大限に活用して太陽光発電設備の導入を進めていきます。その際、初期費用の負担を抑えつつ事業の継続性を担保するため、PPA（電力販売契約）方式などの民間活力を積極的に検討します。

さらに、避難所となる施設には蓄電池の併設を検討し、台風等の停電時においても電気が使える防災拠点としての機能強化を目指します。

家庭や事業所においては、発電した電気を売電するだけでなく、施設内で使い切る「自家消費型」の利用を推進します。

特に、高い断熱性能を持つ省エネ建築物（ZEH・ZEB）の普及啓発や、災害に強い蓄電池のセット導入を推奨・支援し、経済的メリットと環境負荷低減を両立するまちづくりを推進します。

●計画指標（計画推進の目安など）

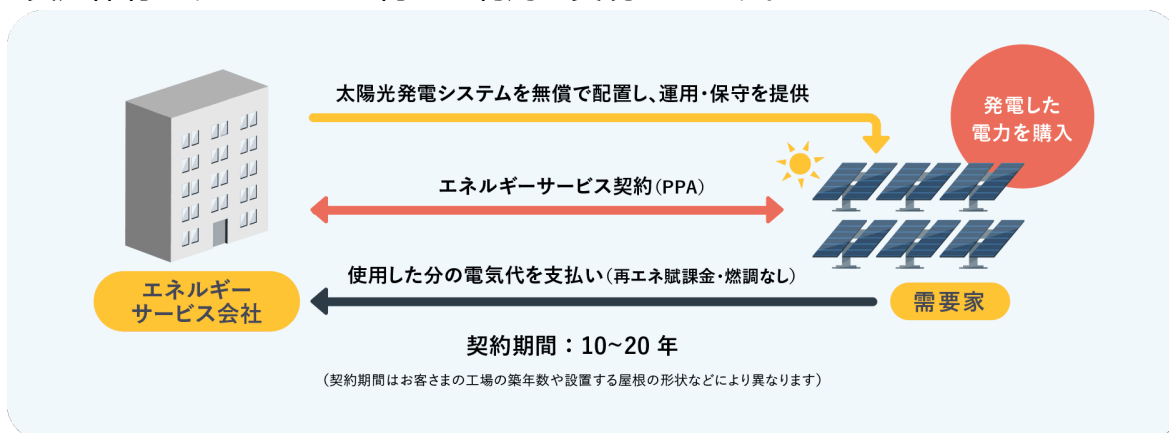
| 指標 | 現状年・基準年 | 令和 12 年度(2030 年度)における目安 | 令和 17 年度(2035 年度)における目安 |
|--|---|---|--|
| 市域からの温室効果ガス排出量 (エネルギー起源 CO ₂ 対象) | 現状年：令和 4 年度(2022 年度) 34.8 千 t-CO ₂ 基準年：平成 25 年度(2013 年度) 46.1 千 t-CO ₂ | 24.9 千 t-CO ₂ 2013 年度比-21.2 千 t-CO ₂ (現状年度比-9.9 千 t-CO ₂) | 18.4 千 t-CO ₂ 2013 年度比-27.7 千 t-CO ₂ (現状年度比-16.4 千 t-CO ₂) |
| 公共施設からの温室効果ガス排出量 | 現状年：令和 2 年度(2020 年度) 2.6 千 t-CO ₂ | 1.4 千 t-CO ₂ (現状年度比-0.8 千 t-CO ₂) | 1.2 千 t-CO ₂ (現状年度比-1.0 千 t-CO ₂) |
| 再生可能エネルギーの新規導入量 | — | 1.3MW | 2.6MW |

太陽光発電の第三者所有モデル

PPA（Power Purchase Agreement）とは「電力販売契約」という意味で、第三者所有モデルとも呼ばれています。

企業・自治体が保有する施設の屋根や遊休地を事業者が借り、無償で発電設備を設置し、発電した電気を企業・自治体が施設で使うことで、電気料金と CO₂ の排出が削減できます。

設備の所有は第三者（事業者または別の出資者）が持つ形となりますので、資産保有をすることなく再エネ利用が実現できます。



出典：環境省 「PPA モデルとは」

②地域共生型再エネの導入促進

本町では、地球温暖化対策推進法に基づき、これまでの再生可能エネルギーゾーニング事業等で蓄積した科学的・客観的データを用いて、自然環境の保全と再生可能エネルギーの導入が両立しうる適地を「地域脱炭素化促進区域（以下、促進区域）」として設定します。

促進区域内においては、地域の協議会等を通じた丁寧な合意形成を事業実施の条件とします。貴重な動植物の生息環境や美しい景観の保全を図るとともに、災害時の非常用電源の確保など、地域課題の解決や地域社会への利益還元を推進する「地域共生型」の再生可能エネルギー事業を積極的に誘導します。

なお、本町における促進区域の設定は、一度に町内全域を指定するのではなく、地域住民や農業委員会、観光協会をはじめとする多岐にわたるステークホルダーとの対話と調整が整った地区から段階的かつ着実に進めます。設定結果については、本計画書 別紙 『知名町 促進区域設定マップ』として本町ホームページ等を通じて速やかに公表し、透明性を確保しながら、地域主導の脱炭素化を推進します。

●計画指標（計画推進の目安など）

| 指標 | 現状年・基準年 | 令和 12 年度(2030 年度) における目安 | 令和 17 年度(2035 年度) における目安 |
|--------------------------------|---------|-----------------------------|-----------------------------|
| 促進区域内における 再生可能エネルギーの 導入量 | — | 500 kW | 750 kW |

地域脱炭素化促進事業とは

太陽光発電などの再生可能エネルギーは、地球温暖化を防ぐために欠かせないものです。しかし、皆さまの中には「豊かな自然や美しい景観が壊されてしまうのでは?」「事業者が利益を持っていくだけで、地域には何のメリットもないのでは?」と不安を感じる方もいらっしゃるかもしれません。

こうした不安を解消し、「環境を守りながら、地域を豊かにする」ために国が設けた新しい仕組みが「地域脱炭素化促進事業」です。

この制度の最大の特徴は、事業者が自由に開発するのではなく、「町と住民が主役になってルールを決める」という点にあります。具体的には、以下の3つの約束を守れる優良な事業だけを、町が「地域脱炭素化促進事業」として認定し、応援します。

①自然や暮らしの環境を徹底して守る

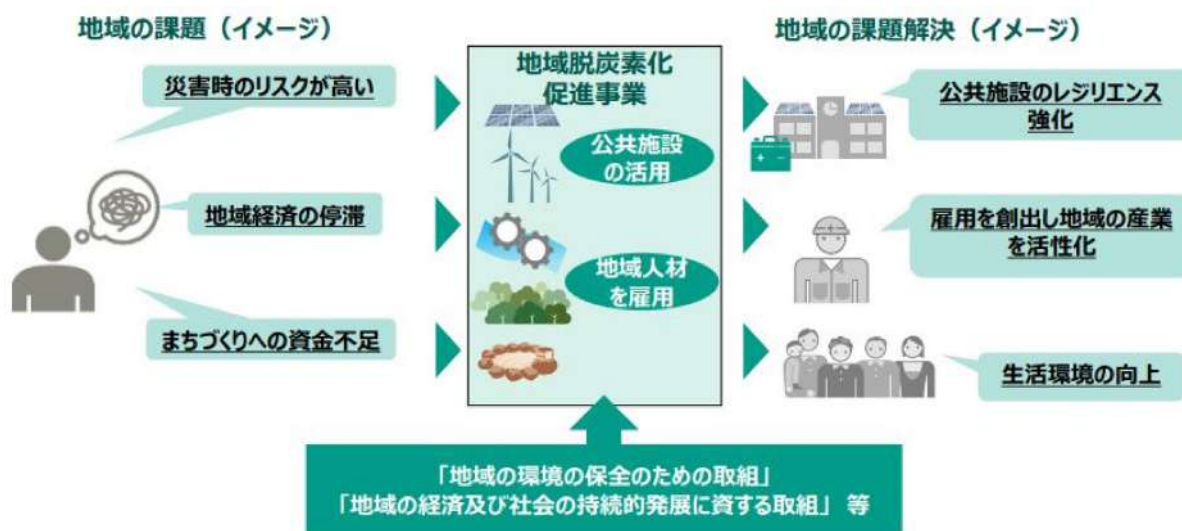
町が客観的なデータに基づいて「ここなら環境と両立できる」と判断したエリア（促進区域）でのみ事業を認めます。また、事前のシミュレーションで光の反射を防ぐなど、周辺的生活環境や動植物への影響を最小限に抑えることを事業者が義務付けます。

②地域の課題解決や活性化に貢献する

発電で得られた利益の一部を、子ども食堂や教育、農林水産業の振興、さらには地域の伝統行事の維持など、知名町の未来のために還元する仕組みを作ります。

③地域との「対話と合意」を大前提とする

事業を進めるにあたっては、地域住民の皆様との協議会などを通じた「丁寧な合意形成」を条件とします。地域の理解なしに事業が進むことはありません。



出典：環境省「地域脱炭素のための促進区域設定等に向けたハンドブック(第4版)(R6.4)」

基本方針4 循環型社会の構築

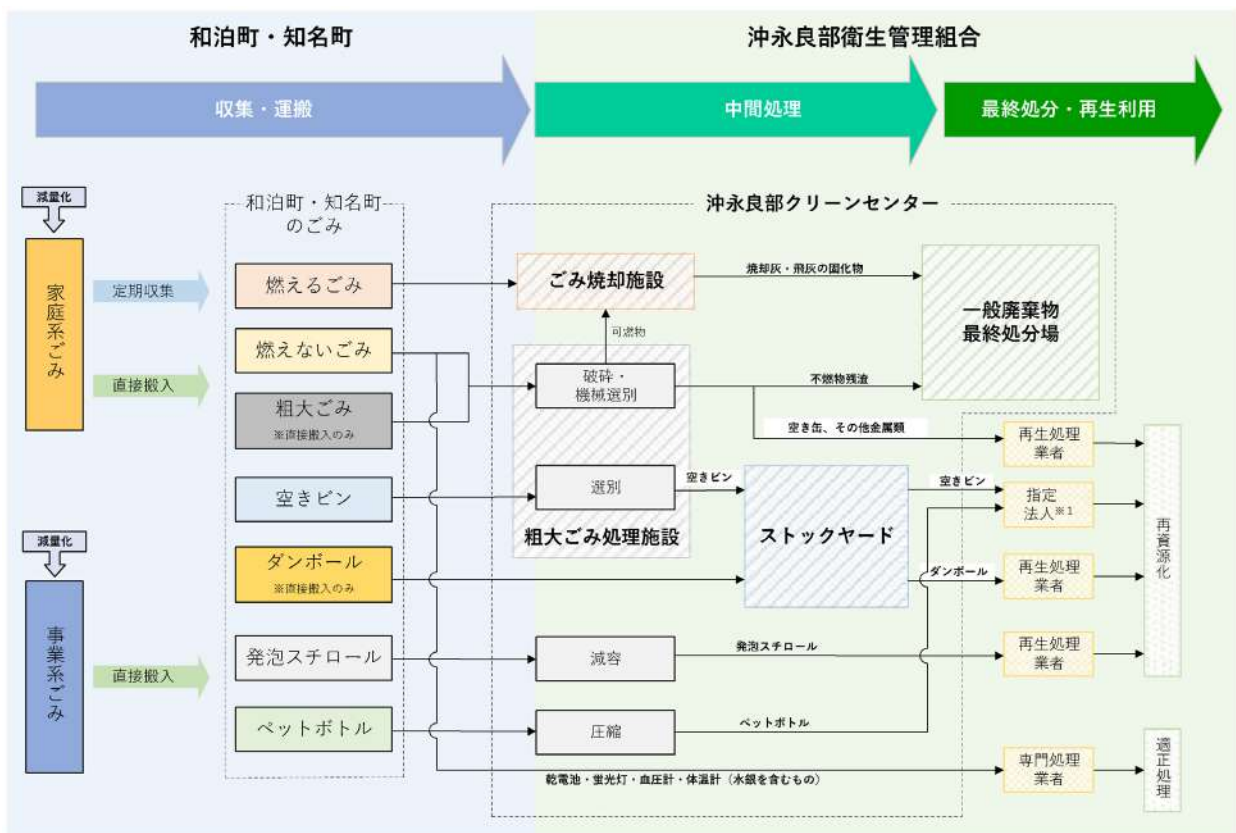
(1) 現状

沖永良部島では、指定ごみ袋への記名など責任あるごみ出しを推進していますが、一人一日あたりのごみ排出量は増加傾向にあり、ごみ処理基本計画の減量目標を達成できていません。

加えて、島しょ部特有の最終処分場の容量不足や処理コストの増大、超高齢化を見据えたごみ収集体制の維持が懸念されています。

そのため、地域住民や事業者のさらなる意識醸成を図り、島内で完結できる資源化体制の構築と排出量自体の削減が必要となります。

▼ 沖永良部島におけるごみ処理体制（発生から最終処分に至るまでの各工程）



出典：沖永良部衛生管理組合「一般廃棄物（ごみ）処理基本計画【改訂版】(R5.3)」

(2) 施策の方針

脱炭素と地域経済の自立を両立するため、島外からの資源輸入や廃棄物搬出を極力減らし、島内で資源を循環させる「循環型社会」を構築します。その基盤として、「Refuse（断る）」「Reduce（減らす）」「Reuse（再使用）」「Recycle（再資源化）」の4Rを地域住民・事業者と協働で推進します。

単なるごみ減量にとどまらず、廃棄物を新たな価値ある資源へ生まれ変わらせるサステナブル消費を定着させます。

(3) 具体的な取組

①地域資源循環（4R）の推進

島内のごみ排出量を根本から見直すため、マイボトル普及等による Refuse（断る）・Reduce（減らす）を推進し、不要品のシェア等による Reuse（再使用）を促進します。

また、Recycle（再資源化）の核として、家庭から出る生ごみの液肥・バイオガス化による農業利用や、缶・PET ボトル容器などのデポジット制度を活用した資源循環の仕組みを検討し、廃棄物を地域の貴重な資源（エネルギー・肥料）として再利用する体制を検討します。

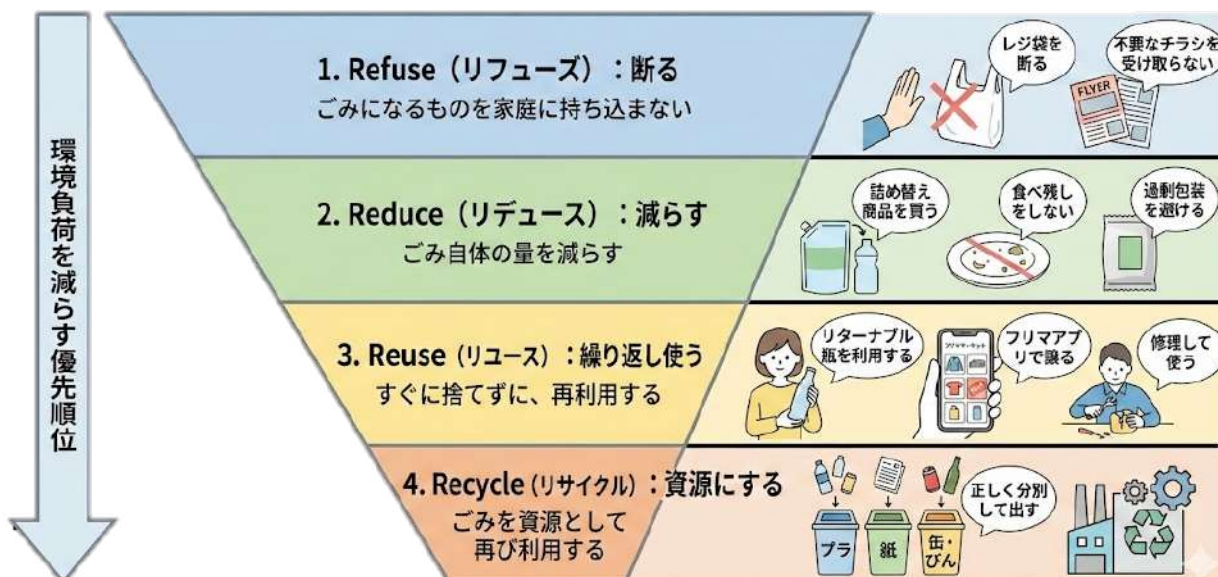
●計画指標（計画推進の目安など）

| 指標 | 現状年・基準年 | 令和 12 年度(2030 年度)における目安 | 令和 17 年度(2035 年度)における目安 |
|-------------------|----------------------------------|--|--|
| 1 人 1 日あたりのごみの排出量 | 現状年：令和 4 年度(2022 年度) 902g/人・日 | 836 g/人・日 ^{※1)} (現状年度比-7.3%) | 819 g/人・日 ^{※2)} (現状年度比-9.2%) |
| リサイクル率 | 現状年：令和 4 年度(2022 年度) 7.6% | 15.0 % ^{※1)} (現状年度比+7.4%) | 15.0 % ^{※1)} (現状年度比+7.4%) |

※1)：沖永良部島衛生管理組合「一般廃棄物（ごみ）処理基本計画【改訂版】（R5.3）における 2029(令和 11)年度目標値を維持する形で設定

2)：沖永良部島衛生管理組合「一般廃棄物（ごみ）処理基本計画【改訂版】（R5.3）における 2029(令和 11)年度目標値に対して、2%の微減として目標値を設定

▼ 廃棄物を減らすための 4 R



②サステナブル消費の定着

地域住民一人ひとりが環境に配慮した消費行動を実践できるよう、家庭や飲食店における「食品ロスの削減」に向けた啓発活動を推進します。

また、観光産業と連動し、海岸漂着廃プラスチックなどを回収して新たな地域産品や工芸品に生まれ変わらせる「アップサイクル」を推進します。

環境保全活動を観光コンテンツとして価値化し、交流人口の拡大と地域経済の活性化を同時に実現する持続可能な消費スタイルを目指します。

●計画指標（計画推進の目安など）

| 指標 | 現状年・基準年 | 令和 12 年度(2030 年度)における目安 | 令和 17 年度(2035 年度)における目安 |
|------------------------------|----------------------------------|---------------------------|---------------------------|
| 生ごみコンポスト・処理機等の設置補助金 活用件数 | 現状年：令和 4 年度(2022 年度) 年間 23 件 | 年間 30 件 (現状年度比+30.4%) | 年間 35 件 (現状年度比+52.2%) |
| 「食品ロス削減協力店(30・10 運動等)」の登録店舗数 | 現状年：令和 4 年度(2022 年度) 0 店舗 | 5 店舗 (現状年度比+5 店舗) | 10 店舗 (現状年度比+10 店舗) |
| アップサイクル関連の体験プログラムのイベント参加者数 | 現状年：令和 6 年度(2024 年度) 年間 291 人 | 年間 400 人 (現状年度比+37.5%) | 年間 500 人 (現状年度比+71.8%) |

▼ 海洋ごみ（プラスチックごみ）のアップサイクル



出典：NPO 法人唐津ファームアンドフード

「沖永良部島海洋ゴミ資源化サステナブルツーリズム事業 (R6.1)」



出典：一般社団法人おきのえらぶ島観光協会

沖永良部島観光サイト「アップサイクル工房体験」

基本方針5 多様な人々が取り組む環境づくり

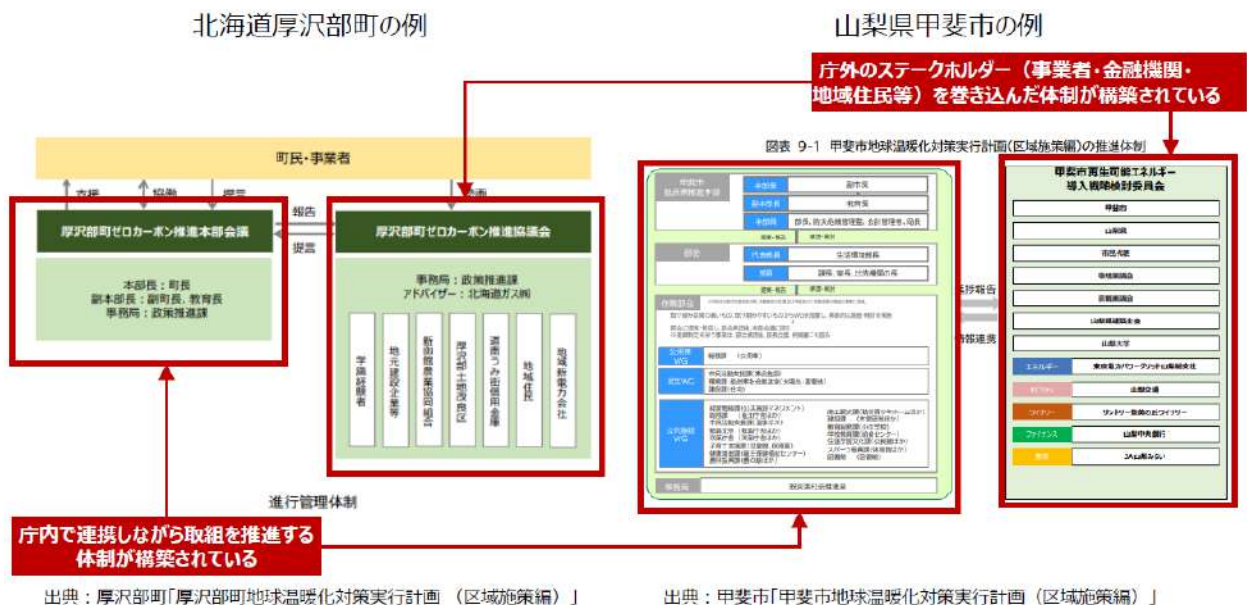
(1) 現状

地域住民アンケートの結果、全世代におけるゼロカーボンシティ宣言の認知度は95%と高く、地球温暖化問題へ多くの関心が寄せられています。

一方で、未来の知名町を担う中高生層の認知度は54%に留まっており、世代間での意識差が課題となっています。また、住民からは脱炭素施策を単なる「環境対策」としてではなく、ごみの資源化推進や持続可能な暮らしのあり方を見直す機会と捉える意見が多く寄せられています。

脱炭素社会の実現には、幅広い世代が当事者意識を持ち、地域全体で活動を継続できる仕組みづくりが必要です。

▼ 区域施策編の策定・実施体制（例）



出典：厚沢部町「厚沢部町地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」 出典：甲斐市「甲斐市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」

(2) 施策の方針

地域住民一人ひとりが脱炭素の意義を理解し、行動を変容させる「自分ごと化」を促進するため、全世代に向けた環境教育や学習の場を充実させます。特に次世代を担う子どもたちへ、島の豊かな自然環境とエネルギーの関わりを学ぶ実践的な機会を創出します。

また、再生可能エネルギー事業から得られる収益や事業者の活動を地域に還元する仕組みを検討します。環境保全活動や伝統行事への支援を通じて、環境対策と地域経済・コミュニティの活性化（持続可能な町づくり）の好循環を生み出すことを目指します。

(3) 具体的な取組

①環境教育・環境学習の充実

次世代を担う中高生をはじめ、広く地域住民に対して脱炭素や環境保全の重要性を伝えるため、実践的な環境教育プログラムを展開します。具体的には、町内に設置される太陽光発電やマイクログリッドなどの再エネ施設を「生きた教材」として活用した見学会や、専門家・事業者による学校への出前授業を実施します。

島の豊かな自然（サンゴ礁や固有の生態系）とエネルギーの関わりを学ぶことで、郷土愛を育みつつ、気候変動問題を「自分ごと」として捉える意識を醸成します。

家庭や地域でのごみの分別・資源化に関する啓発とも連動させ、持続可能なライフスタイルへの転換を促します。

●計画指標（計画推進の目安など）

| 指標 | 現状年・基準年 | 令和 12 年度(2030 年度) における目安 | 令和 17 年度(2035 年度) における目安 |
|--------------------|-----------------------------|-----------------------------|-----------------------------|
| 環境教育・環境学習 の実施回数 | 現状年：令和 6 年度(2024 年度) 4 回 | 6 回 (現状年度比+50.0%) | 8 回 (現状年度比+100.0%) |

▼ 施設見学・環境教育



出典：南海日日新聞

②地域・環境保全活動の活性化

再生可能エネルギーの導入を地域コミュニティの維持・活性化に直結させるため、再エネ事業者と地域住民が協働する仕組みを構築します。

具体的には、再エネ事業の売電収益の一部を地域基金などに還元し、地域団体が行う環境保全活動（海岸清掃等）や、教育・福祉課題の解決に活用するルール作りを進めます。

さらに、事業者が地域の伝統行事や祭りへ協賛・運営協力を行うことで地域との絆を深め、文化の継承に貢献します。環境対策のメリットを地域全体で享受できる体制を整え、誰もが主体的に環境づくりに参加できる土壌を形成します。

●計画指標（計画推進の目安など）

| 指標 | 現状年・基準年 | 令和12年度(2030年度) における目安 | 令和17年度(2035年度) における目安 |
|-----------------------|--|---|---|
| 再エネ事業者の 地域行事への連携回数 | 現状年：令和6年度(2024年度) 2回 | 4回 (現状年度比+100.0%) | 6回 (現状年度比+150.0%) |
| ボランティア清掃用 ごみ袋等の調達数 | 現状年：令和6年度(2024年度) ごみ袋：1,000枚 手袋：360双 | ごみ袋：1,200枚 (現状年度比+20.0%) 手袋：400双 (現状年度比+11.1%) | ごみ袋：1,400枚 (現状年度比+40.0%) 手袋：450双 (現状年度比+12.5%) |

▼ 海洋ごみから作られたストラップ



出典：NPO 法人唐津ファームアンドフード

「沖永良部島海洋ゴミ資源化サステナブルツーリズム事業（R6.1）」

第7章 計画の推進体制と進行管理

1 推進体制

計画を推進するためには、地域住民・事業者・行政といった各主体が地球温暖化に対する責務を認識し、それぞれの立場において、又は協働によって環境への負荷を軽減するための取組を進める必要があります。

(1) 地球温暖化対策実行計画の推進体制

●知名町地球温暖化対策推進委員会

本計画の進行管理、施策の効果検証、および見直しに関する審議を行います。

●行政（知名町役場）

企画振興課ゼロカーボン推進室を事務局とし、庁内連携で施策を実行します。地域住民・事業者への情報発信や取組支援（EV・再エネ補助等）を推進し、自らも一事業者として率先して排出削減に努めます。

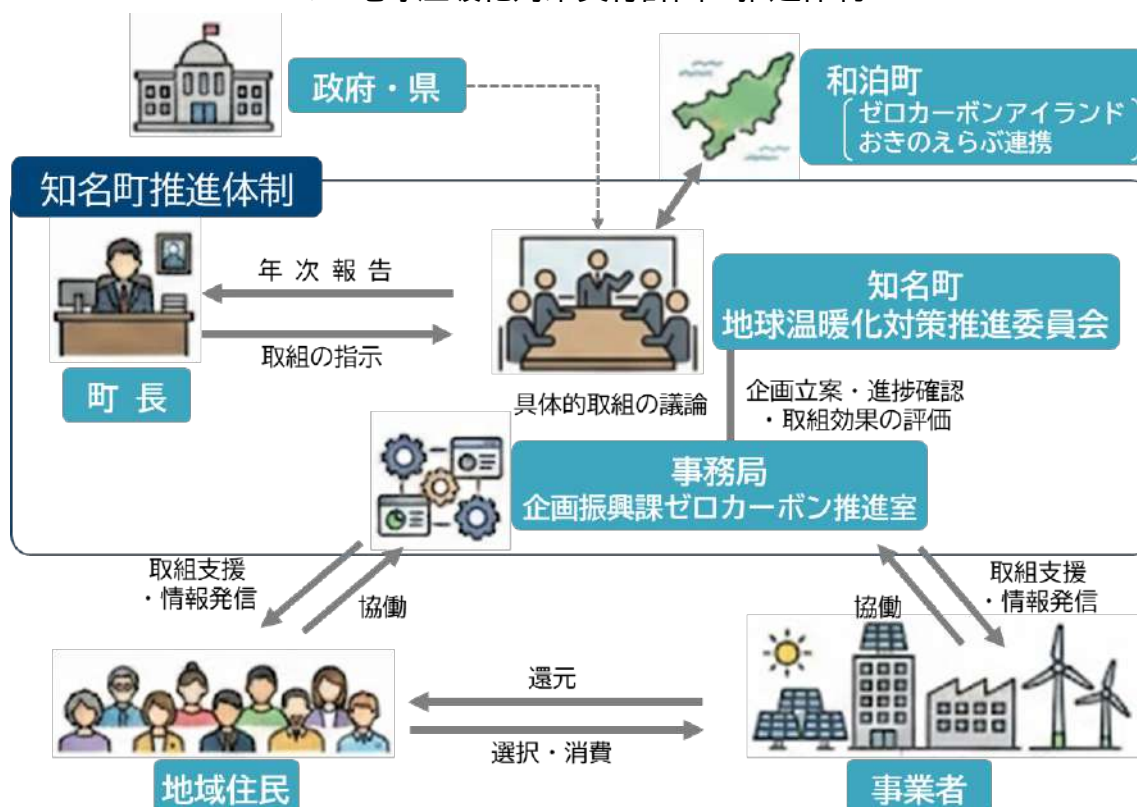
●地域住民・事業者

気候変動を「自分ごと」と捉え、省エネ行動や再エネ活用を主体的に実践します。「自然環境の保全」という島の願いを実現するため、行政等と協働し、環境保全（ネイチャーポジティブ）や地域内経済循環に参画します。

●和泊町・国・県

和泊町と密に連携して「ゼロカーボンアイランド」を推進します。また、国・県の動向を的確に把握し、技術的・財政的支援を最大限に活用して事業の実効性を高めます。

▼ 地球温暖化対策実行計画の推進体制



(2) 地域脱炭素化促進事業制度における推進体制

地域脱炭素化促進事業を円滑かつ適正に推進するためには、地球温暖化対策推進法に基づく制度の趣旨を理解し、再生可能エネルギーの導入拡大と、地域の環境保全・地域経済の持続的発展を両立させる仕組みが不可欠です。各主体は、相互に連携しながら地域の合意形成を図ります。

●促進区域設定段階

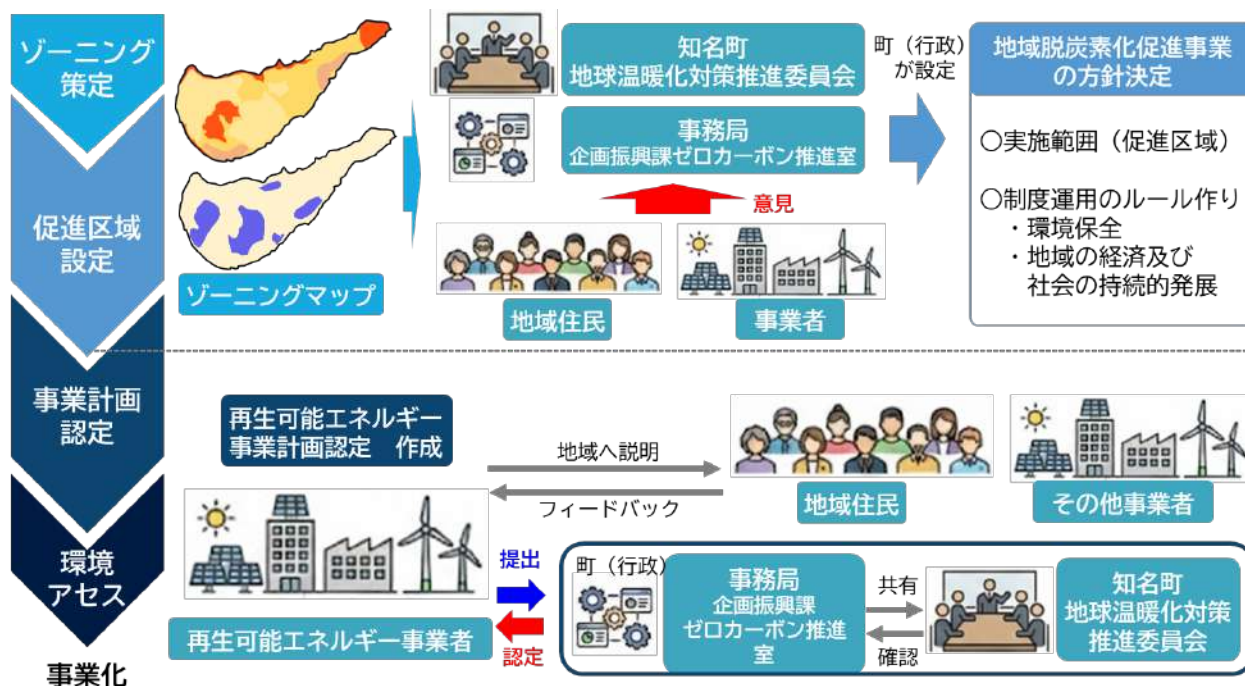
促進区域の候補地や設定方針については、地域住民の意向や関係事業者・有識者の知見を踏まえ、「知名町地球温暖化対策推進委員会」において、環境配慮や地域貢献の観点から多角的な協議を行います。地域の合意形成や適切なゾーニング（保全エリアとの調整等）を前提に、町として促進区域の設定を行います。

●再生可能エネルギー事業計画の認定段階

事業者から本制度を活用した「地域脱炭素化促進事業計画」の認定申請等があった場合、事務局において、本計画に定める環境配慮基準や地域の脱炭素化・持続的発展に資する要件との適合性を厳格に確認・審査します。

また、認定にあたっては、事業者に対して事業実施前の段階から、地域住民への十分な説明を行うよう求め、地域との共生が図られる事業を推進する体制とします。

▼ 地域脱炭素化促進事業制度における推進体制



2 進行管理

計画の着実な推進を図り、地域住民・事業者・町の協働による進行管理を行うため、事業計画の策定（Plan）→実施（Do）→点検・評価（Check）→見直し（Act）を繰り返す PDCA サイクルにより、年度の進行管理を実施していきます。

また、計画本体についても必要に応じて評価・見直しを実施していきます。

さらに、本計画書と計画の取組状況について、公表・周知していきます。

▼ PDCA サイクルによる計画の進行管理



<あ行>

■アップサイクル【p. 58 ほか】

本来なら捨てられるはずの廃棄物に、デザインやアイデアなどの新たな付加価値を加え、別の新しい製品に生まれ変わらせることを指します。単に再利用するだけでなく、「元の製品よりも価値を高める」という点が大きな特徴です。

■磯焼け【p. 31 ほか】

海水温上昇や食害によりコンブやカジメなどの海藻（藻場）が減少・消失し、海底が砂漠のように不毛化する現象です。魚の隠れ家や産卵場が失われ、漁業へ深刻な打撃を与える環境問題であり、地球温暖化やウニ・魚の増えすぎが主な原因です。

■エコふぁみ（九州エコファミリー応援アプリ）【p. 63 ほか】

九州 7 県が公式に提供しているスマートフォン用アプリです。日々の省エネ活動の記録や、環境イベントへの参加などでポイントが貯まり、楽しみながら地球環境にやさしい活動に取り組むことができます。

■温室効果ガス【p. 1 ほか】

太陽の光で暖まった地球から、宇宙に逃げる熱を吸収する性質をもつガスのことを言います。地球温暖化対策推進法においては、7 種類のガス（二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素、ハイドロフルオロカーボン、パーフルオロカーボン、六ふっ化硫黄、三ふっ化窒素）が規定されています。

<か行>

■カーボンニュートラル【p. 1 ほか】

二酸化炭素などの温室効果ガスの「排出量」から、森林や海藻などが吸収する「吸収量」を差し引き、合計を実質的にゼロにすることを言います。知名町では、島の美しい自然を守りながら、無理のない省エネや再生可能エネルギーの活用でこれを達成し、豊かな暮らしを続けることを目指しています。

■環境教育【p. 58 ほか】

持続可能な社会の構築を目指して、学校や地域等のあらゆる場において、環境と社会、経済と文化との繋がりや環境の保全について理解を深めるために行われる環境の保全に関する教育および学習のことです。学校や公民館での授業・ワークショップに加え、発電所等の施設見学や自然体験なども環境教育に含まれます。

■基幹産業【p. 19 ほか】

その地域の経済発展の基礎となり、他の産業の土台を支える重要産業のことを言います。

■グリーンインフラ【p. 28 ほか】

コンクリートなどの人工物だけでなく、植物や土、水といった「自然が本来持っている力」を活かして、まちづくりや防災に役立てる考え方です。例えば、海岸のソテツやアダンなどの植物を守ることが、高波を防ぐ防災対策に繋がるといった取り組みが含まれます。

■現況すう勢（BAU）ケース【p. 50 ほか】

社会、経済、環境問題などの特別な対策を講じず、今まで通りの生活や経済活動を続けた場合に予測される、未来の二酸化炭素排出量などの予測のことです。地球温暖化対策の将来推計において、特別な対策を講じずに現状の技術や活動量が推移すると仮定した「現状維持シナリオ」として用いられます。

<さ行>

■再生可能エネルギー【p. 1 ほか】

太陽光、風力、その他の非化石エネルギーのうち、永続的に利用することができるものと認められるものを言います。水力や地熱に加え、バイオマスも材料となる植物が成長過程で二酸化炭素を吸収するため、燃焼時の二酸化炭素排出量が実質ゼロになる特性があり、再生可能エネルギーに含まれます。

■次世代モビリティ【p. 58 ほか】

AI・電動化技術を活用し、自動運転、パーソナルモビリティ（小型移動機器）、空飛ぶクルマ、MaaS（統合交通サービス）などの新しい移動手段の総称です。環境負荷低減、高齢者の足、渋滞緩和を目的に開発され、ロボットと融合した自律走行機器などを含みます。

■食品ロス【p. 9 ほか】

食べ残し、売れ残りや期限が近い等様々な理由で、食べられるのに捨てられてしまう食品のことを言います。ごみ処理に多額のコストがかかることや、可燃ごみとして燃やすことで、二酸化炭素排出や焼却後の灰の埋め立てによる環境負荷等の問題があります。

■森林材積量【p. 47 ほか】

森林に立っている樹木の「幹」の体積のことです。森林資源の量や、利用可能な木材の量を示す指標であり、一般的に「蓄積量」とも呼ばれます。林野庁の森林資源現況調査などで、どの程度の木材が生産可能か（森林の循環）を把握し、持続可能な林業を行うために重要な指標となっています。

■ステークホルダー【p. 73 ほか】

事業や取組を行う上で、直接・間接的に利害関係を持つ人や組織のことを言います。直接的な関係には、消費者や雇用者、取引先等が該当し、間接的な関係には、地域社会や地域住民、メディア等が該当します。取組の持続的な発展には、ステークホルダーとの信頼関係が重要であり、良い影響を与え合う必要があります。

■スマート管理【p. 58 ほか】

主にデジタル技術や AI を活用して、業務や資産の管理を効率化・自動化することをいいます。本計画では、デジタル技術（IT・IoT・AI）を活用して、電気やガスなどのエネルギー使用状況を「見える化」し、自動で最適に制御することを指します。

■ゼロカーボンシティ【p. 10 ほか】

2050 年までに、地域から排出される二酸化炭素などの温室効果ガスを実質ゼロにすることを目指すと宣言した自治体のことです。知名町は、2020 年 9 月に「知名町気候非常事態宣言」の中で、このゼロカーボンシティを目指すことを宣言しています。

■ゾーニング【p. 35 ほか】

土地の自然環境や社会的な条件を調査し、「ここは自然をそのまま守るエリア（保全エリア）」「ここは条件付きで開発できるエリア（調整エリア）」「ここは再生可能エネルギーの導入を進めるエリア（導入可能エリア）」というように、目的別に地域を色分けしてルールを決めることです。

<た行>

■地域マイクログリッド【p. 34 ほか】

限られたコミュニティの中で、太陽光発電やバイオマス発電などの再生可能エネルギーで電気を作り、蓄電池などで電力量をコントロールし、コミュニティ内の電力供給を賄う、エネルギーの地産地消ができるシステムのことを言います。地産地消型再生可能エネルギーの導入を促進させるとともに、地震や台風などの災害により停電が発生した場合には、地域単独のネットワークに切り替えることで安定的に電力の供給ができる、災害時にも活躍するシステムです。

■適応策・緩和策（てきおうさく・かんわさく）【p. 14 ほか】

気候変動対策における 2 つの重要な柱です。「緩和策」は、省エネや再生可能エネルギーの活用などで、原因となる温室効果ガスそのものを減らす取り組みです。「適応策」は、すでに起こりつつある気温上昇や自然災害などの影響に備え、被害を減らしたり、新しい生活や農業のあり方に変えたりする取り組みを指します。

■デポジット制度【p. 34 ほか】

ペットボトルや缶などの飲料製品の容器などに対して、販売価格に上乗せした預り金（デポジット）を設定し、その容器を返却・リサイクルに出すと預り金を消費者に戻す仕組みのことを言います。一升瓶やビール瓶の回収制度として古くから利用されてきました。消費者の自発的なリサイクル行動を促す効果があり、環境に関心の高い人々に限らず効果が期待できます。

■トップランナー制度【p. 64 ほか】

家電製品や建材の製造事業者などに対し、目標となる省エネ基準を、現在商品化されている製品のうちエネルギー消費効率が最も優れているもの（トップランナー）の性能として、目標年度内にその基準を上回るよう求める制度のことを言います。対象となる機器は、省エネ法第 78 条において「大量に使用される機械器具であること」「使用時に相当量のエネルギーを消費すること」「エネルギー効率向上を図ることが必要かつ改善余地等があること」の 3 条件をすべて満たすものとして、自動車やエアコン、断熱材等の 32 項目が対象となっています。

<な行>

■生ごみ処理機【p. 39 ほか】

生ごみを乾燥させて減量したり、微生物の力で堆肥化させる機械のことをいいます。電動の乾燥式、バイオ式のほかに、非電動式のコンポスト容器やボカシ容器等の種類があります。

■ネイチャーポジティブ【p. 51 ほか】

自然環境や生態系の損失を食い止め、回復に向かわせることを言います。単に「自然を壊さない」だけでなく、人間が適切な手入れ（森林の間伐や海岸の清掃など）をすることで、より豊かで多様な生き物が棲める環境を積極的に創り出していく前向きな取り組みです。

<は行>

■非化石転換【p. 13 ほか】

石油や石炭等の化石燃料を利用したエネルギー（化石エネルギー）の消費量を削減し、再生可能エネルギーの消費へと転換していくことを言います。工場ボイラーや自動車の燃料の転換や燃料を燃やしていた熱源の電化等、エネルギー利用において幅広く実施していく必要があります。

■ブルーカーボン【p. 31 ほか】

海の中にあるアマモなどの海草や、コンブなどの海藻（藻場）が、光合成によって海中や大気中から吸収し、蓄える炭素のことです。四方を海に囲まれた知名町にとって、サンゴ礁や藻場を守ることは、二酸化炭素を減らすための非常に重要な役割を担っています。

<ま行>

■藻場【p. 65 ほか】

海中の浅瀬で、アマモ等の「海草」やカジメ・アオサ等の「海藻」が茂る場所のことを言います。多くの水生生物の生活を支え、産卵や幼稚仔魚に生育の場を提供する以外にも、栄養塩類や炭酸ガスを吸収し（ブルーカーボン）、酸素を供給し、付着する微生物が水中の有機物を分解するなど海水の浄化に大きな役割を果たしています。

<や行>

<ら行>

■リサイクル率【p. 25 ほか】

1年間のごみの排出総量に対し、リサイクル（再資源化）した量の割合のことです。

<わ行>

■4R（フォーアール）【p. 58 ほか】

ごみを減らし、資源を循環させるための 4 つの行動の頭文字です。ごみになるものを家庭に持ち込まない「Refuse（断る）」、ごみ自体の量を減らす「Reduce（減らす）」、すぐに捨てずに再利用する「Reuse（繰り返し使う）」、ごみを資源として再び利用する「Recycle（資源にする）」を指し、この優先順位で取り組むことが重要です。

■CCUS【p. 13 ほか】

発電所や化学工場などから排出された二酸化炭素を集め、地中深くに貯留・圧入する方法で、「二酸化炭素回収・貯留」技術を CCS と呼びます。単に貯留を行うほかに、集めた二酸化炭素で藻場を醸成し、バイオマスに変換して活用する等の二酸化炭素を利用するための技術を CCUS と呼びます。

■DX【p. 13 ほか】

「デジタル・トランスフォーメーション」の略称で、企業や行政等がデータやデジタル技術を使って、新しい製品やサービス等の新たな価値を創出していくことを言います。消費者の細かいニーズに対応できるようになるだけでなく、企業の競争力強化や省力化・効率化など、実施者にも大きなメリットが見込まれています。

■GX【p. 13 ほか】

「グリーン・トランスフォーメーション」の略称で、化石燃料中心の経済・社会・産業構造をグリーンエネルギー中心に移行させ、経済社会システム全体を変革することを言います。沖永良部で推進しているカーボンニュートラルも GX の一環で、環境にやさしく災害などの危機にも強いエネルギー需給構造を構築することを目指しています。

■HEMS（ヘムス）【p. 58 ほか】

「ホームエネルギーマネジメントシステム」の略称です。家庭で使う電気などのエネルギー使用状況を「見える化」し、家電や太陽光発電、蓄電池などを自動でコントロールして、無駄なく最適にエネルギーを管理するシステムのことです。

■IPCC【p. 6 ほか】

「Intergovernmental Panel on Climate Change」の略称で、日本語では「気候変動に関する政府間パネル」と呼ばれます。1988 年に世界気象機関（WMO）と国連環境計画（UNEP）によって設立された政府間組織で、2022 年 3 月時点における参加国と地域は 195 となっています。IPCC が果たしている重要な役割は、各国政府の気候変動に関する政策に対し、科学的な基礎を与えることですが、IPCC 自らが研究を行っているわけではなく、世界中の科学者が協力して、科学誌などに掲載された論文などの文献に基づいた定期的な報告書を作成し、発表しています。

■JCM【p. 11 ほか】

「Joint Crediting Mechanism」の略称で、日本語では「二国間クレジット制度」と呼ばれます。日本とパートナー国の間で、日本の企業や政府が技術や資金の面で協力して対策を実行し、温室効果ガスの削減・吸収量を、両国の貢献度合いに応じて分配し、自国の削減目標に加算できる仕組みのことを言います。日本はこれまでに 31 か国とパートナーの署名を行っています。

■PDCA サイクル【p. 14 ほか】

計画や政策の進捗管理において、その実施や進捗状況を定期的に点検評価し、計画や政策に反映する仕組みのことを言います。①計画（Plan）、②実行（Do）、③点検（Check）、④見直し（Action）という 4 段階のサイクルを構築し、継続的に実施することで、その効果や実効性、負荷の低減をはかることを目的としています。

■PPA 方式（電力販売契約）【p. 72 ほか】

「Power Purchase Agreement」の略称です。事業者（エネルギーサービス会社）が、町や企業、各家庭の屋根などに無償で太陽光パネルを設置し、そこで発電された電気を建物の所有者が購入して使う仕組みです。初期費用やメンテナンスの負担なしで再生可能エネルギーを導入できるメリットがあります。

■RESAS【p. 19 ほか】

「Regional Economy (and) Society Analyzing System」の略称で、日本語では「地域経済分析システム」と呼ばれます。内閣官房（まち・ひと・しごと創生本部事務局）及び経済産業省が、産業構造や人口動態、人の流れ等に関する官民のビックデータを集約し、可視化するシステムとして提供しています。

■SSP【p. 6 ほか】

「Shared Socioeconomic Pathways」の略称で、日本語では「共通社会経済経路」と呼ばれます。IPCC が立ち上げた総合評価モデルを行うコミュニティで、2100 年までの社会経済を 5 つのシナリオに分け評価することで、今後の世界的な取組や政策の根拠とするだけでなく、生物多様性評価や適切な水需要管理、大気質管理等に応用されることが期待されています。

■ZEB・ZEH（ゼブ・ゼッチ）【p. 64 ほか】

ZEB（ネット・ゼロ・エネルギー・ビル）はビルなどの事業所、ZEH（ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス）は一般住宅のことです。建物の断熱性を高めて「省エネ」をしつつ、太陽光発電などで「創エネ」を行うことで、建物で使う年間のエネルギー量を実質的にゼロ、あるいはマイナスにする建物を指します。



第2次知名町地球温暖化対策実行計画
(区域施策編)

令和8年3月

発行／知名町役場 企画振興課

〒891-9295 鹿児島県大島郡知名町大字知名1100番地

TEL：0997-93-3111（代表）

FAX：0997-93-4103